

入管と縁を切りたい!

——日本国籍確認の斗い——

目	次
金鐘甲さんの日本国籍確認訴訟の経過	1
資料 1	
第十準備書面 帰化について	9
第十一準備書面 国籍選択の自由について	14
第十二準備書面 日本と国籍選択	17
第十三準備書面 国籍とは何か	19
資料 2	
証拠申請書類	20
資料 3	
宋斗会裁判における大阪高裁判決	21
資料 4	
国連人権委員会に差別の実態を提起 ... チオエチャンフア 崔昌華	26
国連人権委員会での在日朝鮮人問題討議 ... 崔昌華	31
指紋押捺拒否斗争	34
崔昌華	34
新聞、ビラの切り抜きなど	41
あ と が き	64

1981.7

キム チョン カヴ

金鐘甲さんの裁判をすすめる会

キム チョン カウ

金鐘甲さんの日本国籍確認訴訟の経過

1. この裁判のはじまり

この会報を初めて手にした方のため、それに私たちのずぼらさのため、忘れた頃にしか発行されないこの会報を手にしても、以前のことを忘れている方のために、なぜ、この裁判が始ったかをまずのべておきましょう。

私たちが初めて金さんにあったのは、一九七二年夏のことでした。ちょうどその頃、金さんは脳卒中による左半身不随のため、門司労災病院内科に入院の身で、その上退去強制令がでていて、仮放免中だったのです。たまたま、この事に直面した私たちが一人二人とあつまって、なんとかしようではないかと、法務大臣に嘆願書を出したりして、一九七四年秋に「特別在留許可」をえたわけです。言い遅れましたが、金さんは一九二十年の日韓併合下の朝鮮の慶尚北道金泉郡の生れで、両親は朝鮮人です。一九四一年頃日本に強制連行され、千島や東北地方で一九四五年日本の敗戦まで強制労働させられました。戦後は、身一つで収容所より放り出され、かつぎ屋やアメ屋などしながらなんとか食っていましたが、くず鉄の窃盗の罪で一年二ヶ月の実刑をうけ刑務所に入り、

出てきたところ、今度は韓国へ強制送還のため大村収容所へ入れられました。一九五二年サンフランシスコ平和条約で日本は韓国の領土を放棄したから、在日朝鮮人の国籍は原状に復帰する、したがって金さんの日本国籍は消失した、主権を回復した新しい日本の出入国管理体制では一年以上の実刑をうけた外国人は強制送還することになっている、これが日本国の言い分です。というわけで大村収容所に入れられたのですが、韓国政府は在日朝鮮人の国籍は未定として受けとりを拒否したため、一九五七年、特別在留許可をえて、門司港に住みついたのです。しかし、一九七一年再び退去強制、即仮放免という扱いにかかりました。勝手につれてきて、俺の一生をメチャメチャにした上、今度は退去強制だの、仮放免だの、特別在留許可だの、今も俺を勝手に取扱う日本国に、死ぬまで一言文句を言いたい、という金さんの意見を生かすにはどうすればいいか、私たちはあれやこれやと討論をつづけました。そして、一九七五年八月十一日、この日本国籍確認の訴訟を日本国を相手に起したわけです。ここまでのことは会報第1に詳しくのべています。

このとき以来、この問題に関心のある日本人、韓国人、朝鮮人が時たまあつまり、せめて裁判ぐらい傍聴し、時には金さんを病院に見舞おうではないかということで、名前だけは格調高く、金鐘甲^{ナシヤク}さんの裁判をすすめる会としたわけで、細々とつづいているわけです。裁判の方は、原告本人訴訟で弁護士はついていません。二、三弁護士にもあたってみたのですがえられず、裁判の実質討論は輔佐人の崔昌華^{チヤンハ}牧師を中心に、もう一人の輔佐人の兼崎主治医や会のもの二、三人が話会ってすすめています。原告の金さん自身は日本語も読めず、堅苦しい法律のことばなど理解は困難で、金さんの死ぬまでに日本国に俺の思いを一言いっておきたいという気持ちをどう法場で翻訳しえているかは、私たちもいささか心もとなく思います。いったいどこまでやれるか不安に思いつつ、ともかく六年目を迎えました。すでに、一九七九年春までの裁判の経過は会報^{ホウ}5までのにのべていますので、ここでは、その後の経過をのべてみます。

2. 一九七九年からの裁判の経過

この二年間は「主張」が続けられましたが、「主張」したのは、こちら側のみで、日本国は、「最後にまとめて」するそうで、知らぬ顔といった様で、法廷に提出したのは、書証一つです。こちら側は準備書面十一十三（資料1）と証拠書類①②（資料2）

を提出しました。以下に原告側主張の要点をたどってみます。

私たちは、国籍とはその地域に定住しているという実態の国家による確認であり、この定住している実態を国家が勝手に否定して国籍を認めないということは許されないと主張をしてきました。これに対して、被告日本国は、生活実体から日本国民という資格をもたすためには国籍法には帰化という方法があるから、日本国籍が欲しかったら帰化申請をしたら、という主張を行ってきました。

これに対して、第十準備書面では、サンフランシスコ条約締結以前の連合国、日本・韓国において討論されていた在日朝鮮人の国籍処理問題の経過をとり上げ、その中で出された国籍選択と帰化のちがいを明らかにしました。国際法の支配する国籍選択は、個人の基本的人権を最大限に保障すると共に、少数民族としての諸権利を保障する制度ですが、国内法の支配する帰化又は国籍取得は国家の裁量行為であり、個人よりも国家の利益を優先した制度といえます。日本国がこのサ条約締結前の討論において、国籍選択を帰化ですりかえたことは、日本国における少数民族としての朝鮮民族の存在を許さず、日本国の好みによって選別し大和民族に同化させる道具として帰化の制度を採用したものであることをのべ、これは日本統治下の朝鮮に実施された皇民化政策の延長であると主張しました。このような日本国家の仕組んだ帰化を拒否し、民族の主体性、言語、歴史、文化、風俗を守り獲得することをめざして、基本的人権、居

住権、参政権などの集約としての国籍を、定住している事実をもって認めさせることが、この国籍確認の訴訟の目的であることを明らかにしました。

領土変更があった場合の、国籍の変動は、近代以後とくにフランス革命以後は、「何人も自己の意思に反して国籍を強制されることはない。」という民主主義の原理にもとづいて国籍選択制度が普及していきました。

国籍選択という用語が最初につかわれたのは一七八五年フランス・スペイン条約が初めてですが、その後、しだいに例がふえ、とくに第一次世界大戦の終結に際して結ばれたヴェルサイユ条約ではさまざまな形で国籍選択が採用されたことを例をあげて、第十一準備書面では述べました。この中では、領土変更があった場合に国籍に影響をうける人々が、自由な意志によって、前の国籍の保持を表明する、すなわち選択するものの一方的な法的行為としての国籍の選択は、国家への誓約による恩恵としての国籍の取得とは根本的に異なることを、とくに強調しました。

つぎに、第十二準備書面では、日本の関係した諸条約における国籍選択の先例についてふれました。日本も国際条約において、国籍選択制度を採用しています。一八七五年樺太千島交換条約、一八九五年下関条約、一九〇五年日露講和条約、一九五二年日華平和条約では、さまざまな形で国籍選択を採用しています。一方、一八五五年

日露通好条約、一九一〇年韓日併合条約、一九五二年サンフランシスコ平和条約では、国籍選択を採用していません。一九四五年日本の敗戦からサ条約の結ばれた一九五二年の間に、在日朝鮮人韓国人約二百十万人の内、百五十万人は朝鮮半島へ帰り、約六十万人は日本にひき続き居住しました。国籍の実態は居住ですから、日本に居住を選択したことは、日本国籍を保持することを選択したと言えます。この実態を前提として、サ条約締結以前、GHQ、日本政府の内部における在日朝鮮人韓国人の国籍についての検討段階では、国籍選択が採用される前提で議論されたことのおべておきました。

第十三準備書面では、原告の主張のひとつとりのまとめを行いました。この中では、国籍取得の原因として、血統主義と出生地主義があり、どちらをとるかには国によってちがいますが、血統という「きずな」にしる、「出生」という「きずな」をとるにしては、それは「居住」という実態によってのみ生きたものとなり太く強いものになるわけです。「居住」によって結ばれ培われる人間関係の「きずな」の存在こそが国籍の根本もなすものと言えます。逆に言えば、国籍は国家が恩恵的に付与したり剝脱できるものではなく、国家は居住によって培われた「きずな」が存在することを国籍という法的表現で追認するだけで充分であると言えます。

このような観点からみた場合に、金さんは、日本国によって自国民として日本列島に強制連行されたことによって否応なく、約40年間この地に居住し、この地において、さまざまな抜きがたい、「きずな」を培ってきました。この「きずな」を否定して、日本

国は金さんを追放したり、国籍を剥脱することはなんら正当な根拠がありません。

この二年間にだした証拠申請書類を資料2としてあげておきます。

⑨⑩の18点です。

主なものを紹介しますと、この裁判と金さんのことをテーマにしたものは、⑨で、ルポライターの佐藤文明さんが書いたものでよくまとまっています。領土変更にもなる国籍処理についての国際条約に関しての実証的研究では、大沼さんの書かれた⑩はひじょうに参考になりました。また、日本の敗戦からサ条約にいたるまでの在日朝鮮人韓国人の処遇については、大沼さんの書かれた⑪、⑫が具体的な経過に詳しくふれています。韓日会談における国籍処理についてはこの裁判の特別輔佐人の崔昌華さんがあらわした⑬が最初のものと言えます。現在の日本において日本国籍を剥脱された在日朝鮮人韓国人が生活や人権の問題でどのような困難な状況におかれているかについては、田中宏さんのかいた⑭および在日韓国人朝鮮人の人権獲得闘争連合会が国連へあてて提出した⑮にまとめられています。

また、これらの問題については、日本国外にも広く紹介されていますが、⑨、⑩、⑪、⑫はそうです。

3. 金さんのこの頃

金さんが北九州市門司区にある門司労災病院に入院してから、私たちは知り合ったのですが、すでに九年になります。左半身不随で、歩行は杖で20〜30メートルぐらいしか歩るけず、もっぱら車イスを常用し、大部分は、病院のベッドで間をあげず、タバコの煙をくゆらせながら、もっぱらテレビを相手にすごすのが金さんの一日です。幼い頃より、ロペらしに外に働きに出され、おおよそ、学校教育などうけたことのない金さんにとって、朝鮮語も、日本語も活字の世界とは縁がありませんから、楽しめと言え、患者仲間にならんで競輪の券を買って、一喜一憂するといったものです。およそ「善良な市民生活」などといった範ちゅうの中流日本社会好みのマナーなどには、そもそも触れる機会さえなかった金さんにとって、病院生活ははなはだ勝手がちがって、入院当初は、入院規則の飲酒の禁などしばしば「くそくらえ」で、一杯やりにいったりで、そのたびに医者や看護婦とやり合ったりして、「強制退院」などとおどかされたりしたのですが、最近、しだいに体力も衰えたためか、一人で飲みに出る元気もなくなったみたいで、私たちにとっては、なんだか変にもホットしたり、一

方では、金さんの健康の衰えに不安になったりもします。

それでも、医者や看護婦にとって、あまり「歓迎される患者」とは今でもいえないようですが、とにかくにも、九年間病院に居住している実績は病院ともさまざまな「きずな」をつくり、今や病室四〇七号の「主」となっている様です。この裁判を初めてから、日本には身よりのない金さんのところにも、私たちの仲間や、キリスト教会の牧師さんたちなど、一ヶ月に一人二人と訪れ、金さんにとっても、うれしいことのように、「誰々がきたよ」とか私たちに話してくれます。

裁判は年に三回ぐらいで、病院より福岡地裁まで片道、車で二時間ですが、これは金さんにとって大変な難行で、左半身の痛みや、吐気で、途中で車を止めることもしばしばです。裁判所でのやりとりや、この裁判の内容について、金さんがどれ程、理解できているか私たちにとっては心もとない思いなのですが、それでも、裁判所へ六年間出廷し続けてきた姿に「死ぬまでにこれだけは日本国に言っておきたい。」という金さんの気持をみる思いです。

医者の話では、慢性気管支炎とかで、咳や痰を一日中くりかえしている金さんに、「タバコをやめないと、あと何年生きれるかなあ」だそうで、「金さんタバコをやめたら」といったら、「私の楽しみといったら、もうこれぐらいですから」といって、又、モ

クモクとタバコの煙をあげるのをみて、そうだろうなあと思ったりします。

4. この裁判が問いかけるもの

日本国籍確認訴訟に対する日本国の論理はすでに、在日朝鮮人については宋斗会さん、在日台湾人については林景明さんの例で、一九七九年、八十年、八一年と京都地裁・高裁、東京地裁・高裁の判決にでています。

即ち、在日朝鮮人、台湾人の国籍は、一九五二年サンフランシスコ条約第二条A項およびB項で朝鮮及び台湾についてのすべての権利、権限、請求権を日本は放棄したこと、つまり領土変更があったことを根拠として出した一九五二年民事局長通達（民事甲第四三八号）「朝鮮人及び台湾人は内地に在住している者を含めて、すべて日本の国籍は喪失する。」ということです。

これに対して、こちらは次のような点を主張し、国、裁判所はそれぞれ以下のように反論してきました。

① サンフランシスコ条約には当事国である朝鮮を代表するいかなる政府も参加していない。

国 「朝鮮は連合国側に属するから、連合国に有効なものは朝鮮にも有効である。」

② 国籍についての規定はサ条約にはない。

国 「領土変更があったときは国籍の変動がともなうのが通例である。」

③しかし、在日朝鮮人韓国人については領土変更は起っていない。

国 「朝鮮に関するすべての権利権限を放棄したのだから、在日朝鮮人韓国人の国籍も原状回復する。」

④国籍のような重要な事がらを立法によらずして一片の行政通達で行ったことは違法である。

国 「この取扱いは国内法によるものではなく、サ条約という国際法によるものである。」

⑤ところが、サ条約には先にいった通り、国籍についての取り決めはない。

国 「一国の国籍についての取り決めはその国の専断的事項である。」

⑥サ条約に国籍についての取り決めが具体的にないことから、サ条約の解釈はその前文にうたわれた世界人権宣言にそって行うべきである。世界人権宣言第十五条は国籍剝脱を禁止した項目であり、この趣旨に添って解釈されるべきだ。

国 「前文は精神をうたったものであり、これに拘束される必要はない。」

⑦領土変更にもなつて国籍の変動がある場合にも、国際法の

歴史では個人の人権を守る為に国籍選択を入れるのが通例である。

国 「国籍選択は国際法の通例とは言えない。」

ざっとまあこんなやりとりがあっているわけです。このやりとりの中で、私たち自身にも、問題点がしだいに増えてきました。その第一は、国籍とは何か、という根本的なことです。国家というものが死滅するものか否かはさておいて、現実には世界は国家に分かれており、その国家の中における個人の人権の保障は国籍という形をとらざるをえません。もちろん、世界人権規約などでもうたっているように、定住外国人の人権の保障という形もあります。す進んでおり必要なことですが、歴史の現段階では、それは、国籍という形の人権の保障を前提として、その欠陥をカバーする補助的なものと言えます。しかし、国籍は国家が個人に与えたり奪ったりできるものでしょうか。何人であれ、その地域に定住している人、すなわち住民が、その地において具体的な生きた「きずな」を築きあげている事実こそが国籍の根本的なものであり、国家はその地域の住民の相互関係の「きずな」の上につくられたものと言えます。

従って、国家は国籍によってその地域に定住していることの事実を追認することだけが可能であり、これを否定することはできないはずです。荒らっぽく言えば、「住民が先か、国家が先か」と

問題を立てることができません。その人の人権、民族、血のつながりが何んであれ、日本という地域に定住する住民のうちの一人の金さんが、日本国に「俺が定住していることの事実を国籍でもって確認せよ。」と言っていることは、考えてみれば、しごくあたり前のことだと思っています。

第二の問題は、日本は単一民族よりなる国家だという根強い意識だと思っています。日本は大和民族の国家だという現代の神話です。この考えは、日本列島の住民としてアイヌ人やウイグル人（オロツコ人）琉球人、朝鮮人、台湾人などが定住している事実の否定です。これは、明治以来、日本天皇制国家がアイヌに対して、ウイグルに対して、琉球に対して朝鮮・台湾に対して一貫してとった彼らの母語を禁止して日本語を強制し、創氏改名し、生活風俗を日本化し同化を強制してきた事実が今も脈々と単一民族国家の考えとして生きているわけです。この考えは、あまりにも根強く、日本という国家が歴史に登場してから、その版図を北上させてきた歴史は、アイヌやおそらくはウイグルとの抗争の歴史であったこと、アイヌモシリを北海道として実効的に日本国家が支配しはじめたのは、つい百年前のことであったこと、また、琉球を日本国家の版図として名実共に領有するようになったのもつい百年前でしかないということさえ忘却して、有史以来、日本国家は今の地球儀で赤く塗られた地域のようなっていたかの錯覚さえ起

す程です。だからこそ、「なぜ朝鮮人が日本人の国家の国籍をとる必要があるのか」という質問はど当惑させるものではありません。日本の有史以前より、朝鮮半島から日本列島へたくさんの人が渡ってきただろうこと、日本が国家の形をとる頃も多くの「帰化人」がやってきたこと、豊臣秀吉の朝鮮侵略の際には何十万の数の朝鮮人を強制連行してきたこと、その歴史の続きとして一九一〇年「日韓併合」ではじまる朝鮮の植民地化では二百―三百万の数で朝鮮人が強制連行されたり、朝鮮から追われるようにして日本にやってきたこと、などなどの結果として朝鮮人が今、日本列島に定住している住民の一部をなしていることは無惨にも忘れられているようです。この日本列島に定住している住民の一人が住民としての当然の権利（すなわち国籍）を日本国に確認させようというわけですから、これはごく自然なことだと思いうわけです。

まあ、ときにはこんな硬い話もするわけで、そのためか、時には金さんのところに「強制連行された朝鮮人で一人で日本国を相手に日本国籍確認訴訟をやっている原告」ということで、金さんに会いにくる人もいりますが、「期待はずれ」だったこともしばしばで、「おあいにく様」といったところですよ。何か、トウトウとした理論を金さんが話すから、この裁判が始ったではありません。

金さんが一人の朝鮮人の住民として、この日本に四十年間居住し

てきた、そのありのままの事実こそがこの裁判の根拠なのですから。

一人の住民が住民としての当然の権利の確認を國家に求めたものだと言えます。

日本國家に問いかけを發したその一人の住民が朝鮮人であれ、何人であれ、また問いかけをむけられた私が何人であれ、同じ一人の住民として、この問いかけに共感をおぼえるのはあたり前のことだと思ふわけです。ましてや、金さんは朝鮮人であり、金さんが今こうして日本にゐることに対して、日本國がその原因をつくりだしたことは否定できない事實なのですから、その日本國を支えてきた日本人の一員である私にとって、金さんの問いかけは共感以上の何かを私の中によびおこさずにはおきません。

一九八一年一月三一日 K

資料1

第十準備書面

帰化について

一、被告、日本国の主張

一九七七年七月十二日被告準備書面において、「ちなみに生活実体という結果から日本国民たる資格という原因を招来するためには、わが国籍法は帰化という方法を予定している。（同法三条ないし六条）」とのべ、あたかも日本国籍が欲しかったら確認訴訟を取り下げ帰化申請をしたら、といひ含めていようである。このような考え方の背後を考えてみたい。

第十二国会参議院における曾祚益参議院議員の、「分離される地域の住民の国籍の帰属でございます。で私はこの問題は日本の将来少数民族問題を残したくない。……（国際法の）先例等に徴しまして国籍選択権を与え、……その結果、外国籍を選択した者については、……究極においては、これは退去してもらう。この原則を打立てて、この原則の上に（韓国と）交渉すべきではないか」という質問に対し、吉田茂総理は「従来朝鮮と日本とは非常に、親密以上の間であつたので、或いは日本化といひますか、日本国民と同一な待遇を以って同一の国民のうちに包含するような、名前までも改めさして日本化させるということに従

来の政府が力を入れておつた結果、朝鮮人にして日本に長く土着した人もあれば、或いは又、日本人になり切つた人もある。同時に又、何か騒動が起きると必ずその手先になつて、そうして地方騒擾その他に参加する者も少なくない。いいのと、悪いのと両方あるので、その選択には非常に……、選択して国籍を与えるわけではありませんけれども、朝鮮人に禍いを受ける半面もあり、又いい面もある。特に朝鮮人に日本国籍を与えるについても、よほど考えねばならんことは、あなたの言われるような少数民族という問題が起つて、随分他国で以って困難をいたしている例は少なくないのでありますから、この問題については慎重に考えたいと思ひます。……」と答えている。（第十二国会、参議院条約特別委員会会議録第五号、一九五一年十月二十九日）

他方、西村条約局長は次のように述べている。「曾って独立国であつたものが、合併によつて日本の領土の一部になつた。その朝鮮が今度の平和条約によつて独立を回復するといふ場合には、朝鮮人であつた者は独立回復の結果従前持つていた朝鮮の国籍を回復すると考えるのが通念でございます。これらの諸兄のために、特に日本人としていた希望を持つておられる諸兄のために、特別の条件を平和条約に設けることの可否という問題にな

るわけです。その点研究いたしました結果は、今日の国籍法による帰化の方式によつて在留朝鮮人の希望を満足できるとの結論に達しまして、特に国籍選択といふような条項を設けることを（連合国側にか？）要請しないことにしたわけであります。」（同会議録第十号一九五一年十一月五日）

一九五二年（行）一七五号（東京地方裁判所）の事件において、被告、日本国は第一準備書面で「原告が日本の国籍の取得を希望するならば国籍法所定の帰化の手続によらなければならないのである」（判例大系、国際私法Ⅱ国籍一九一四頁）と主張した。

一九六一年四月五日、最高裁判所大法廷の判決において被告原告人の主張を認めている。一九五五年（オ）八九〇号事件、「三、以上の理由によつて、原告人が日本の国籍を有することの確認を求めるのは失当である。原告人が日本の国籍を希望するならば国籍法に定める帰化の手続によるべきであり、これによつて国籍を簡単に回復することができる。」（判例大系、国際私法Ⅱ国籍一九三四頁、崔昌華著、国籍と人権、一〇〇頁）

二、原告の主張

被告日本国は在日韓国人・朝鮮人が保有している日本国籍を平和条約二条a項の合理的解釈によつて集団剥奪した。こ

のことは被告日本國が在日韓國人・朝鮮人の国籍処理は國際法に基づかねばならないことをはっきり認めたことである。即ち、在日朝鮮人、韓國人の国籍變動は領土變更という國際法の支配する領土であり、國際條約の明文規定によらなければ變動されないというのが國際法の確立された慣例である。このことはまた次の文書で明らかである。

「在日朝鮮人の地位」に関する一九四九年一月十八日付アメリカ政治顧問發信文書一一一號同封書一號。覺書、「問題の他の側面」

法的に見て最も賢明なる方法は朝鮮国籍承認を保留することと考えられる。朝鮮に正式に承認された政府が樹立されることにより朝鮮外居住者に自動的に朝鮮国籍が付与されるものは疑問である。一般に、一國から他國へ領土變更（本件においては日本から朝鮮）が起った場合、国籍の變更は当該個人が變更時にその領域に在住していた場合にのみ起こる。在日朝鮮人が解放後も本國に帰還せず、かつ正式に承認された政府の樹立後も帰還の意思を表明しなかった事實は、彼らが朝鮮在住を放棄したことを示すと思われる。連合國政策（一九四六年六月六日のFEC10341）は在日朝鮮人を解放民族と処理する旨規定しており、それに従って彼らの本國帰還が促進された。

しかしながら、その政策表明が国籍に関する解決をなしたものと解釈されない。もともと朝鮮に正式に認められた政府が樹立されたことにより、在外者に対して国籍を付与し得るとも考えられるが、その場合にも二重国籍者が国籍を有する二國のいずれかに在住している場合、当該者が成年に達してすでに他の一國の国籍を選択し、かつ自国民たることを主張している國に一時的に在住しているにすぎない場合を除いて、在住國は他の一國の干渉を受けずに当該個人に対し、その国籍を主張する權利を有する、というのが一般に認められた規則である。（中略）本政策にはさらに、日本が参加せず、また将来きわめて非實際的となる可能性をもつ決定に、日本をコミットさせないという利点がある。問題の最終的解決として、日朝兩國が自立した國家としておそらくは條約によって明確な一致に達することができると考えられる。そのような解決は領域變更の場合には一般的なものであり、條約上領域變更の影響を受けた者には国籍の選択権が授与されると共にその選択と居住の國を一致させなければならぬのである。日朝兩國がそのような協定を締結した場合、朝鮮国籍を選択する在日朝鮮人はその結果として、定められた期間内に朝鮮に帰還し、居住することを要求される。朝鮮帰還を希望

しない朝鮮人はこうして日本国籍を選択するかも知れない。連合國最高司令官が現在韓國代表部に在日朝鮮人を韓國國民として登録することを許可するなら、韓國政府の登録基準がきわめて厳格なものでない限り、多数の在日朝鮮人は朝鮮帰還の意思を明示しなくても、韓國国籍を主張できるようになるだろう。この決定は他の諸々の望ましからぬ結果にもまして二重国籍という重大な問題を生ぜしむることになると考えられる。（法律時報五一卷三號一三一頁―一三二頁、出入國管理体制の成立過程12、大沼保昭、甲証拠⑤）

國際法の支配する国籍選択は個人の基本的人權を最大限に保障すると共に、そのことにより少数民族としての諸權利を保障する制度であり、國內法の支配する帰化又は国籍取得は全く他國の干渉を許さない國家裁量行為であり、國家の利益が個人の人權に優先する場合が多い制度である。被告日本國が国籍選択を帰化ですりかえたのは朝鮮民族としての少数民族の存在をなくすためである。日本國家が全く自分の好みによって大和民族化する人に日本国籍を与え、具体的に日本人的氏名を強要する同化政策の道具として帰化を用いている。すなわち、帝國主義日本が、朝鮮民族に強要した皇民化政策の延長線上に帰化政策があるわけで、

これには断固反対する。

三、帰化該当者

国籍法四条一号は一般外国人が日本へ帰化するための条件の一つとして「引き続き五年以上日本に住所を有すること」とある。継続五年以上日本に在住したことを要求している。現行の出入国管理令においては在留期間は原則として最大限三年の範囲内に限られている。このような関係から一般外国人の（純粹外国人）の帰化は原則として許可されないことになる。ここで「継続五年以上日本在住」という帰化の居住条件は旧国籍法以来、現国籍法も引き継いでおり、形式的変化はないが実質的变化がある。その実質的变化は一般外国人（純粹外国人）の帰化は原則として居住条件をみたし得ないが、帰化が認められるのは外国人登録令によって「外国人とみなす」と規定した在日韓国人・朝鮮人、台湾人であるということである。即ち日本国籍を日本国家により集団剥奪された人々であり、現在の法的地位が法一二六号該当者、協定永住者、一般永住者、特別在留許可者という特殊な地位にある人で、大和民族化した人を選別同化した人に日本国籍を付与する。帰化した外国人の数をみると旧国籍法が施行された一八九九年から一九五三年の平和条約発効まで帰化した者の数は合計三一五人（一年平均五人）であるのに、

平和条約発効後の帰化者は一九七六年まで一一三、四二六人で年平均約四五〇〇人にのぼり、約八五〇が在日韓国人、朝鮮人である。

在日韓国人、朝鮮人帰化の三分の二が日本人との血縁関係である。具体的には、日本人男性と結婚した朝鮮女性八〇〇が帰化し、欧米系妻の場合は原国籍を保持する。親子関係として母が日本人の場合、八三〇が帰化する。このことは結婚が日本同化を促進していることを示しており、在日韓国人男女の婚姻件数が一九七三年、合計七四五〇件のうち、日本人男女を配偶者とする者が三五七六件である。

在日韓国人、朝鮮人帰化の三分の一が居住権の安定、その他の事情によるものと思われる。同化としての帰化が、強制退去かを日本国家は強要している。

四、帰化の強要と選択

一九七七年西日本地区で五十億円近い資産で事業をしていた在日韓国人Wさんが不況で倒産寸前に追込まれ、融資のことで知合いの政治家に相談したところ、帰化するなら事業再建の途があると帰化を強要された。民族の誇りを守るか、事業を守るかさんざん迷ったあげく、帰化にふみきり融資を受け事業を再建することが出来た。

Wさんの妻は日本人であることを付記したい。

日本の名バイオリン教授の鷺見三郎先生の門下生にB君という在日朝鮮人の弟子がいた。中学二年の時先生にみこまれモスクワ音楽院に留学を勧められた。文部省の特別なはかりで緊急に日本国籍を取得（帰化）し、ソビエト政府の文化省の特別給費生として母親と一緒にソビエトへ渡った。

北九州のA嬢の場合、上野芸大付属高校バイオリン科をやはり首席で卒業し、日本国籍を取得（帰化）、文部省の給費留学生としてパリ国立音大へ留学、今は夫君の国フィンランドと日本を舞台に活躍している女流バイオリニストである。（まだん、一九七五年六号一一頁）

一九七五年まで司法試験に合格した在日韓国人、朝鮮人が十数名にのぼるといわれるが、司法修習生に採用の段階で帰化を強要、それでみんな帰化し日本名を名乗り法曹界で働いている。

一九七六年、妻が日本人である北九州市在住の在日韓国人Pさんが帰化申請をしたが、数年前病氣のため生活保護を数ヶ月受けたことが理由で不許可になった。帰化した国本忠孝氏は「日本では帰化人といういやなことばを使う。帰化とは日本に帰順した人たちという意味でしょうが、われわれは決して帰順したわけではない。確かにこのことばは抵抗を感じます。なぜならわれわれは従来の日本人

でもなかなかパスしにくいだろうと思われる帰化基準―例えば過去に前科がないとか、非常に厳しい帰化基準があるわけです。―(フリーライフ、一九七七年一月号、新春放談)と厳しい選別をのべています。

法務省関係者は同化政策としての帰化を強要することをほのめかしている。

「同化政策は在日朝鮮人の帰化を大幅に認め、かつ民生の安定のため思い切った措置をとり、日本社会への同化を積極的に促進することを強調するものである。」(坂中英徳「今後の出入国管理行政のあり方について」外国人登録一九七七年六月号)このように帰化は同化政策の道具である。

五、帰化焼身自殺事件

一九七八年七月一日福岡市博多区千代六丁目に住んでいた李挺雨(66才)は福岡市西区荒江一丁目の次男。李勝義(34才)の家で帰化の問題で次男と四男の李政義(26才)刺し重傷をおわせシンナーをかぶり焼身自殺をした。家族関係は妻日本人キヨさん(54才)で戦前結婚、朝鮮戸籍に帰籍、息子四人娘二人である。長男は母方の家に養子に出し、娘二人は日本人に嫁いだ。三男は体の具合が悪く入院生活。次男勝義さんは韓国人女性と結婚(彼女の肉親関係には帰化した人が多いという)四男政義は

韓国人女性と結婚予定、一般の在日韓国人より民族意識が強く、父挺雨さんは民団福岡支部の監察委員を歴任した。

一九七八年三月「子供たちのために帰化をしたい」と次男と四男から相談があったが、父はこれに反対した。息子二人は母に父の説得を依頼した。逆に「息子が帰化を望むのはお前のせいだ」と言って帰化問題で夫婦間イザコザが続く、四男の政義さんが母を連れだしかくまった。父は息子たちに「帰化を許すから母親を連れ出せ」と妥協したように見せかけ、事件当日シンナーと刃物を準備し、帰化を望む二人の息子を刺しシンナーをかぶり焼身自殺を遂げた。

日頃の生活は同化されているが最後の法的に同化を表明する帰化に、在日朝鮮民族の一人としてどうしても許すことができず、自らの生命をたった。実に帰化問題がなげかける痛ましい事件である。

六、人間性喪失をもたらす帰化問題

帰化は①徳を慕って従う②他国の国籍を得てその国民となる、と角川漢和中辞典にあるが、より優秀な民族を慕ってその民族に化するというイメージが強く示され、そのように考えられている。

このことは朝鮮民族は劣等民族で大和民族は優秀な民族として慕い大和民族化することが帰化である。

個人が生をうけた時両親と共なる民族

共同体の一員として生まれる。朝鮮人として生まれた。しかし現在の日本社会では朝鮮人であることは悪であると共に差別、偏見のまなざしで見られる。そのため朝鮮であることを隠し、日本人らしく見せるため日本名を使用する。大和民族の一員らしく振舞うことによって自己というものを喪失せしめる。このような差別構造を帰化は温存する。それを象徴するものが日本的氏名の強要である。

そして家庭における言語風習まで日本的なものを要求、強要すると共に朝鮮民族性をすべて、骨の髄にしみこんだものでとり去ることを強要してくる。

数年前の北九州YMCA総主事の話であるが、あるグループにおいて会員の日本人は殆んど帰化していることを知っているのに、帰化した朝鮮人が朝鮮人の悪口を言っていることを聞き非常にききづらかったという。そして、どうしてそうなのかとたずねてみた。帰化した朝鮮人の人間性が喪失せしめられたため、日本人の前でより日本人らしく見せるため朝鮮人の悪口をいうのである。ここに人間性の喪失を見ると共に日本社会の差別の根をみる。

帰化したある朝鮮人は戸籍に元国籍「朝鮮」をなくすため数回意図的に本籍を移すことによって「朝鮮」を消そうと努める。又、ある人は娘をより日本人らし

く見せかけるため知人の日本人の養女にして、その人の姓を名乗らせて結婚させる。

朝鮮に住んでいる親が日本人になりきった異国の息子に会うため日本にくる。こんな時、その息子の醜い困惑ぶりが又見苦しいのである。親の滞在中外出させたがらない。又、近所の人々に紹介しようとはしない。朝鮮人であるが、はれるのが恐ろしくていろんなところに氣を使う。このような息子に嫌気がさしてサッサと帰国したという。それで息子はホッとしたという。

帰化した家庭の子供達は自分が朝鮮人であることを知っても、それを語れない。又友達から朝鮮人に対する差別のことは聞いてもそれをただすことが出来ない。このように自己、親、祖父、民族を語り得ない。民族の文化、言語、歴史をすてさせられたところに人間性の破壊をみる。特に帰化時、強制される日本名の強要は同化のシンボルであり戦前の創氏改名の現代版をみる。ここに帰化による同化政策、それによってもたらされる人間性の喪失をみるのである。

七、民族主体性をとりもどす人々

一九七六年十月九日、キム・キョンドク金敬得さんは司法試験に合格、司法修習性採用を申し込んだところ帰化を強要してきた。金さんは帰化を拒否、立派に朝鮮人とし

て誇りある人間として生きたいと望んだ。請願書にこうのべている。「私は幼年より朝鮮人として生まれたことを恨みに思い、自己一身から一切の朝鮮的なるものを排除することに努めてきました。小学、中学、高校、大学と年を経るにつれ、日本人らしくふるまうことが習性となっていました。しかし、日本人の差別を逃れるため日本人を装うことは、非常に苦痛を伴うものでした。私は大学卒業が近づくとつれ、朝鮮人であることを見すかされないかと周囲に氣を配り、小心翼翼と生きていくことのみじめさに耐えられなくなりました。日本人を装うために労力を費すことの馬鹿馬鹿しさを痛感するようになったのです。考えてみれば、労力を費すべきは差別をなくすことに対してであって、日本人を装うことにはなかったのであります。私はそのことに思い到ったのです。

差別に対処する在日朝鮮人の生き方において、祖国の統一を早く実現し、祖国と日本の関係を正常なものとするものであり、他方において個々人の生活の場で朝鮮人としての具体的存在を通して日本人の意識の中にある朝鮮人観を変えていくことであります。私は大学卒業時に味わった社会的、職業的差別を契機として、日本人の前に朝鮮人としての私の存在をつきつけていこうと決意しました。同時

に、日本における朝鮮人差別の解消、日本の民主化のために自分の出来る最も効果的なことは何であるか、日本社会の差別から逃げ回るように生きてきた過去二十三年間の空白を取り戻す途は何であるか、大学法学部に進学したことを意味あらしめる途は何であるか、について考えました。その総合的結論が司法試験に合格して朝鮮人司法修習生、朝鮮人弁護士になるということでありました。以来四年間、アルバイトで生計を立てつつ受験勉強に励み、ようやく司法試験に合格できた次第です。

以上のようなわけでありますから、今司法試験に合格し最高裁判所から国籍変更をせまられるというこの時点において、軽々しく帰化申請を行うことは私にはできないのであります。それは私が弁護士たらんとした立脚点そのものをうしなうことを意味するからであります。

帰化したら上で朝鮮人差別の解消に努力すればよいし、朝鮮人のために弁護活動をしればよいではないかといってみるところで、帰化した私が如何なる形で朝鮮人差別の解消に関わっていくのでしょうか。帰化をした私がどうして在日同胞の信頼を得ることができるのでしょうか。また、朝鮮人であることを恨み、いたいけな心を痛めている同胞の子供に対して、「朝鮮人であることを恥じずに強く生き

るんだよ」と論じてみても、それが帰化した人間の言葉であつてみれば一体いかなる効果があるでしょうか。

日本社会の朝鮮人差別がなくならないかぎり、私の帰化にはいかなる理由をつけても所詮は暗い影がつきまとうものがあります。」以下略(司法修習生Ⅱ弁護士と国籍、原後山治、田中宏編)

一九七七年三月二十三日、最高裁判所は司法修習生として金敬得氏を採用した。김정득と金清蘭さんは「朝鮮人の誇りと日本国籍のはざままで」(婦人公論一九七七年二月)において、自分の意思で帰化したのでなく母の意思で帰化させられたが、朝鮮人の誇りを持って生きようと決意をのべ堂々と朝鮮名を名乗っている。帰化を強制された在日朝鮮人が民族にめざめた時、人間性、民族主体性を取りもどし、朝鮮人として朝鮮名を名乗り、生活の場で生きつづけると共に、更に法的に朝鮮名を戸籍に民族の言葉조선말(ハングル)で記載させる一方、同化の象徴である日本名から法的に解放されなければならない。

八、結び

帰化はまさに在日韓国人、朝鮮人にとって同化を迫るものであり、それを法的に表現するものである。日本国家の意のままにつくりかえられ、同化を完結、法的に表現する帰化を拒否すると共に、生

活の場において同化され日本名を名乗りながら差別から逃避してきた在日朝鮮人が本名を堂々と名乗り、人間性・主体性をとりもどし、差別に立ちむかい、差別とたたかい、同化の荒波をのりこえ朝鮮人としての民族主体性を構築し、民族の言語、歴史、文化・風俗を守り、少数民族としての諸権利を獲得しなければならぬ。基本的人権、民族主体性を保障し、居住権・参政権の集約としての国籍を奪われない権利、そのための法廷斗争、ここに国籍確認訴訟の意義がある。

第十一準備書面

国籍選択の

自由について

一、国籍選択の基礎

国籍選択が普及した時代はフランス革命思想によって支配されていた。居住の自由、自国の国籍を自由に選択することの権利は人権の中に見い出される。

一七七六年アメリカの独立宣言にあるように政治が人民の同意にもとづかねばならぬと同様、国籍も又個人の意思によらねばならない。何人も自己の意思に反して国籍を強制されることはないという民主主義原理である。「自己自身的主人

である各人が現に定住している国を退去することによって、彼を国家に結びつけていた契約を自由に放棄しえるということとは奪うべからざる権利である。彼が成人した後においても、定住しているという事実によらなければ、彼が彼の祖先のなした契約を暗黙のうちに認めたものとはみなされない。」(エミール)というルッソーの思想は移住をもって国家との紐帯を解くことは個人の譲渡できない天賦の権利であるという自然法理論を表現している。「国家における臣従の関係は専ら自由意志にもとづく。人は特定の国家の殻に閉じこめられるべきではない。人類の共同の祖国は大地である。移住の権利は奪うべからざるものである。一つの国が祖国となるのは精神的紐帯によってであつてその他によるのではない。」というヘスターの思想は、個人の自由なる意思が国家と個人を結合させるのであり、個人は自分が所属すべき国家を自由に選択できるという自由主義思想を示している。

帰化は個人の自由な意思による「社会的契約」の帰結である。本来の国籍選択制度、国籍自由、国籍非強制の原則、帰化、国籍離脱は共に共通の思想的基礎をもっているのである。一般的条約の規定をみれば、国家承継により影響された人々は自動的に譲受国の国籍を取得したの

であり、国籍の近代的選択 (option) は国家のこの変化の効果を除去する手段ではなく、その厳格を軽くするだけの目的である。国籍の選択は全人格をかけている個人の自立規定を認めることである。問題の領土は譲受国の主権の下に、住民は譲受国の臣民となったが、国籍の選択は住民が自分の自由なる意思により、又自発的行為により自分の領土の主権から自分の運命を分離する可能性を提供するのである。

二、国籍選択の法律的概念

国籍選択の法律的性質は何であるか。

一七八五年締結したエリソン (Erlson) のフランコ・スペイン 条約で、技術的用語として選択 (option) という言葉が最初用いられた。そして二つの当事国の間で一つを選ぶ (option) ことを語っている。しかしこの定義は正しくない。選択権者が二つの国籍の中で一つを選ぶことではない。もし選択権者が選択しなければ選択権者は譲受国の国民として結局残ることになる。このことは彼等の意思を考慮しないで、彼等は国籍の変化により自動的に譲受国の国民になる。選択権者は自分がかつて所有していた前の国籍だけを選ぶ権利がある。厳格な意味では、前の国家のためにのみ選ぶことができるのであって、譲受国のた

めにも、第三国のためにも選ぶことができないのである。

国籍選択の権利は国家の承継によって国籍に影響を及ぼした人々に属する権利であり、自発的行為、自由なる意志により、前の国籍を表明することである。それ故に国籍の選択は常に領土における主権の変化に密接に結びつくのである。そのため、国籍選択は帰化の誓約による国籍の取得と根本的に異なるのである。国籍選択は帰化には厳格に反対であり、選択権者の一方的法律行為である。国籍選択は条約の特別規定に基づけられておる。国籍の現代形式の選択は条約に規定した条項の方法によって発展してきた。

三、国籍選択の種類

国籍選択の用語は条約先例で用いられているが、必ずしも一定したものではない。ヴェルサイユ諸条約では複雑な領土変更を内容としているため一義的に使用されているのではない。

① 割譲地住民一般

第三十七条 ベルギーについて

本条約に基づいてベルギーに譲渡した地域に、主権移動があった二年以内にこの地域に定住する十八歳以上のドイツ国民は、ドイツ国籍を選択する権利を有する。夫の選択は妻の選択に及び、そして両親の選択は十八歳未満の子供の選択に及び。上記の選択権を行使する人は、その後十

二ヶ月以内にドイツに住所を移さなければならぬ。

第八十五条 一項前段、二項、三項

本条約の発効後、二年以内にチェコスロバキア国家の一部であると認められた領土内に住んでいた十八歳以上のドイツ国民はドイツ国籍を選択する権利を有する。夫の選択は妻の選択に及び、両親の選択は十八歳未満の子供に及び。上記の選択権を行使する人々は、その後十二ヶ月以内に選択した国に住所を移さなければならぬ。

第九十一条 三項

本条約の発効後、二年以内にポーランドの一部をなしていたと認められた領土に住所をもつ十八歳以上のドイツ国民はドイツ国籍を選択する権利を有する。

第一〇六条 一項

本条約発効後、二年以内、一〇〇条に規定した領土に住所を有する十八歳以上のドイツ国民はドイツ国籍を選択する権利を有する。

第一一三条 三項

デンマークに回復した領土に居住している十八歳以上のすべての人々はドイツ国籍を選択する権利を有する。

ここで引用した条文から知ることができ、それは、国籍選択権は割譲や住民一般を対象としており、本来の意味における国籍選択制度を採用している。即ち割譲

地住民が旧領有国であるドイツ国籍を選択する権利である。

② 旧領有国に定住する独立国の旧住民
第八十五条一項の後段

ドイツに定住しているドイツ国民である
チェコスロバキア人は同じようにチェス
コロバキア国籍を選択する権利を有する。

第九十一条四項

ドイツに住所をもつ十八歳以上のドイツ
国民であるポーランド人はポーランド国
籍を選択する権利を有する。

ヌイ条約第四十条一項

本条約発効後、二年以内に十八歳以上
のブルガリア国民であつて、本条約によ
りユーゴスラビア国家に譲渡する領域に
定住する人は彼らの前の国籍を選択する
権利を有する。

ブルガリアに住んでいる十八歳以上のブ
ルガリア国民であるユーゴスラビア人は
ユーゴスラビア国籍を選択する権利を同
じく有する。

旧領有国に定住している独立国の国民
に国籍選択権を与えている。八十五条
項の場合にはドイツに定住しているドイ
ツ国民であるチェコスロバキア人にチ
コスロバキア国籍を選択する権利を与え
ており、九十一条四項の場合にはドイツ
に定住するドイツ国民であるポーランド
人にポーランド国籍を選択する権利を与
えており、ヌイ条約四〇条一項ではブ
ルガリアに定住しているブルガリア国民

であるユーゴスラビア人はユーゴスラビ
アの国籍を選択する権利を与えている。

③ 外国に居住する独立国の旧国民
第八十五条五項

同じ期間内に、外国に住んでいるドイツ
国民であるチェコスロヴァキア人は外
国法（居住国法）に反対の規定がなく、
そして外国（居住国）の国籍を取得しな
かったならチェコスロヴァキア国籍
を取得する権利を有する。但し、ドイツ
国籍を喪失し、チェコスロヴァキア国
家により規定された命令に従った時

第九十一条九項

同じ期間内に、外国にいるドイツ国民で
あるポーランド人は外国法に反対の規定
がなく、しかも外国国籍を取得していな
ければ、ポーランド国籍を取得する権利
を有する。但し、ドイツ国籍を喪失し、そして
ポーランド国家の定める条件に従った時
ヌイ条約第四〇条四項

同じ期間内に外国に住んでいるブルガ
リア国民であるユーゴスラビア人は外国
の法に反対の規定がなく、そして外国の
国籍を取得していない場合に、ユーゴス
ラビアの国籍を取得する権利を有する。
但しブルガリア国籍を喪失し、ユーゴス
ラビア国家の定める条件に従った時

新独立国の国民で、独立した領土（割
譲地）に住所を有しないばかりか、旧領
有国にも住所をもたないで、外国（第三
国）に居住している人々で国籍は旧領有

国である場合に、これらの人々に民族に
従つて国籍を選択する権利を与えている。
割譲地（新独立国の領土）で出生したこ
とは考慮されていないということである

④ 復帰地で出生した者
第一一三条一項

二年の期間内に主権が人民投票に服した
領土の一部又は全部が、デンマークに復
帰した日以後、デンマークに復帰した領
土に生まれた十八歳以上のすべての人々
は、この領域に住所がなく、しかもドイ
ツ国籍をもった人々はデンマーク国籍を
選択する権利を有する。デンマークに復
帰した地域（シュレスウィヒヒ人民投票
地域）に出生したが、上記の地方に定住
していないドイツ国籍をもっている者は、
デンマーク国籍を選択する権利が与えら
れる。ここではデンマーク人である必要
がなく、復帰地で出生した人であればよ
いのである。

⑤ 特異な制度

アルサス・ロレーヌの住民についてはヴ
ェルサイユ条約第三編第五款附屬書に特
異な制度を採用している。このように当
事国の間で条約によって特殊な制度を採
用し得るであらう。（増補、国籍と人権、
崔昌華著七〇頁／八一頁）

第十二準備書面

四、日本と国籍選択

日露通好条約（一八五五年二月七日）、
韓日併合条約（一九一〇年八月二二日）、
サンフランシスコ平和条約（一九五二年
四月二八日）を除いた諸条約においては
国籍条項又は国籍選択権を認める明文規
定がある。原告第四準備書面三と四にお
いてふれておるが、以下詳述したい。

樺太千島交換条約、一八七五年五月七
日第五款「交換セシ各地ニ住ム各民（日
本人及び露人）ハ各政府ニ於テ左ノ条件
ヲ保証ス。各民並共ニ基ノ本国籍ヲ保存
スルヲ得ルコト。其ノ本国ニ帰ラムト欲
スル者ハ、常ニ基ノ意ニ放セテ帰ルヲ得
ルコト、或ハ其ノ交換ノ地ニ留ルヲ願フ
者ハ基ノ生計ヲ充分ニ営ムヲ得ルノ權利
及其ノ所有物ノ權利及隨意信教ノ權利ヲ
悉ク保全スルヲ得ル。全ク其ノ新領主属
民（日本人及露人）ト差異ナキ保護ヲ受
ルコト然リト雖モ、其ノ各民ハ並共ニ基
ノ保護ヲ受ル政府ノ支配下ニ属スルコト
」。のように国籍条項を設けている。

樺太千島交換条約付録 一八七五年八
月二二日 第四款 「樺太及『クリル』
島ニ在ル土人ハ現ニ住スル所ノ地ニ永住
シ、且其ノ儘現領主ノ臣民タルノ權ナシ
故ニ若其ノ自個ノ政府ノ臣民タラムコト
ヲ欲スレハ其ノ居住ノ地ヲ去リ其ノ領主
ニ属スル土地ニ赴クヘシ。

又其ノ儘在来ノ地ニ永住ヲ願ハハ其ノ
籍ヲ改ムヘシ。各政府ハ土人去就決心ノ
為メ此ノ条約附録ヲ右土人ニ達スル日ヨ
リ三箇年ノ猶予ヲ与ヘ置クヘシ。此ノ
三箇年中ハ是迄ノ通り樺太島及『クリル』
島ニテ得タル特許及義務ヲ變セスシテ
漁猟鳥獸其ノ他百般ノ職業ヲ営ムコト
妨ナシト雖モ總テ地方ノ規則及法令ヲ遵
率スヘシ。前ニ述フル三箇年ノ期限過
キテ猶雙方交換済ノ地ニ居住セムコトヲ
欲スル土人ハ總テ其ノ地新領主ノ臣民ト
ナルヘシ」と規定し、土人（アイヌ人）
について三ヶ年間の猶予を与え国籍選択
の自由を保障した。ここで国籍という
用語は用いていないが、新領主の臣民に
なることを好まない土人は居住を移転す
ること、即ち旧国籍を選択又は回復する
と同時に旧国籍に居住を移転することを求
めておる。そのため三ヶ年以内に日本
領土の北海道に移住した土人（アイヌ人）
が八五〇名いたといわれている。右猶
予期間後なお樺太島を退去しなかったア
イヌ人はロシア国民に、千島のクリル島
を退去しなかったアイヌ人は日本国民と
なった。

下関条約一八九五年四月十七日 第五
条「日本、ヘ割与セラレタル地方ノ住民ニ
シテ右割与セラレタル地方ノ外ニ住居セ
ムト欲スルモノハ、自由ニ其ノ不動産ヲ
売却シテ退去スルコトヲ得ヘシ。其ノ

為メ本条約批准交換ノ日ヨリ二箇年ヲ猶
予スヘシ。但シ右年限ノ満チタルトキ
ハ、未タ該地方ヲ去ラサル住民ヲ日本国
ノ都合ニ因リ日本臣民ト視為スコトアル
ヘシ」

台湾、澎湖列島の住民の退去しなかつ
た時は、二ヶ年後には日本国民となり、
このことを望まない住民は居住を移転し
清国本土に居住することにて清国国籍を
選択することになる。

實際どのような結果になったかははつき
り知らない。

日露講和条約 一九〇五年九月五日
第十條 「日本ニ讓与セラレタル地域ノ
住民タルロシア国民ニ付テハ其ノ不動
産ヲ売却シテ本国ニ退去スルノ自由ヲ留
保ス。但、該ロシア臣民ニ於テ讓与地
域ニ在留セムト欲スルトキハ、日本国ノ
法律ノ管轄權ニ服スルコトヲ条件トシテ
完全ニ其ノ職業ニ従事シ且財産權ヲ行使
スルニ於テ支持保護サレルヘシ。

日本国ハ政事上又ハ行政上ノ權能ヲ失ヒ
タル住民ニ対シ前記地域ニ於ケル居住權
ヲ撤回シ、又ハ之ヲ該地ヨリ放逐スヘキ
充分ノ自由ヲ有ス。但日本国ハ前記住民
ノ財産權力完全ニ尊重セラルヘキコトヲ
約ス。」

これは国籍条項を設け、ロシア国民にロ
シア国籍を保有することを認めながら、
日本国は居住權を撤回し追放する自由を

もった。

日華平和条約 一九五二年八月五日
第十条(国籍) 「この条約の適用上、
中華民国の国民には台湾及び澎湖諸島の
すべての住民及び以前にその住民であ
った者並びにそれらの子孫で台湾及び澎
湖諸島において中華民国が現に施行し、
又は今後施行する法令に基いて登録され
るすべての法人を含むものとみなす。」
ここで中華民国の国民の範囲を決定する
国籍条項を設けており、「中国が現に施
行し」とあるのは一九四六年六月二二日、
中国行政院令「在外台僑国籍処理弁法」
をさしておると思われる。この中国国内
法で、「中国国籍の恢復を希望しない者
は駐外大使館、公使館または領事館に国
籍の恢復を希望しない旨声明することが
できる。前記の声明は一九四六年十二
月三十一日までにこれを行なわなければ
ならない。」「駐外大使館、公使館また
は領事館は中国国籍の恢復を希望しない
旨声明した在外台僑に対しては、これを
許可し、且内政部に報告して備案すると
共に僑居地図の政府にこれを通知しなけ
ればならない。日本方面に於ては我國の
駐日代表から連合国軍総司令部に通知し、
これを日本政府に転知するものとする」と
規定することによって在外台僑人に国
籍選択、国籍非強制の原則を適用した。
このことを国際条約において追認した。

五、在日韓国人朝鮮人と国籍選択

国籍選択の自由の古代形式は居住地選
択の自由であった。この古代形式の観
点からみれば在日韓国人朝鮮人の国籍選
択はすでになされたことになる。一九
四五年八月十五日 日本が敗戦時、在日
韓国人朝鮮人は約二一〇万人が日本に居
住しており、約一五〇万人が独立した韓
国に帰国するようになった。
約六〇万人がそのまま日本に引き続き居
住することによって、日本の居住を選択
したといえる。国籍という用語が用いら
れる以前、定住という用語が用いられた
こと、他方、国籍という用語が法的用語
であり、法的表現の実態は居住である。
このようにみると日本に居住を選択した
ことは日本国籍を保持することを選択し
たと言える。このような実態を前提と
してGとHは在日朝鮮人の国籍に関して
一九四六年五月二二日、正式に樹立され
た朝鮮政府が在日朝鮮人を朝鮮国民とし
て認めるまでの間、在日朝鮮人は日本国
籍を保持するものと考えられるという政
策をとるよう提案、アメリカ政府の承認
をえた。一九四六年十一月五日、Gと
H民間情報教育局は声明の中で、「順番
が来たときに引揚を拒絶する朝鮮人は正
式に設立された朝鮮政府が朝鮮国民とし
て承認するまで、その日本国籍を保持す
る。」と述べ同月十二日にも再度このこ

とを述べた。

一九五〇年六月二七日、GとHは在日朝
鮮人の国籍に関して、「一九四五年九月
二日以降、日本に引き続いて居住する朝
鮮人は実質的に日本国民であるが、あわ
せて朝鮮国籍を取得する権利をも持って
いる。連合国の政策の遂行と日本政府
の措置は在日朝鮮人から、その国籍を奪
い、或いは新しい国籍を付与するもので
はない。一九四五年九月二日以降、引
き続いて日本に居住する朝鮮人の国籍の
最終決定は平和会議及びそれに従属する
日本と朝鮮間の条約にかかっている。」
と断定した。占領中のGとHの主導の
下で国籍選択を実施しようという意見が
なかったわけではない。しかし、アメ
リカ政府・GとHは在日朝鮮人の国籍問
題が朝鮮と日本との間で解決すべきと考
え、国籍問題に決定的に介入することな
く終った。GとHシーボルト外交局長
は一九五一年九月二五日、日本政府宛の
覚書で、「在日朝鮮人の法的地位の問題
について韓国政府と日本政府の間で十月
八日からGとH外務部の室でGとHのオ
ブザーヴァ参席の下で協議するよう。」
指示した。このことによって韓日会談
がはじまった。
具体的に在日朝鮮人の国籍問題について、
アメリカ南朝鮮軍政庁の重要スタッフ
であるワグナー氏は一九五一年二月段階

において、「朝鮮人は日本または朝鮮のいずれかの市民権を選ぶかの明確な選択権が与えられるであろう。」とのべている。

日本政府も一九四五年十二月の衆議院において堀切内務大臣が、「是までの例によれば、内地に在留して居ります朝鮮人に対しましては日本の国籍を選択し得るということになるのが是までの例のようであります。今度も恐らくそういうことになるのではなからうかと考えます。」と述べた。一九四九年十二月の衆議院で川村外務次官は、「大体において本人の希望次第決定されるということになるのではないかという見通しを持っております。」とのべた。一九四八年八月には外務省内に設置された「平和条約問題研究幹事会」が「対日平和条約想定大綱」において、「在日朝鮮人は原則として朝鮮国籍であるが、日本国籍選択も可能」としている。

サンフランシスコ平和条約締結以前には、GHQも日本政府も在日朝鮮人には当然その歴史的特殊な地位について議論がなされ、これまでの先例に従い国籍選択の自由、日本国籍保持の自由が与えられると考えており、人権保障の立場からみても当然の考えであつた。

第十三 準備書面

国籍とは何か

六、結び

原告はこの法廷において日本国籍の確認と損害賠償を被告日本国に要求している。

原告にとつて国籍とは一体何んであるのか? 原告は現在満六十才をむかえ、この六十年間の歩みがどのようなものであつたか。

強制連行、強制労働、強制退去、強制収容(大村収容所)六年、仮放免、特別在留許可、特別在留不許可、仮放免、現在特別在留許可の法的地位である。

原告の背中にはまさに「強制」の二字がこびりついており、「強制」の二字がとれると、恩恵として「特別在留許可」か「仮放免」の法的地位が与えられてきた。

原告は根本的に「入管と縁を切りたい」という言葉で象徴されるように入管体制からの解放を求めている。ここであらそわれているのは退去のおびえのない権利としての居住権である。

国籍という言葉は法的表現であり、この言葉には多種多様な機能があり、時代によりその内容も変化しているが、その法

的事実として「居住」というものがある。国籍取得の原因に血統主義、出生地主義、そのいずれを採用するにしても、そこには血統という「きずな」又は出生地という「きずな」にもとづいている。居住によつて培われる「きずな」それは良かれ悪しかれ、居住している土地との「きずな」人間との「きずな」が形成され、それが人間の生存を支えている。国籍というものは、この「きずな」が存在するということ、それによつて国籍が認められるわけであり、国家が恩恵的に付与したり、剝奪したりするものでなく、ただ国家はそのような「きずな」が存在することを認めるだけで十分である。「きずな」というものは「居住」という実態によつて、はじめてより太くより強くなるのである。韓国の諺に、「遠い親戚より近い隣り人がよい。」とあるように血統的に親戚というが遠く、しかも数十年間離れていることによつて、だんだんとその「きずな」は細く弱くなるけれど、居住によつて結ばれ培われる人間関係の「きずな」はだんだんと太く強くなるわけである。居住の実績、それによる「きずな」の強固さ、これこそ国籍の内容の根本をなすものである。居住の実態のない人に国籍を付与することが、血統主義を採用している国家にみられるが、幾世代も付与していいわけではない。

ハバート協定草案第四条には「国家はその国籍を出生の際に血統によつて第二世代をこえて他国領土で生まれそこに住所を有する者に、これらの者がこの他国の所屬者でもある場合には付与してはならない。」となつてゐる。

血統という「きずな」だけで居住の実態がないにもかかわらず、幾世代も国籍を付与することは、基本的人権の保障の観点から望ましくないことである。このことは逆に、血統主義を採用している居住国は、幾世代も自国に居住している人々に権利としての国籍取得を認めるべきことを求めている。

現在日本政府は日本で出生した在日本韓国人朝鮮人の三世、四世が、最も太く強い「きずな」が居住、出世によつて培われているにもかかわらず、最も不安定な法的地位「特別在留許可」(四一―一六一三)という身分においてゐることは、重大な人権侵害の問題である。国際社会における人権保障の立場から考察すれば、三世、四世になれば出生、居住という太く強い「きずな」の存在を認め、当然、居住権、日本国籍が権利として保障されねばならない。

国家は自国民が他国に居住している時、その国籍を剝奪しても、他国の要求に応じて自国民を受け入れなければならぬ、これを受け入れ義務という。これは他国

に対して負う国際義務である。国籍は剝奪されても国籍国の領土に居住する権利はあるということである。このことは自国領土に居住する自国民の国籍を剝奪して他国に追放することは、出来ないということになる。このことは、国籍が国家によつて剝奪されても、その個人がもつ権利としての居住権を剝奪することとは出来ないということである。

このような観点からみた場合、自国民として強制連行し、約四十年間居住し、居住実績により太く強い「きずな」が培われ、このことによつて権利としての居住権、日本国籍は確認されるのである。

このように確認された権利としての居住権、日本国籍を日本国家は如何なる名の下でも一方的に剝奪、追放する権利は全く根拠がない。

資料2

証拠申請書類

- ③② 年金と差別 在日韓国朝鮮人の国民年金を求める会
- ③③ 出入国管理法の成立過程 9・12 法律時報50巻12号・51巻3号 大沼保昭
- ③④ △対談▽ 出入国管理行政を論じあり
―現状をどうみるか―

世界 一九七九年四月号 大沼保昭・藤岡晋

- ③⑤ 在日朝鮮人の法的地位に関する一考察 (一)・(六) 法学協会雑誌九六巻三号、九六巻五号、九六巻九号、九七巻二号、九七巻三号、九七巻四号 大沼保昭

- ③⑥ 領土変更と国籍(韓日会談における国籍処理について) 九州国際法学会年報 一九七八年第九号一頁 崔昌華

- ③⑦ 出入国管理法の成立過程 13・14・15 法律時報51巻4・5・7号 大沼保昭

- ③⑧ 強制連行・奪われた国籍 人と日本 一九七九年八月号 佐藤文明

- ④① 証言 朝鮮人強制連行 新人物往来社 金賢汀

- ④② 「在日外国人にとつてのユリカゴからハカバまで」 思想の科学 一九七九年九月号 七九・八八頁 田中宏

- ④③ 国籍 三省堂 山本敬三

- ④④ Koreans In Japan (Ethnic Minority Problem) vol A, B&C Association Fighting for the Acquisition of the Human Rights of Koreans in Japan 1979.10.24

- ④⑤ 在日朝鮮人処遇の推移と現状 法務研修所編 一九五五年十月、法務研究報告書 第四三集三号

- ④⑥ A suffering minority, Kang Enhong ONE WORLD No.59, AUG/SEPT 1980

④⑥ Koreans in Jaosan, World Council of Churches 1980 migration today 27

④⑦ Protection Against Discrimination in Japan, The Review, №23, December, 1979

④⑧ On Prevention of Discrimination and Protection of Minorities, Human Rights Violations in Japan

May 29, 1980, International Human Rights Law Group

④⑨ 名前と人権 酒井書店 一九七九年 崔昌華

資料 3

宋斗会裁判における大阪高裁判決

(外国人登録証を法務省の玄関前にて意図的焼き棄てることによつて自分が日本国籍を保有していることを刑事訴訟でも主張しようとした宋斗会さん行動について、すでに一九七九年春、京都地裁は宋さんの日本国籍の保有を否定し有罪と判決した。この判決は在日朝鮮人についての日本国籍確認を内容として争つたものとして初めての判決であり、本号№5にも一部紹介した。その後、宋さんは大阪高裁に控訴していたが、今年その判決がでたので、ここに紹介する。サンフランシスコ平和条約発効によつて在日朝鮮人・韓国人の日本国籍剝奪を正当とする、日本国と裁判所の論理が読みとれる。なお、宋さんは最高裁でさらに争う意向である。)

昭和五四年(9)第六二三号

判決

国籍 大韓民国慶尚北道漆谷郡北三面甬遜

同六七六番地

住居 京都市左京区丸太町通川端東入東竹

屋町 京大熊野寮C四一一

無職 木村龍介こと 宋斗会

大正四年六月八日生

右の者に対する外国人登録法違反被告事件について、昭和五四年三月二三日京都地方裁判所が言渡した判決に対し、被告人及び検察官から、それぞれ控訴の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主 文

本件各控訴を棄却する。

理 由

被告人の控訴の趣意は、被告人本人及び弁護人塚本誠一共同作成、弁護人高野嘉雄作成、弁護人海藤寿夫、同河本光平及び同塚本誠一共同作成の各控訴趣意書記載のとおりであり(被告人本人及び弁護人塚本誠一共同作成の控訴趣意書は、法令適用の誤りを主張するものである旨、塚本弁護人において釈明した)、これに対する答弁は、検察官田淵文俊作成の答弁書記載のとおりであるから、これらを引用し、検察官の控訴の趣意は、京都地方検察庁検察官検事小林照佳作成の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁は、弁護人河本光平作成の答弁書記載のとおりであるから、これらを引用する。

第一、被告人本人及び弁護人塚本誠一の控訴趣意、並びに弁護人高野嘉雄の控訴趣意について

各論旨は、いづれも原判決が、日本国との平和条約(昭和二十七年四月二八日条約五号、以下平和条約という)二条(a)項によつて、すべての朝鮮人は、それまで有していた日本国籍を離脱し、同時に朝鮮国籍を取得したものであることを根拠として、被告人が大韓民国の国籍を有する外国人であると解し、外国人登録法一八条一項一号、七

条一項、一一條一項を適用したことについて法令の解釈の誤りをいうのであつて、その論拠として、被告人本人及び弁護人塚本誠一の論旨は、要するに、平和条約の右条項を国籍変動に関する規定と解するのは極めて恣意的な解釈であるし、仮りに右条項を国籍変動に関する規定と解し得るとしても、それは朝鮮と朝鮮人総体に対する一般的原則であつて、被告人のように、朝鮮人であつても、独立を承認された朝鮮の国家を構成する国民としての事実関係がまったくなく、日本にのみ生活の本拠を有し、實質的に日本人と異ならない者に対しては、右の原則はあてはまらず、例外として、平和条約によつては日本国籍を離脱してないといふべきである。と主張し、弁護人高野嘉雄の論旨は、要するに、条約の解釈とは締約国間の合意の内容を明らかにするものであるところ、平和条約二条(a)項に在りて朝鮮人の国籍に関する合意は、明示的には勿論、黙示的にも存しない。すなわち、在日朝鮮人の国籍問題は、朝鮮の独立及び朝鮮人の一般的な国籍問題とは別個のものであり、平和条約締結に際しても、在日朝鮮人に対する国籍選択権の付与を含めて、その国籍問題は平和条約とは別に日本と朝鮮との当事国間の条約によつて決定するとの合意が関係国間に成立していたのであつて、平和条約二条(a)項に在りて朝鮮人の国籍条項に関する合意なるものは存在しない。

のみならず、在日朝鮮人に国籍選択権を一切認めず、従来有していた日本の国籍を、個々人の意思とはかわりなく一律に、しかも、当事国のうちの一方の国が一方的に喪失せしめるような措置は、日本国が平和条約中でその目的実現への努力を約している世界人権宣言の趣旨に反し、近時における、各国の先例に反するものである。したがつて、原判決が平和条約二条(a)項の「合理的解釈」として、被告人が日本国籍を喪失したと判断したのは明らかに失当である、と主張する。

そこで検討するに、平和条約二条(a)項は、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と規定する。最高裁判所昭和三十六年四月五日判決(民集一五巻四号六五七頁)は、朝鮮の独立を承認して、朝鮮に属すべき領土に対する主権を放棄しているこの規定について、「この規定は、朝鮮に属すべき領土に対する主権(いわゆる領土主権)を放棄すると同時に、朝鮮に属すべき人に対する主権(いわゆる対人主権)と放棄するとは疑いをいれない。国家は、人、領土及び政府の存立の要素とするもので、これらの一つを欠いても国家として存立しない。朝鮮の独立を承認するということは、朝鮮を独立の国家として承認することで、朝鮮がそれに属する人、

領土及び政府をもつことを承認することにほかならない。したがつて、平和条約によつて、日本は朝鮮に属すべき人に対する主権を放棄したことになる。このことは朝鮮に属すべき人について、日本の国籍を喪失させることを意味する。ある国に属する人は、その国の国籍をもつ人であり、その国の主権に服する。ある国の国籍をもつ人は、その国の主権に服する。したがつて、日本が朝鮮に属すべき人に対する主権を放棄することは、このような人について日本の国籍を喪失させることになる。朝鮮に属すべき人というのは、日本と朝鮮との併合後において、日本の国内法上で、朝鮮人としての法的地位をもつた人と解するのが相当である。朝鮮人としての法的地位をもつた人というのは、朝鮮戸籍令の適用を受け、朝鮮戸籍に登録された人である。」旨判示しており、朝鮮人一般の国籍に関する限り、このように解すべきことに疑問の余地はない。所論は、種々の論拠をあげ、平和条約二条(a)項が国籍条項を含むとして、被告人のような在日朝鮮人については、同条項によつて日本国籍を喪失したものは解されない、と主張する。たしかに、領土権の変更に伴う国籍の変動について、どの範圍の領土関係者が国籍を変更するかの問題、国籍の変更は法上当然に生ずるのか、住民の服従意思の表明をまつを要するかの問題等に関し、現在普通

約に承認された国際法上の原則は存在しないけれども、戦後の先例として、たとえば①一九四七年、英国がビルマの独立を承認するにあたり、いかなる範囲の英国臣民がビルマの独立により英国臣民たる地位を喪失するかを英国自ら制定した法律によって明定し、これら英国国籍を喪失すべき者に対し、一定の期間内に所定の申請をすることによって英国国民としてとどまることのできる国籍選択権を与えた事例、②ドイツのオーストリア合邦無効に伴う国籍処理に關し、ドイツの一九五七年第二次国籍問題規制法が、ドイツ国籍を消失するとともにオーストリア国籍を回復した者の意思を尊重して、旧ドイツ領土内に継続住所を有している限り、その意思の表明によって、ドイツ国籍を回復する途を開いている事例等が存すること、一九四八年に第三回国際連合総会において採択され、平和条約において日本国がその目的実現への努力を約している人権に關する世界宣言一五条二項が「何人も、専断的にその国籍を奪われたり、その国籍を変更する権利を否認されたりすることはない。」とうたっていること、被告人を含む在日朝鮮人の多くは、日本と朝鮮との併合の結果、朝鮮半島から日本に移住した人及びその子孫であつて、中には強制的に移住させられた者もあるという歴史的経過に加え、永年の居住に伴い日本にのみ生活の本拠を有する者も少なくない点か

らみると、日本国の朝鮮人に対する主権の放棄による日本国籍の喪失は、これらの者にとって強制的に国籍を剝脱されるに等しい場合もあると認められる等の諸事情に徴すると、在日朝鮮人に關しては、平和条約第二条(a)項により一律に日本国の国籍を喪失させることなく、右条約発効に際し、日本国籍を保有するか否かの選択権を行使させる法的措置、あるいは右条約発効後一定の期間内に一たん喪失した日本国籍を一定の要件のもとに回復する権利を付与する法的措置をとるのも一つの適切な処置であつたと考えられる。しかしながら、日本国が受諾したポツダム宣言において履行せらるべきものとされているカイロ宣言に、連合国たる英・米・中国は、「朝鮮人民の奴隷状態に留意し、やがて朝鮮を自由独立のものにする決意のもとに對日戦争を遂行する」とある点よりみると、奴隷状態にあった朝鮮人民を日本国籍のもとにある桎梏から脱せしめて、朝鮮を自由独立のものにすることこそが平和条約第二条(a)項の眼目であると解されることに加え、世界人権宣言一五条二項の定めるところも実定法上の具体的権利として確立されたものではなく、また日本国内に在住する者がいかなる国籍を有するかは一義的に明確であることが必要であることとを併せ考えると、国内法あるいは当時國間の条約において、在日朝鮮人に關し、上記のような国籍の選択あるいは国籍の回復

を認める法的措置が定められていない以上、在日朝鮮人も朝鮮に属すべき人として、平和条約第二条(a)項により、一律に日本国籍を喪失しているものと解せざるを得ず、このような法的措置が定められていないことを理由に、在日朝鮮人(その範囲も不明確である)がすべてなお日本国籍を保有し、あるいは各人の意思に従つて日本国籍あるいは朝鮮(韓国)国籍を選択し得るものと解する見解には到底左祖し得ない。そして、弁護人高野嘉雄の所論が指摘するよう、原審証人田中宏の証言等によれば、平和条約の締結(調印)後その発効前にいわゆる日韓予備会談が開かれ、それに引続き本会議も開始されて、在日朝鮮人の国籍問題等が討議された事実があることが認められるが、その討議も何ら合意をみないまま昭和二十七年四月二十八日の平和条約発効を迎えたのであり、その後昭和四〇年に至つて締結された「日本国と大韓民国との間の基本關係に關する条約」(昭和四〇年条約二五号)及び「日本国に居住する大韓民国國民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定」(昭和四〇年条約二八号)においても、何ら在日朝鮮(韓国)人に關する国籍の問題には触れられていないのであつて(むしろ、後者の条約においては、在日朝鮮人が大韓民国國民であること及び永住許可を与えられても、日本法令

の適用においては、外国人とされることが明定されている、国内法においても、当事国間の条約によつても、在日朝鮮人が大韓民国国民であること及び永住許可を与えられても、日本法令の適用においては、外国人とされることが明定されている、国内法においても、当事国間の条約によつても、在日朝鮮人につき、上記のような国籍の選択ないし回復に関する法的措置は全く定められていないのは明らかである。また、右のように、平和条約締結後、在日朝鮮人の国籍問題が日韓両国間で討議された事実があつても、同条約二条(a)項を前記のように解することと必ずしも矛盾するものではなく(日本国籍は一律に喪失するけれども、一定期間内の回復権を認める等、右の一律喪失と矛盾しない方法での国籍処理は十分可能である)、右両国間の前記討議が存在する故に、平和条約二条(a)項には在日朝鮮人の国籍条項は含まれる余地がないとしなければならないものでもないと考ええる。

なお、弁護人高野嘉雄の所論は、平和条約二条(b)項は台湾について規定しているが、朝鮮についての同条(a)項と基本的に同一の規定形式であるにもかかわらず、台湾人の国籍は、右平和条約二条(b)項によつてではなく、日本国と中華民国との間の平和条約(昭和二十七年条約一〇号)によつて定まると解されている(最高裁判所昭和三十七年一

二月五日判決刑集一六卷一二月一六六一頁が、かような区々な解釈は非合理かつ御都合主義的であつて、平和条約二条には国籍条項が含まれていない証左であると主張しており、右最高裁判所判決が、台湾人につき、日本国籍喪失の時期を平和条約発効時ではなく、日本国と中華民国との間の平和条約発効時としていることは、所論のとおりである。しかし、平和条約二条(a)項は、朝鮮に關し、「日本国は朝鮮の独立を承認して、……權利、權限及び請求權を放棄する。」と規定する外、朝鮮は平和条約の締約国ではないけれども、その二条で、「朝鮮は、この条約の第二条……の利益を受ける權利を有する。」と規定している。

ところが台湾に關しては、平和条約二条(b)項が「日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての權利、權限及び請求權を放棄する。」と規定しているが、右二条が、中国(やはり、平和条約締約国ではない)についてこの二条の利益を受ける權利を有するとはうたつていないことは明らかである。これは、当時、中国に二つの政府(北京と台湾)ができ、そのいずれを正統政府とみるかについて連合国内部で意見の対立があつたためとされている。かように、二条(a)項と(b)項は、朝鮮及び台湾(中国)に關する關係で規定の体裁を異にしているし、その後、日本が台湾政府を中国の正統政府と認めて、これとの間に平和条約を締結し、

その結果、台湾人の旧日本国籍喪失の時期が朝鮮人のそれと別異に解されるような事態となつたとしても、それがために、所論のように、平和条約二条(a)項に国籍条項は含まれないとしなければならないものでもないと考ええる。その他所論をつぶさに検討しても、原判決に所論のような法令解釈適用の誤りはない。

第二、弁護人海藤寿夫、同河本光平及び同塚本誠一の控訴趣意について

論旨は、要するに、外国人登録法は、刑罰をもつて外国人に登録等の申請を義務づけているが、仮りに、在日朝鮮人につき一律に日本国籍を喪失させる取扱いがやむを得ないとしても、在日朝鮮人は日本国によつて在日を余儀なくされたものであるという歴史的経過、何人もほしきままに国籍を奪われないうという國際的にも承認された基本的人權の重要性及びこの問題に關する國際先例等からみて、日本国は在日朝鮮人に對して国籍選択権を与えるべきであつたしまたそれが決して不可能ではなかつたのである。それにもかかわらず、日本国は、その立法的、行政的措置の懈怠によつて国籍選択権を与えず、在日朝鮮人を一律に外国人として、これに對し種々の生活上、法律上の不利益を与えているのであるから、これらの不利益が是正されるまでは、在日朝鮮人については、法秩序全体からみて、外

國人登録法の刑罰権を行使することは許されず、かかる刑罰権の行使は、法の適正手続を規定した憲法三一条に違反するものであると解すべきである。しかるに、在日朝鮮人である被告人に対し、原判示各事実について外国人登録法の各該当法案を適用して刑罰を科した原判決は、法令の適用を誤ったものであるというのである。

そこで、検討するに、外国人登録法は、その第一条が規定するよう、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって、外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的として制定されたものである。外国に對し、一律平等な規制を行う必要があることが明白であるから、在日朝鮮人も外国人（日本の国籍を有しない者）である以上、所論の歴史的経過その他の主張する諸点を考慮しても、これに對して外国人登録法の諸規定を適用することが、法定手続の保障を定めた憲法三一条に違反するとは考えられない。

論旨は理由がない。

第三、檢察官の控訴趣意について

論旨は要するに、被告人を懲役四月、執行猶予一年に処した原判決の量刑は、著しく輕きに失して不当である。というのである。

よって、所論にかんがみ、記録を調査し、

当審における事実取調べの結果をも參酌して検討するに、本件は、外国人登録証を自ら焼いて滅失させたのに、法定の期間内に再交付申請をせずに本邦に在留し、また、外国人登録の確認申請をしないで本邦に在留したという事実であり、そのうち前者は、在日朝鮮人は外国人登録法の規制を受ける筋合はないとの被告人独自の考え方に基いて、衆人環視の中で自己の外国人登録証を焼き捨てたうえでの犯行であり、後者も同様な考えに基くものであるところ、その考え方が現行法制上容認できないものであること、前記認定のとおりであるから、被告人の責任は決して輕くないといわなければならない。しかも、被告人には、執行猶予付懲役刑の前科を含む同種の前歴が三回存するのである。しかし、被告人は、原判決後の昭和五五年七月二一日に至って、当時の居住地の市町村の長に對し、いわゆる確認申請をしていることを含め、記録によつて認められる諸般の事情を考慮するならば、原判決の前記量刑が、輕きに失して不当であるとまではいえないと考える。

この論旨も理由がない。

よって、刑事訴訟法三九六条により本件各控訴を棄却するものとして、主文のとおり判決する。

昭和五六年一月二六日

大阪高等裁判所第五刑事部

裁判長裁判官 石松 竹雄

国連人権委員会に差別の実態を提起

崔 奇

昌 華
(八幡大学 講師)

はじめに

在日韓国人・朝鮮人が日本に住むようになって、半世紀をこした。「朝鮮人である」ということで殺された関東大震災における朝鮮人虐殺は過去のこととして忘れ去られるようなことでなく、今日もお日本人の朝鮮人に対する差別はつづけられている。差別の実態というものは体験してこそ、より深く知ることが出来る。しかし、人権に目覚めない人々は差別がはつきりと見えてこないばかりか、潜在的に差別を意識しても、逃避によって差別から身を守ろうとするが、結局、人間性が失われてしまう結果になる。人権に目覚め、「朝鮮人である」という主体性をとりもどすことが何よりも必要である。このことをわざわざここに書かなければならないのは、国連の人権委員会の委員が私達の人権獲得斗争を理解し、協力してくれることは出来ても、私達側の斗争と提起がないところには何も出来ない、ということである。

在日韓国人・朝鮮人の問題が戦後三十六年をすぎようとする一九七九年に「在日韓国人・朝鮮人の人権獲得斗争全国連合会」によって正式に国連の人権委員会、そして国際社会に提起することが出来た。

I ニューヨークの国連人権委

一九七三年、アメリカのキリスト教会の招きで在日大韓基督教総会から七名が人権問題・少数民族問題研究のため渡米した。小生はアトランタの黒人運動を約一週間、アメリカ連合長老教会第一八五回大会に参加、その後約一カ月間、ニューヨークに滞在しながら、人権、国籍、少数民族問題を中心に資料をあつめた。この時、メソジスト教会から国連関係に派遣されて奉仕しておられた、ロバート・マクリエン牧師にあり、在日韓国人、朝鮮人の現状を説明、将来、国連人権委へ提起したい意思のあることを伝え、協力を求めた。一九七三年六月十五日、国連の人権局(Human Right Division)のジェーコブ・ミューラーさんに紹介、一緒にあうことが出来た。ここで次のことが教えられた。

- ① 国連に提起する前に、日本国内における救済手続を終えること、即ち、裁判斗争であれば最高裁の判決がおりた後に提起すること。
- ② 文書のあて先は国連事務総長とする。
- ③ 十六部を作成すること。
- ④ 提出者は必ずサインをする。公表を願わなければ秘密にすることも出来る。
- ⑤ 提出書類のコピーが日本政府に伝達。
- ⑥ この手続きはすべて秘密手続である。

II 日本国内における人権獲得斗争

人権獲得斗争は三つの側面からなされた。「居住権」斗争として一九七五年八月十一日、強制連行され、仮放免中の金鐘甲さんの「国籍確認の訴え」を福岡地裁へ提起、一九七五年九月一日、「在日韓国人、朝鮮人の参政権を含む人権に関する公開質問書」を北九州市長へ提出。一九七五年十月三日、NHKを被告とする「名前の民族語音読み」人格権訴訟が福岡地裁小倉支部へ提起、この裁判は在日韓国人、朝鮮人の主体性回復の斗争である。一九七七年九月一日、福岡県知事に公開質問書提出。一九七八年九月一日、日本国首相に対して「在日韓国人、朝鮮人の参政権を含む人権に関する公開質問書」提出。

北九州市との交渉二十一回、福岡県との交渉十一回、日本国との交渉六回。

裁判斗争としては、国籍確認裁判の口頭弁論二十回、人格権裁判の口頭弁論、地裁、高裁で十四回もたれた。

この間、退去強制に関する裁判として、協定水住許可者第一号のケースとして、申京煥氏裁判、家族離散のケースとして、朴煥仁氏裁判、特に、朴さんも家族も特別在留許可という法的身分であったため非常に困難なケースである。一九八〇年八月十六日、大村収容所から三年ぶりに仮放免され、現在、家族と同居している。

参考に出版関係を記述したい。

- ①「金嶺老事件と少数民族」 酒井書店 一九六八年
- ②「国籍と人権」 酒井書店 一九七五年 二五〇〇円
- ③「名前と人権」 酒井書店 一九七九年 一六〇〇円
- ④「ババをかえして」 風媒社 一九七八年（編集） 九八〇円

⑤「愛電刊号」 在日韓国人・朝鮮人的人権獲得斗争全国連合会

III U・N・人権委員会へ提起

一九七九年十月十八日、大阪を出発、資料七百部を持ち、代表三名は十月十九日、成田空港を台風二十号のため、四時間おくれで出発、無事にニューヨークに到着。早速資料作成、提出のための準備にとりかかった。ロバート・マクリエン牧師、ドウエイン・エビス牧師の積極的な協力を得て、作業は順調に進んだ。ドウエイン牧師は世界キリスト教協議会の国際関係、ニューヨーク事務所、責任者であり、多くのことを教えてくれた。そして、ジュネーブの世界キリスト教協議会の人々、国際法律家連盟の人々、アメリカキリスト教協議会の人権関係のウィッブラー牧師も紹介してくれた。特に印象深かったのは問題の中心点をよく理解し、協力をおしななかつた。マクリエン牧師は一九七三年から知りあい、その後文通した関係上、すべての面におしみなく協力してくれた。一九七九年十月二十五日、提出するための準備会をもった。人権関係の事務総長補佐のドン・フィッパトリック氏にあった。現在UN総会期間中であるため、人権委員会の事務局長が来ておられ、すでにわたしたちの文書提出について連絡しており、日本の在日朝鮮人差別についてはいくらか知っておるが正式に文書が提出されるのははじめてであるとのこと。

1、文書のあて先は事務総長にする。

2、提出書類はすべて秘密裡に取り扱かう。それ故、人権委員会としては公開しない。提出者が公開することは自由である。

3、文書提出する場面を記者が取材することは困難である。これは秘密手続である故。しかし、提出者が写真を取り、それを利用することは自由である。

4、提出日を十月二十九日午後二時とする。

以上、申しあわせ、共に写真をとった。これは印象深く、大きく第一歩をふみ出した。

提出した資料の一部(A)を引用したい。

* * *

国連ワルトハイム事務総長 貴下。

在日韓国人・朝鮮人は現在六十六万人であり、第二次世界大戦前、日本政府により強制的に連れて来られた人びとと、これらの子孫たちであり、すでに一世紀にわたって住んでいます。われわれは日本政府の要求する税金をはじめ、全ての義務を果たしていますが、参政権、居住権をはじめ、行政差別二百余项に余るいろいろな言葉に言い表わせない差別と抑圧のもとで生活しています。

この実態を貴下に知らせるとともに、深い関心と緊急なる措置を要望し、日本国内での人権獲得闘争経過を知らせるため、ここに関係書類を提出いたします。

世界の平和は一人一人の人権が、法的に、また、実質的に保障されてこそ築かれるものと信じております。個人個人はある民族に所属し、民族の主体性をもつて生きるとき、人間の尊厳が認められると信じます。

われわれは、韓民族の少数民族として、国際社会が認める諸権利が保障されることを要望し、このために深い関心の表明を願ひ、国際社会が日本政府に、われわれ韓民族、少数民族の権利が保障されるよう求めることを要望致します。

貴下の健康を祈りながら。

一九七九年十月二十四日

代表 裴 錫 昌
総務 姜 亨 益
協同総務 姜 恩 喜

在日韓国人・朝鮮人の現況

日本には在日韓国人・朝鮮人が約六十六万人住んでおり、外国人の約九〇%をしめている。在日韓国人、朝鮮人六十六万の中には二、三世が約八〇%であり四世も生まれている。在日韓国人・朝鮮人の渡日の経歴をみれば個人の差はあるが、大多数が強制連行によりつれてこられた人々である。

在日韓国人・朝鮮人の子孫は日本における定着性をおびており、従って、国税、地方税を納付している。統計によれば在日韓国人・朝鮮人が納付している税金は約千五百億円にのぼり、税金負担率は日本人約二〇%に比べ、在日韓国人・朝鮮人は約二十八%になり、在日韓国人・朝鮮人の高い負担率をしめている。しかし、これに伴う社会保障は制限を受けているのが現在の実情である。

1、居住権がない。

在日韓国人・朝鮮人の日本居住歴は約一世紀近く、彼らの子孫はすでに四世に至っている。しかし、日本で出生しても、権利としての居住権の保障がない。更に一年以上の刑、生活保護を受給した時は居住権が剥奪され、韓日条約にもとづく協定永住許可者でも八年以上の刑を受ければ国外退去させられる。同じく日本で生まれたけれど、日本人には退去のない居住権が保障されているが、在日韓国人・朝鮮人にはない。

大村収容所は在日韓国人・朝鮮人を強制退去させるための収容所である。

2、参政権がない。

日本で出生した二、三世であつても参政権がない。これは世界でも、その例をみることが出来ない。参政権がない人間は奴隷ではない。といわざるをえない。

3、児童手当は支給されない。

児童手当法、第一条「家庭における生活安定の寄与と児童の健全な育成と資質の向上」を目的に児童手当を支給している。三番目の子供から月五千円支給している。すべての児童は同じく生活が保障され愛護されなければならないのに在日韓国人・朝鮮人の児童は除外されている。

4、公営住宅入居は拒否。

公営住宅第一条「健康で文化的な生活を営むに足る住宅を建設し、低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること」を目的としている。東京都、横浜市等では在日韓国人・朝鮮人の公営住宅入居を認めており、北九州市とは交渉の結果、これをかちとつたが、全国的にはまだ入居が認められていない。

5、住宅金融公庫の融資は拒否。

「国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設に必要な資金を融資すること」を目的としている。しかし、在日韓国人・朝鮮人に融資を適用しないことは健康で文化的な生活を営む権利を奪うことになる。

6、国民年金の拒否。

「老令、廃疾または死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もつて健全な国民生活の維持および向上に寄与すること」を目的としている。在日韓国人・朝鮮人はこの国民年金制度の申請を認めない。しかしながら、東京都に住んでいる金銭豹氏は在日韓国人であるこ

とを知らながら十二年間、掛金を支払つたが、年金を受給する段階になつて、在日韓国人であるということとで支給を拒否された。現在、裁判中である。また、厚生年金から国民年金に途中加入することを日本人には認めるが在日韓国人・朝鮮人には認めないという矛盾がある。

7、就職の拒否。

在日韓国人・朝鮮人は就職の分野においても巧妙に差別されている。国家公務員、地方公務員、大企業の会社、銀行等は在日韓国人・朝鮮人を雇用しないきびしい政策をとっている。在日韓国人・朝鮮人は韓国名（本名）では就職出来ないが、日本名（通名）で志願したならば、住民票が提出されるまで採用候補者の地位にある。もし、通称名（日本名）を使用して採用される場合があつても、在日韓国人・朝鮮人であることが分かつとすぐ退社させる。たとえ、在日韓国人・朝鮮人が博士課程を終え、優秀な研究成績をもつても、国立、公立大学の教授としては採用されない。

就職の分野におけるこのような差別的慣行は、若い世代の成長に重大な問題をなげかける。

8、結論。

以上の問題提起は氷山の一角に過ぎないものであり、在日韓国人・朝鮮人が当然、受けなければならぬ社会保障制度は政府所管が三十九項目、地方公共団体所管が百六十項目に達する。しかしながら、一、二、の例外を除いて、そのような社会保障はほとんど適用されていない。そればかりか、在日韓国人・朝鮮人が当然、受けるべき社会保障に必要な金額は年間四百億円であるが、これは適用しないで、むしろ、法務省と警察をとうして在日韓国人・朝鮮人を管理・監視するのに、年間四百五十億円を使用している。従つて日本政府は在日韓国人・朝鮮人の人権を保障するというよりは、むしろ、蹂躪する

のに努めていることを知る。以上の他に次のものが含まれている。

- ・日本国首相への公開質問書と交渉経過。
- ・人格権訴訟の内容と問題点。
- ・福岡市長への公開質問書と交渉経過。

資料(B)

- 1、歴史的背景。
- 2、北九州市、福岡県との斗争経過。
- 3、奪われた国籍。
- 4、領土変更と国籍。
- 5、家族離散の悲劇。
- 6、その他。

資料(C) これは一九八〇年三月に提出。

「大村収容所というところ」

「国籍と人権」「名前と人権」「パパをかえして」の本に含まれている。「名前と人権」はぜひ一読して欲しい。

* * *

一九七九年十月二十九日、午後二時、UNの人権委員会事務局長、パン・ホーベン氏と、人権関係の事務総長補佐、ドン・フィツパトリック氏に代表三人はあつた。パン・ホーベン事務局長は「長い間、人権獲得のためたかつてきたことに敬意を表します。国連という国際機構を信頼して、わざわざニューヨークまできてくれたことに感謝します。この提出された文書を検討し、出来ることから、したいと思う。みなさんが揃えれば、今迄と同じように人権斗争をつづけて欲しい」とのべた。ここで四十一部提出した。時間の関係上、簡単に在日韓国人・朝鮮人が差別により人間性が喪失されていることをのべ、関連の深い関心と協力を依頼した。この依頼に対して、「できるだけの協力をしたい」といわれたことに心強く思った。

これで、こちらにきた目的は達した。すぐあと電話があり、事務総長あての文書の原文が提出されていないので、十月三十一日、十二時三十分頃、提出して欲しいとのことであった。この時、はじめて原文の重要性を再確認した。

一九七九年十月三十一日、事務総長補佐、ドン・フィッパトリック氏にあり、原文を手渡した。朴換仁氏の強制退去の件で東京高裁の判決が近いうちに出れば、すぐ送還されるので緊急な処置を依頼した。家族離散のケースである。「Good office」という制度があり、事務総長の名で、電話、又は電報による関係国に関心を表明、善処を依頼する制度である。この方法をとるか、どうかは検討するだけ伝えておく。今後、緊急事態が起れば遠慮なく、電話なり、電報で知らせて欲しい、とのことであった。

百五十カ国の国連代表部人権関係代表に資料を送付、数カ国の代表には直接手渡し、協力依頼した。アメリカ、キリスト教協議会人権委員会のウィップラ先生にあり協力を依頼。申聖国牧師、金虎林博士、韓国人教会の牧師先生の協力を得たことをここに記し、感謝の意を表するものである。

一九八〇年三月八日、スイス、ジュネーブで開かれている人権委員会へ代表二名が行った。出発前、いろいろと検討し、最終的には会議へ出席しているNGO（非政府組織）の人に連絡して意見を聞き、決定した。

三月十日から三月十五日までジュネーブに滞在、会議を傍聴することが出来た。

三月十日バン・ボーベン事務局長と忙しい中を約十分間あうことが出来た。

「遠いところよく来て下さいました。今回はあなた達の問題が討議されませんが、八月三日からの委員会できりあげるようになると思う。日本から人権に関する報告書がきていまして、報告書がきたら詳細に検討してみ

たい。今度の機会に多くのことを学んで帰れる機会になると思います」と事務局長がいわれた。

三月十三日、バン・ボーベン事務局長にあり「大村収容所」についての文書を直接手渡した。出席の各国代表にも、A、B、C資料を直接説明手渡し、協力を依頼した。

掃りにロンドンに立ち寄り、アムネスティー本部、マインリテイグループ、奴隷制度反対運動本部等を訪問、在日韓国人・朝鮮人の問題について説明、資料を手渡し、協力を要請した。

IV U・N・人権委員会専門家会議へ

連合会が提起した書類は「一五〇三」とよばれる手続に従うことになる。書類を受理したこと。その書類のコピーを日本国に送ったこと。ここまでは知らせてくれるが、それからはすべて秘密裡に討議されていく。この専門家会議で審議されることを願いながら代表二名はジュネーブに一九八〇年八月十一日に到着、Working Group（五人審査委員会）はアメリカ、アジア、ヨーロッパ、アフリカ、東ヨーロッパの地域を代表する人権関係の専門家五人で構成され、一九七九年七月一日から一九八〇年六月三十日まで事務総長あてに送られた人権侵害の件、約五万件から約二十件を選択する作業をする。この中にまず選択されるかどうかの問題である。

八月十八日から九月十二日まで Sub-Commission（専門家会議）が開かれるが、八月十九日午後三時、秘密会議で五人審査委員会から約二十件が選択され報告された。そして、この選択された二十件のケースについて、九月四日・五日・八日の三日間、秘密裡に討議されることになった。

NGO関係者からいろいろ情報を得るが、なかなか

つきりしたことがつかみにくい。しかし、総合的に判断して、Sub-Commissionに報告され、審議されるようになったことだけは確信するようになった。

専門家会議に参席傍聴しながら、一人一人に近づき語りあいの機会をさがした。ロビー活動である。二十六人の委員で構成されており、非常に困難なロビー活動であった。でも、多くの委員達に接触することが出来た。

連合会の提起した問題の重要性、日本政府に対する実現可能性、在日朝鮮人問題がはじめてのケース、これらを総合し、かつNGOの意見を総合してみたとき、人権委員会（Human Right Commission）本会議に、上程されるだろうという確信に至った。この本会議は一九八一年一月三十一日、ジュネーブで開かれる。代表派遣を検討中であり、財政問題も考えなければならぬ。

V アメリカ国務省「人権白書」

毎年アメリカ国務省は「人権白書」を発表している。日本に関しては「良好」と表現し、日本のマスコミは大きく、これをとりあげる。本当に怒りがこみ上げてきた。それでこの問題を真剣に取り組もうと考えた。

一九七九年十一月一日、ワシントンへ、代表三名は国務省人権局を訪ね、カーター大統領への抗議文とUNに提出した文書を手渡した。日本関係者イトウ局長にあって約二時間話しあった。一九七九年度白書は訂正されて発表されるだろうと期待した。

（S）ワシントンにある International Human Right Law Group を訪ね、文書を手渡し協力を依頼した。総務 Ann Young 氏は三月にジュネーブでもあり、五月二十九日、Petition（要望書）をUN、事務総長あてに提出した。本当に国連憲章を引用しながら法的により整理、問題点をうきほりにした。NGOのグループとしては、はじめて在日朝鮮人問題をUNに提起した団体である。

一九八〇年六月四日、連合会の代表、崔昌華、金君植、姜榮一、康恩弘、ワレス牧師等五名が、アメリカ大使館の人権関係の責任者、ロジャー・レ・タンカ氏に、カーター大統領への抗議文を手渡し、国務省訪問のこと、資料を手渡し、事実を事実として、報告せよとせまった。日本関係が良好ということはおかしい。

「アメリカ政府も人権白書を訂正しない限り、日本政府と同じく差別抑圧者でありつづける」と抗議した。

一九八〇年十一月十二日、連合会の代表四名と、日本、北米キリスト教協力委員会の総務、Robert W. Northingさんとアメリカ大使館を訪ね、人権関係の責任者、ティンバレイク・フォスターさんと約一時間三十分話し合いをもった。

国際関係の雑誌、連合会の文書等を参考にして、在日朝鮮人問題をとりあげ、他方、日本政府の努力のめだた、このような報告書をワシントンの国務省に送っており、一九八〇年度「人権白書」には、そのようにとりあげるだろうとのべた。ノーザップ総務が詳細に問題点を指摘した。

「一九一〇年アメリカは韓日合併を黙認し、一九四五年GHQは日本政府の在日朝鮮人に対する差別的な法律、人権剥奪を認めた過去があり、一九四八年民族教育をGHQは、弾圧した経緯があり、アメリカは第三者でなく、当事者であることを銘記すべきだ」と強く抗議した。

VI 結 論

一九七九年十一月七日からジュネーブにある世界キリスト教協議会(W・C・C)の国際関係の人々にあったり、特に International Commission of Jurist (国際法律家連盟)を訪ね、協力を依頼した。十二月号の雑誌でとりあげ、十二月二十三日各新聞にもとりあげられた。これは大きな反響をよんだ。W・C・Cの雑誌 One World

と Migration に大きくとりあげられた。国際社会における人権関係の雑誌にだんだんととりあげられるようになり、在日韓国人・朝鮮人の問題は国際化してきた。

一九八一年二月一三月から開かれる人権委員会本会議でとりあげられるのは間違いないものと確信しているが、とりあげるなら、どのようなになるだろうか。

まず、日本政府が被告席にすわられ、各国代表から人権侵害の告発をうけ、それに返答しなければならぬだろう。不幸に秘密裡に行うのでわれわれの代表はこの歴史的風景をみることが出来ない。そして、次の三つの中、一つの行動をとるだろう。

① (No action) 行動をとらない。

② 社会経済理事會に報告書を提出する。

③ 日本政府の協力の下で、調査、研究する。

この他にもいろいろなことを検討するであろうと推測する。

このような動きはすでに日本の国連代表部をとうして、政府に報告されているはず。

国際人権規約批准後、一年以内に報告書を提出する義務があるにもかかわらず、まだ八月二十五日の現在、出されていない。この報告書の取扱いもきびしく、報告書に対するきびしい質問の材料として、提出された文書が大いに役立つはずである。

これらの国際的圧力は日本政府に対する根本的な改革を要求するであろうと思う。事実日本政府は一つ一つ例えば国民年金、金融公庫融資、児童手当等について前向きな態度を見せているのにもうかがえる。

しかし、樂觀は許されない。今後継続して国際社会に訴えて行く斗争をつづけなければならない。現在までは北九州、福岡を中心にした有志、教会内の有志の絶大な協力と関心のある有志達の支えでたたかいて共有所が出来た。今後とも多くの同胞の共闘を希望しつつ、韓国人として誇りある人間として生きつづけたいと願う。

「国連人権委員会で在日朝鮮人問題討議」

1979年10月、在日韓国人・朝鮮人の人権獲得闘争全国連合会が国際連合のワルトハイム事務総長に提出した「在日韓国人・朝鮮人の人権侵害に関する報告書」が国連人権委員会本会議で秘密裡に討議されると確信し、1981年2月16日にまず康恩弘牧師が出席、2月23日、小生と金栄植牧師が出席した。2月24日、ジュネーブに到着、会議の進行状況を検討した。2月25日午後から秘密会議の予定であったが会議がおくれて26日になるようだとのことであった。これでホッとした。それは一日でも代表3名がそろってロビー活動ができるということである。今度もついていた資料C（大村収容所、国民年金、外国人登録の指紋押捺拒否、林賢一君の自殺、その他）を各代表に直接手渡ししながら協力を依頼した。去年3月に私達代表が人権委員会にきていたので、多くの各国代表とは顔なじみになり、親しく再会を喜び語りあうようになつた代表も何人かいた。特に私達の問題に深い関心を示めてくれる代表とは詳細に説明するし問題点について討論することが出来た。とにかく、秘密会議に入る前に、一人でも多くの代表に日本における差別の実態をよく知ってもらふこと、被告日本国連代表の説明に質問できる代表が一人でも二人でも多くでてくることであつた。25日は

寸時を惜しみながら忙しくロビー活動をした。26日も午前中は公開討議が続けられ、おそらく午後には秘密会議になるだろうというところ、一時間でも秘密会議がのびることはそれだけロビー活動の時間が与えられることになる。聞くところによると、日本政府も猛烈にロビー外交をくりひろげているという情報も入った。ここ数日前から日本代表4名が毎日、ロビーに来て活動しており、時には私達と個人的に語りあうこともあつた。

私達代表3名は会議時のNGO（非政府代表）、人権グループ代表の席にすわり、各国代表に「在日韓国人・朝鮮人の人権」のために、ここに来ていることを深く印象づけた。

2月26日、午後7時頃、人権委員会の連絡係をしているミューラさんが議場から出てきて、日本代表に何かさやいていた。おそらく次に討議されるだろうから、国連大使がロビーにきて待つように、とのことらしい。10分位後、鈴木大使が見えた。大使はトイレに行ったり、何かソワソワしているように見えた。準備のため緊張したもようである。

「26日の会議はこれで終わりました」とミューラさんが伝えにきたようだ。おそいからこれで会議は打ち切り、27日になった。今日

の午後から秘密会議に入り、討議が始つた。私達代表は胸をわくわくさせながら、日本代表らが人権委員会本会議によばれて入る、歴史的場面を今か、今か、と待っていた。とうとう今日は実現せず27日のびた。

27日も秘密裡に本会議はすすんでいる。前日からの討議がなかなか進まないようである。この日も数ヶ国の代表とつっこんだ話し合いをもった。聞くところによれば日本国政府からよい報告書が委員会に提出されている、という情報も入ってきた。その報告書の中味を私達は知る方法がない。

公式には秘密であるけれど、人間がしていることに秘密はどこからもれてくる。ただ手続上、非公開、秘密ということになっている。ここで知つたのは代表が一つの質問をしようとしても本国の指示をうけなければならぬということである。まさに国家間の外交、国家間の関係が重要視されており、人権委員会とて例外ではない。

この点から私達のロビー活動は非常な困難にあつたことは事実である。特にアメリカのカーター人権外交からレーガン外交にかわつたことも忘れられない重要な点である。27日、午後5時50分頃、連絡係のミューラさんが議場から出て来て、昨日と同じように日本代表に何か耳うちしていた。そのあと、しばらくすると鈴木国連大使がロビーに来た。とても緊張しているもよう、トイレにも行き、真剣に落着こうとするように

も見えた。外務省からも一人派遣されてきているとのこと。約50ヶ国の前で「在日朝鮮人の差別、人権侵害状況」について釈明しなければならぬから……。

午後6時25分頃、日本代表はいっせいに立って本会議場へ、私は薄暗い廊下で、議場へ入る場面を写真にし、シャッターを押した。数回、連続して押した。この歴史的瞬間をカメラにおさめたかったから。

議場の中が見える窓ガラスから中をのぞいてみると、鈴木大使がオブザーバー席にあるJAPANというところの座席の前列に座り随員は後列にすわった。となりの窓でみていた金牧師が「手をあげたよ」と叫ぶのだった。小生はびっくりして窓にもどり、中をのぞいてみると、多くの代表が席を立て話しているところだった。こんなにも早く、あつけない議論が終わるのか!! と思いつながら少しがっかりしていると、ある代表が「会議は終り、JAPANは、3月2日にある」と言った。あ・そうか、それで本当にホットした。今日は週末の金曜日であり、代表連も週末を楽しまなければならぬだろう。おそくまで会議をつづける必要がないだろうと思った。午後7時少し前である。私達は全神経を3月2日の討議を想像しながら……週末を送った。

とうとう3月2日、胸がわくわくするのをどうすることも出来なかった。10時に会議がはじまるので……少しでも早く議場とな

りのロビーに到着、しばらくすると日本代表らもロビーに到着した。私達代表3名は鈴木国連大使にあつてみるのもいいのではないか、という相談をして、あうことにした。丁度、議場に入る少し前で、鈴木大使はとても緊張しており、私達に対する態度はムツとした固い冷たい表情であった。

それはそのはず、私達が、告発者であり、日本国は被告の立場だから。

どのように話しかければいいかわからなかったのが私が「日本政府が人権委員会に出したレポート(報告書)のコピーは頂けないでしょうか」といって話しかけた。大使は「手続が秘密なので手先では渡せません」とムツツリした表情で答えた。個人的に二度位話し合ったことのある赤松良子公使は「非常に前向きですよ」と言われた。すぐ日本代表5名は本会議場へ入った。この赤松公使のことばが深く印象的であった。この時が11時25分であった。在日朝鮮人の約一世紀に及ぶ歴史の中で、はじめて日本政府及び日本人による朝鮮人差別が人権委員会の本会議でとりあげられ、そのことによって、世界の人々が注目したのである。NGOの人権グループも在日朝鮮人問題に関心をよせるようになった。

時々、窓越しに議場ののぞくと、二、三人の代表が手をあげて「発言権」を求めているのがみえた。議場での声は全く聞えない。12時10分、鈴木大使をはじめ5名

の代表が秘密会議場から出た。約一時間、討議は終った。本当は告発者である私達のおる前で日本国の弁明をききたかったけど手続上、それは許されていない。

秘密会議はまず日本代表鈴木大使が前に提出したレポートに加えて口頭で釈明し、その後、各国代表の質問、討議に入っただろうと思われる。非公式にいろんな情報をえているけど秘密ということで、それを公表するには信義誠実の問題、わたしたち団体の信用問題、次に再び告発する立場等を配慮した時、知りえたすべてを公けにすることは避けた方がいいと現時点で考えるわけです。でも、人権斗争の経験、体験したことを詳細に公けにすることもわたしたちの負わされた責任であると痛感し、後日に委ねたいと思います。メモの形で大事に保存はしてありますので。

3月2日午後1時頃、日本記者クラブに寄ると、テレックスで記事が送られてきたのを記者が見せてくれた。それは日本の各新聞がトップで「出入国管理令改正、永住権無条件附与」というニュースであった。これはおそろしく日本政府鈴木国連代表が国連人権委員会本会議で釈明し、人権保障を前向きに善処するということの具体的実現であるといえる。これは国内向けよりは国連人権委員会の各国代表を説得するためのものであったと思える。

ここです是非一言ふれておきたいことは日

本政府鈴木国連大使は秘密本会議において、非常に低姿勢で、在日朝鮮人に対する差別の実態をほぼ認め、前向きに取組んでおり、日本における少数民族でなく、在日韓国人、朝鮮人は外国人として人権保障をするように努力することを約束したが、このような日本政府代表のけんそん、低姿勢の代表を自分が人権委員会に参加して、はじめてみた、とある国の代表は感激して言われたことである。

これまで多くの政府代表は人権侵害はないと自国の政策を強く主張するのが人権委員会に喚問された政府代表の態度であり、そのため人権委員会は政治的取引の場だと強く批難する人もおるわけである。

3月2日、午後6時20分頃、日本人記者クラブへ行った。丁度、共同通信の橋本特派員（1979年12月、国際法律家連盟の機関紙「日本」についてとりあげた論文を記事化した）と読売新聞の桑原特派員がおられた。橋本特派員が鈴木大使へ電話した。

①「今日、人権委員会の答弁と出入国管理会の改正という3月2日朝刊の記事とは関連があるでしょうか」

鈴木大使「木曜日に答弁すべきことが他の審議のため今日になった」

②「日本国籍の剝奪ということについて鈴木大使——在日朝鮮人を外国人としてあつかったのは韓国政府の要請にもとづいてしたのであり剝奪でない」

③「人権委員会における他国の反響は」

鈴木大使——「大変いいように受けとられたと思う」

以上は電話の要約である。ここで少し議論になった。1947年5月2日、外国人登録令、第11条「在日朝鮮人は当分の間外国人とみなす」と規定した時は韓国政府はいまだ樹立されていない時であるのに、事実と反することをのべている。これは重要な問題であると指摘した。

国際法的見地からみて、在日韓国人、朝鮮人は外国人なのか、少数民族なのか、非常に重要な問題である。とにかく、日本政府は戦後一貫して少数民族でなく外国人であるといいつつ、「外国人とみなす」という規定を前提にそれにふさわしい実態づくりを今日までしてきた。これが問題であり、真剣に、深く考察すべき点だと思う。橋本特派員は上記のような内容を要約して打電するといわれたが……。

領土変更の場合、丁度、在日韓国人・朝鮮人のような場合に、少数民族として形成され、少数民族としての諸権利が保障されるのである。国際法的観点からみた視点である。

3月6日まで、いろいろな情報や参考資料をあつめた。小生は7日から9日までドイツのハンブルグに行き、ハンブルグ韓国人教会で人権問題について説明した。10日から18日まで、ニューヨークへ行き、1979年10月、文書を提出するのに積極的に協力して頂いたロバート・マクリエン牧師、

ドウエイン・エビス牧師に経過を説明、今后とも継続して協力することを約束、アメリカ・キリスト教協議会人権委員会のウィップラ先生にも同じように経過説明、多くのことを教えて頂いた。そして、ニューヨークの金虎林博士、申聖国牧師、崔通大執事、ニューヨークの韓国人教会の牧師先生達に、UN人権委員会の経過説明した。それは1979年10月、代表3名がニューヨークに来た時、いろいろと協力し、そして深い関心を寄せていたからである。申聖国牧師には電話で会う約束までしたが、お互い時間の都合が悪く、とうとう会うことが出来ずに出発したのが心苦しい。しかし、日本、北米キリスト教協力委員会の総務ロバート・ノサップ牧師先生の助言、協力に感謝したい。

3月13日午後5時、ロバート・マクリエン牧師のとりはからいで、UNワルトハイム事務総長の人権補佐官、ドン・フィッパトリックさんと約15分、話し合うことが出来た。簡単に人権委員会の経過を説明、今後とも相互に密接に連絡することを確認し、1979年11月に依頼した朴煥仁さんの家族離散のケースについて経過を説明、1980年8月16日、朴さんは大村収容所から出所して、現在家族と共に生活している。といったところ、「それは本当によかった」と話してくれた。今后、緊密に、人権斗争、そして人権侵害その他について連絡して欲しいこと、そして、自分として協力出来る

ことは積極的に協力したい、と言われ、固く約束し、握手してわかれた。

他方、金榮植牧師はドイツのフランクフルト、フランスのバリ、ニューヨーク経由でカナダ、トロントのカナダ長老教会グリーン・ダビス牧師（かつて在日大韓基督教総会のカナダ教会宣教師）とあい、UN人権委員会の経過、在日朝鮮人の人権問題をカナダ教会で説明した。

小生は4回、スイス、ジュネーブへ行き、NGO（非政府機関）の人権グループのリーダーとも知りあい、多くのことを学び、多くのことを経験した。詳細なことは次の機会にのべることにしたい。今までの人権斗争の経験を生かし、在日朝鮮人の問題がもつともつと国際的な関心事となるように国際社会に訴えて行くべきだと思う。

最後に在日韓国人・朝鮮人の人権獲得闘争全国連合会の代表幹事はもちろんのこと、多くの有志、在日韓国教会から経済的支援を受けたことに心から感謝すると共に、多くの同胞が覚えて祈ってくれたことに感謝しつつ、今後とも一步一步、人権獲得にすゝみたいと願うものです。

在日韓国人・朝鮮人の

人権獲得闘争全国連合会

代表

崔 昌 華

チオエ チヤン ホア

「指紋押捺拒否斗争」

チオエチヤン
崔 昌 華

1975年、北九州市長へ「参政権を含む人権に関する公開質問書」を提出して、もう6年という歳月が過ぎた。1979年国連人権委員会に在日朝鮮人の人権問題を提起、1981年3月、秘密本会議で討議された。

このような状況の中で「人権」について深く考えるようになった。具体的生活において、指紋押捺の侮辱的行為が強要されているという人権侵害である。小生は1979年2月、京都地裁の宋斗会さんの「外国人登録法違反事件」の最終弁論で特別弁護人として、「一つの小さなことが正しいかどうか、正義であるか、どうか、その時点ではなかなかみえないわけがあります。しかし、それを拡大してみればはっきりとみえるわけがあります。もし、今の法体制を50年後、又は100年後に拡大した時、在日韓国人、朝鮮人はどうなるか、ということでもあります。日本で生れ、日本で育ち、この地で生活した人が「外国人」という名のもとで、すべての権利、居住権、参政権が奪われているということでもあります。私は子供が3人おりますけれども、一番困るのは14才の時です。今、登録申請をして、指紋を押すということでもあります。なぜ、在日朝鮮人だけが犯罪人として、あの指紋を押さなければならぬのか。又、登録の

番号であります。日本人には背番号がついていませんけれど、在日朝鮮人には背番号がついております。まさに、人間としてではなく、物として取り扱われている。」とのべました。

1980年5月「在日韓国人の人権と本邦同胞政策」のシンポジウムに出席した朴炳閣さんが指紋押捺について語られ、分科会で討論した。小生はその分科会に出席できなかつたが後でそのことを聞いた。朴さんはこの問題について深く関心を表明していた。指紋押捺は在日朝鮮人であれば誰もが屈辱感を経験したはずである。

〔1〕 指紋押捺制度

外国人登録制度がもつ矛盾、特に、在日韓国人、朝鮮人に対して、日本国側の論理をかいても首尾一貫しない。即ち、平和条約発効まで在日朝鮮人は日本国籍があると主張しながら、1947年の外国人登録令、第十一条において「台湾人・朝鮮人を当分の間、外国人とみなす」を規定したことである。これは国籍の有無云云でなく在日朝鮮人を管理抑圧せんとする意図であるが、このような観点から指紋押捺が重要性をおびてくる。

最初、施行の日から30日以内に一斉に登録すべきことを規定したが、反対のため7月31日まで、次は8月30日まで期間がのび

た。GHQ情報部が8月22日に「在留外国人は8月31日まで登録すべし」という新聞発表がなされた。

このような登録制度そのものに在日韓国人・朝鮮人団体が反対していたため、外国人登録令においては指紋捺捺制度を採用していない。

この指紋捺捺制度は日本独立後、外国人登録法（1952年4月28日）に採用した。第14条、14才以上の外国人は第3条第1項、第6条第1項、第7条第1項又は第11条第1項の申請をする場合には、登録原票・登録証明書及び指紋原紙2葉に指紋を押さなければならない。

第18条（罰則）

次の各号の一に該当する者は一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

8項―第14条の規定に違反して指紋の押さなつてせず、又はこれを妨げた者。

当初、指紋捺捺制度は一年の猶予期間において実施する予定であったが在日朝鮮人団体の反対運動が起り、国会の突然の解散、いわゆるバカヤロー解散もあったりして、三年後の1955年4月27日に実施した。

1955年3月5日「外国人登録法の指紋に関する政令」が制定、4月27日施行した。この政令には①政令の趣旨、②指紋の押し方、③指紋の押直し、④押すべき指紋、⑤指紋を押すべき時期の特例、⑥指紋を押すべき義務が重複する場合の調整等を規定

した。

一指指紋と十指指紋とを採用した。1955年3月5日、法務省令第46号「外国人指紋捺捺規則」がある。この規則の中に、第6条（十指指紋）

この政令の規定により十指指紋を押す場合には、両手の各指の廻転指紋を各別に押し、かつ、各手ごとに、おや指を別に他の指をそろえたままその平面指紋（指頭を廻転しないで押す指紋をいう。以下同じ。）を押さなければならない。

第8条

外国人は法第7条第1項の申請をする場合には、同時に、登録原票及び登録証明書の所定の欄にそれぞれ一指指紋を押すとともに、次の区分に従い指紋原紙二葉の所定の欄にそれぞれ一指指紋又は十指指紋を押さなければならない。ただし、代理人によつて申請をする場合は、この限りでない。

① 満14歳に達する前に交付を受けた登録証明書を失ったことにより法第7条第1項の申請をする者 ― 一指指紋

② その他の者 ― 十指指紋

2 外国人は代理人によつて法第7条第1項の申請をする場合には、法第15条に規定する疾病その他身体の故障がなくなった後、直ちに、登録原票及び登録証明書の所定の欄にそれぞれ一指指紋を押すとともに、次の区分に従い、指紋原紙二葉の所定の欄にそれぞれ一指指紋又は十指指紋を押さなければならない。

① 満14歳に達する前に交付を受けた登録証明書を失ったことにより法第7条第1項の申請をする者 ― 一指指紋

② その他の者 ― 十指指紋

全く犯罪人取扱いのように廻転指紋、十指指紋捺捺こそ、人権侵害が甚だしい無茶な制度であったため、1971年5月に廃止になった。

しかし、在留期間一年未満の外国人と外交官、それに準ずる人々は指紋捺捺を免除している。

〔II〕 指紋捺捺拒否

1980年9月頃、教会員の子供が満14歳をすぎ登録申請、はじめて指紋を押すことになった。なまたま区役所に行ったところ、両親と本人がいた。両親に「指紋捺捺を真剣に考え、できれば拒否したら」と言った。

お母さんは少し真剣にとりあげようとしたがお父さんが高校入試をひかえており、それは気持ちとしてわかるが：今日いわれて、しかし、はじめ、指紋を捺捺する本人はいやな顔をしながら、押したくないような態度であったが……それを決断する勇気がまだ湧いていないようにみえた。牧師があまり強要するわけにもいかず、そのまゝ「真剣に考えてよ」といって離れた。翌日きくと指紋を押されたとのことであった。あゝ、本当にむづかしいことだ、とつくづく思った。ここ二、三年前から家庭内で指紋のことが話題になったが、しかし、そんなに真

剣には話されなかった。1980年11月に次女、崔善恵がはじめて指紋押捺をするようになるので、真剣に、この問題が人権侵害であることを話しあった。善恵は小学校時代から朝鮮人としての誇りをもち、人格権訴訟でNHK会長へ手紙を書いたり、人権意識に目覚めていたので指紋押捺拒否を真剣に考えていた。それが及ぼす影響についても考えてみた。新しい人権斗争の一つがはじまるわけである。

1980年11月4日、沖縄教会堂における西南地方会牧師会でこの問題を提起討論した。11月12日、善恵の登録切替の日であったが、そのまゝにして検討を加えることにした。私の登録切替申請が11月18日であったため、指紋押捺を拒否した。子供が拒否斗争をはじめようとする時、父としても人権斗争をしてきたものとして、自らも拒否すべきだと確信したからである。

1981年1月1日、家族5人がそろった。楽しい正月でなければならぬはずなのに、指紋押捺拒否斗争について一人一人意見を出しあい、一人一人が態度を表明した。差別、人権侵害の問題について、時には涙を流しながら家族同士が話し合った。「平和に暮したい」「平凡に暮したい」「脅迫の手紙、電話はもうコリゴリだ」という意見もでた。ドレイのように、ただ、いわれるがままに指紋を無理にとられながら……犬の鑑札（外登録常時携帯、指示義務）をぶら下げて歩き、24時間監視管理

されながら生活するのが、本当に平和で、平凡な生活だろうか、と問いながら話しあった。長女・善恵も指紋押捺拒否の決心をした。本当に、しんどい闘いであり、世帯主として、父として、一方、心配しないわけにはいかなかった。でも、大きく一歩ふみ出した。この席で東京の法政大学在学中の聖植君が外登録を携帯していなかったことで、パトカーで警察署まで連行されたことをきいた。紛失届を派出所にした時のことで、少し気にしていたが、やっぱりパトカーで署まで連行された苦い経験話を話した。このような状況で住んでいるということを確認した。

日本の社会が「朝鮮人としての誇り」をもって人権が保障されながら生活できる社会になってこそ、平和な、平凡に暮すことが出来るのである。

1月9日、善恵は名古屋の愛知芸大に在学中なので学校の寮へ行く前、小倉北区役所登録係に行き、登録切替申請をした。

例のごとく、指紋押捺を要求した。長女が私の顔をみるので「自分ではつきりいいなさい」といった。長女は「指紋押捺は拒否します」とはっきり係員に言った。係員はいろいろと説明しながら「法律にきめられているので」と何回もくりかえした。最後に外国人登録証明書に「指紋押捺拒否」と書いて渡してくれた。

1月11日、午後8時頃、善恵の指紋押捺拒否について数人の記者達と話しあった。

この問題について日頃から関心をよせていた記者達であった。記者達の質問は広く在日朝鮮人の差別についてまで及んだ。善恵は中学3年、父として内心ヒヤヒヤしながら答えるのを聞いた。やっぱり、思っていたより、しつかり一つ一つの質問に答えていた。朝鮮人として本名で生活する中で体験したことがにじみ出ているように見えた。

1月12日 朝早く、お母さんは在日大韓基督教全国婦人会の役員会が大阪教会堂であるため出発した。私は娘と服装について話した。民族としての誇りをあらわすためにも、チマ、チョゴリの民族服がいいだろうと思った。娘もそれがいいた。私も民族服をきることにした。大会、新年礼拝、教会の結婚式等で時々着ていた。11時頃、福岡放送（FBS）テレビが取材に家へきた。取材に応じ、それから教会へ行き、心を静め、しばらく祈った。午後2時頃、小倉北区役所へ到着、もはや、記者達、テレビ関係者が取材のため待機していた。今日の説教新聞、毎日新聞の朝刊に大きくとりあげていたからである。

取材しているからか、係員が自ら切替申請を書いていた。これは今迄めつたになかったことである。何故、こんなオーバーな親切ぶりをみせるかなあ……と思った。次のようなやりとりがあった。

課長―趣旨は理解するが、外国人登録法で決まっている以上（指紋を）お願いしたい。私―なぜ押すのか。

課長―身分や居住の關係で外国人を正確に管理するためです。人権とかいうことは別だ。

私―課長さんは指紋を押すのか。

課長―私は日本人なので住民登録や戸籍で居住、身分の確定ができる。

私―住民票に指紋をとりますか、国際人権規約で法の下の平等を定めているではないか。

課長―(善恵さんに)14歳以上になれば登録してもらって指紋を押すようになっていきます。どうしますか。

善恵―押しません。日本人でも外国へ行って悪いこともしていないのに指紋を押させられたりしたら拒否すると思う。私は侮辱を受けていると思うので押しません。

課長―決して侮辱しているわけではなく管理するためです……今後、国の方に改正の要望は出したいと思っているが、(この窓口ではどうしようもありません。

善恵―私の(日本人の)友人はだれも指紋をとられません。私は日本で生まれ育って、これからも日本にいるつもりです。私が大きくなつて子どもができて、またその子ができて、みんな指紋を押さなければならぬんですか、一体、何年続くんですか。課長―押しませんね。

善恵―押しません。

外国人登録証明書の指紋欄がそのまゝ空白で「指紋押なつ拒否のため指紋未押なつ」

と記入された。下関教会の申錫錫牧師、李淑子さん、アメリカ教会からの派遣宣教師・康恩弘牧師、鄭春洙牧師、ドイツ教会の宣教師シエーファ牧師が支援にこられた。

4月13日、小生の妻・金貞女が登録切替申請の時、指紋押捺を拒否した。真剣に考えた末の決断であつたと思われる。家族一人一人が自主的判断で拒否斗争に参加した。

〔四〕指紋押捺拒否斗争への反響

最も大きな反響があらわれたのは韓国である。連合通信尹基東京特派員から詳細な記事が送られ、韓国の全国紙、地方紙、ラジオ、テレビが大きくとりあげた。それで50通あまりの激励の手紙が韓国の殆んど全域から送られてきた。二通の手紙だけ紹介します。

「記事を読み、深い感動を受けました。国を愛する若い花が海を越え異国の地で咲いていることを感じました。私はソンへさんと同じ歳です。記事を読んだ瞬間、友だちになろう」と決心しました。」(大邱市、李洪15歳)

「その日、あなたの怒の聲が眠っていた私を起した。ぱつと起きて、窓をいっばいにあけて、外をながめると、あなたは大きな岩に押され、千仞のガケつぶちに、小さな体をつつばつて立っていた。岩に比べ、余りにも小さな体だが、二つの小さな手で、力強く支えて、堂々と立っていた。瞬間、私も知らずに、ひざをかがめて絶叫した。神様、どんな神であれ、あの少女に力を

与えて下さい。力を!!、その昔、ジャンヌ・ダルクがなしたような……」「今、あなたは大きなことをしなければならぬ時です。勇敢に、そして、しっかりと向かいなさい。そうすることによって、多くのトランプルが起ることに苦しみが生れます。そうすれば善恵嬢は挫折感を味わうでしょう。あなたは神に祈りますが、神から返答はありません。その時に、もし助けが必要であれば手紙を出して下さい。真心こめて助けになれるよう努力します。」

(ソウル 吳昇勳 高2)

現在も韓国から10日に一通のわりで手紙がきている。私は送られてきた手紙をよみながら同じ民族のあたたかい心にふれた思ひであつた。

日本の各地からも、はげましの手紙をうけとつた。やつぱり、心配していた脅迫の手紙が送られてきた。1981年1月26日午後、学校が休みで一人で家にいた善恵が受けとり、封筒の中に鉛筆が入っているかなあ……と思ひながら、封をあけびっくりした。その後、数日ふるえるような日々であつた。カミソリ、センチのものがあつた。女学生のマゾ・ヌード写真8枚があり、次のような手紙が入っていた。

「神国日本ノ憲法ニ從エヌ三國人中國朝鮮人等ヲ本来ナラバ日本國憲法ノ權限ニヨリ朝鮮中國人等ヲ速ニ檢挙死刑処分出來ル用日本愛國青年防共會ガ一人デモ多ク一同志才集メ三國人中國朝鮮人等檢挙速日死刑

処分デキル用運動中デアル。

神国日本ノ命ニ從エヌナラ本国ニ帰レ、

モシ本国ニ帰ルノガ出来ヌナラ速ニ死ヌ

事ヲ命ズル」(線を引いたところ赤字)

私もこの手紙をみてびっくりした。15才の娘に、このような手紙を送った日本人に對する怒り、憤りがこみあげてきた。今でもカミソリをみればゾッとする。娘はどんなにかふるえただろうと考えてみただけでも恐しい。しかし、善意の日本人も多くいるということである。

「こんにちは、崔さん。私は城南中学一年五組の岩田直美と言う、どこにでもいるような平凡な女の子です。」

なぜ私が手紙を書いたのか、それは、中学に入学し、林先生のクラスになり、いろいろな差別について学活の時間話し合い、今まで知らなかった、ひどい事が、そのままかいけつせずに忘れられたり、イヤな事を平気で無理やり、やらせたりする事にガマンできず、たまたま、その時に、この外国人登録の善恵さんの事について勉強し、自分の意見など思った事を書いたのを先生が崔さんにわたしてくれると聞いたからです。

まず、「指紋押捺拒否」の事です、私は善恵さんは決してまちがっていないと思います。私の意見としては、指紋を押さなくてはいけないのは悪い事をした時や、私の思い出として、幼稚園の卒園の思い出に大きな紙に押す事でしよう。なのに、日本

人じゃなくて、外国の人が日本に住んでいる、ある一定のとしになったら、あなたは押さなきゃいけないよ、そんな身勝手な法りつがあるでしょう、新聞や雑誌などで見てみると、昔、在日韓国・朝鮮人によるトラブルがかなり多かったため指紋を押さなくてはならなかったそうだが、今はちがうと思う。それに世界の先進諸国で外国人に對して指紋を押さなくてはならないと言いきまりがある所は全くないそう。こんな変な法律は一日でも、一時間でも早く廃止するように検討を急ぐべきではないでしょうか。

この他に、自分の本当の名前以外の日本名を名のる韓国・朝鮮人がいるそうです。それは「朴^{パク}」と言う、先生がコピーしてくださった本で勉強しました。

どうして二つの名前を持たなくてはならないのか、それは、友達から、ちがう目で見られるからではないでしょうか。日本人と言うのは、すぐ人のいやがる事や、きずつく事を平気でやっている人が多いのです。その日本人は、私自身でもあります。差別はダメとか、カッコイイ事ばかり書いていても、自分でわからないまま差別をしているものです。自分は、人からされるのはイヤ、自分が一番幸せであってほしい。それはだれもがねがう事、それを、自分が幸せな分、人にも分けてやらなければと思う気持をだれもが持たなければいけないと思う。まだまだ、戦いはこれからです。法りつ

が相手でも、善恵さんの方が正しいのですから、がんばって自分の意見をおしつづけて下さい。私には、こんなへたな文の手紙を書いてはげましてやるぐらいしかできません、でもこれからは善恵さんを見ならつて、自分の意見を言える、強い人間、になろうと思います。善恵さんががんばって下さい。

小倉北区片野5丁目1-21 岩田直美
このような手紙が7通クラスから送られてきて娘も力づけられたと忠告。福岡市に住む新田範子さんは、奥野法相に押捺廃止の要望書を出し、実現まで今後毎月、要望書を送り続けます、といっておられ、「一日本国民としての良心にかけて法相に直訴します。なにとぞ外国人登録法の中における指紋押捺の項を一日も早く取り除かれますようお願い申し上げます」と最後を結んでいる。

在日同胞の人々から、本当に勇気をもって指紋押捺を拒否した、おそいような感じがあるが……あの指紋を押される時、あの屈辱的な気持、在日朝鮮人のみが分るでしょうね……といいながら、「しつかりがんばって下さい、私達もたたかいますから」と力強い声援を送ってくれた。各地域の民団支部青年会、教会青年会等ではこの問題を取りあげ学習会をもった。

1981年5月9日、在日外国人人人権センター(大阪)のシンポジウム「出入国管理令改正と外登法における諸問題」で

この問題がとりあげられた。約80名が真剣に討論した。他方、在日大韓基督教組合所属の大阪基督教教会館では指紋押捺問題について、アンケートをとっている。

在日同胞がだんだん、人権意識に目覚め大きなうねりになってきている。

(Ⅳ) 指紋押捺は人権侵害、告発するな。

1981年1月26日、北九州市長あてに北九州キリスト教協議会常任委員会(18名中17名、1名保留、代表者、牧師、松倉治)が要望書を提出した。私も常任委員の一人であるが、この要望書は日本人牧師が自発的にとりまとめたものであることに、心からキリストにある一つ、という連帯感を感じたわけであり、議長である松倉先生の労に感謝するものである。重要な箇所を引用すると、

「この定めは、現在の日本、及び国際的常識から考えまして、本人に屈辱感を与え、業務にたずさわる方々と、わたしども共に喜ぶことのできないものであると、思われます。」

法に従い、善良な市民生活を送ろうとする在日外国人が、まず屈辱感をもって生活を始めねばならないということは、本人はもとより、わたしども隣人、北九州市民として誠に悲しいことであります。まして、在日三世の15才の少女が、自ら押なつしなと言わねばならなかったその胸中を思いますとき、単に感情的な問題ではなく、法の基本である人権に深くかかわる事柄であ

り、わたしどもキリスト教信徒としまして、良心の痛む事柄であると、強く思われられました。

そのような次第で、崔善恵さんとその家族に対する告発がなされるかのようにもお聞きしておりますが、どうか、告発をなさらないで下さいますように、心からお願ひ申し上げます。」

今までなら、指紋押捺拒否があれば、すぐ区役所、登録係が警察へ「告発」し、警察が告発をうけて調べ、時には逮捕もあるか、知らない。おそらく書類が裁判所へ送られ、「外登法違反」の被告として法廷にたたされ、最悪の場合、懲役一年になることもある。時には罰金三万円になり、支払わないと一日1,500円の罰で20日間、拘留、刑務所に入ることになるわけである。判決確定までの裁判斗争に数年はかかるだろう。と推測していた。このような状況で北九州市が警察へ人権に深くかかわる指紋押捺拒否を告発できるかというところである。

1981年1月31日には在日大韓民国民居留民団福岡県小倉支部、在日大韓基督教西南地方会、在日韓国人・朝鮮人の人権獲得斗争全国連合会等の三団体が北九州市長あてに、要望書を提出した。人権獲得斗争全国連合会の要望書の重要部分を引用すると、

「在日韓国人・朝鮮人が区役所の公けの場において指に黒くインクをぬられ、係員によって無理に指を押されながら指紋をとられるという屈辱的な経験は一回どころ

か三年毎の登録切替においてくりかえされてきています。在日韓国人・朝鮮人の子供達が15才に達し、その純真な心に日本国家権力によって指に黒くインクをぬられ、無理矢理に指紋を押されていくこの屈辱的行為は「お前は朝鮮人だ」「いや犯罪人だ」と思われしめ深くきずつけられるのです。」

このことは人間として生きる、そして韓民族の誇りをもって生きようとする在日韓国人・朝鮮人の人間性を無残に破壊するものであります。日本は国際人権規約を批准し人権尊重の精神をもって具体的政策をとることを国際社会に誓約しています。在日韓国人・朝鮮人が国際人権規約に保障されています少数民族として民族的、文化的誇りをもつような教育をうける権利と共に、日本人と全く同じように公法的私法的分野において差別されないよう保障されています。」

これらのことを考えた時、指紋押なつは人格権の侵害であり、そのような在日韓国人・朝鮮人の人間性、基本的人権を奪う悪法は即刻改正されるべきであります。

北九州市のスローガンに「人権を守る心に明るい社会」とあります。新聞報道によりますとすでに県に「指紋押なつは抵抗があるので改善してほしい」と申し入れたという記事を読み人権を守ろうとする心を知りました。このような人権を守ろうとする心を具体的に示すためにも、政令都市の自治体として、人権尊重、国際人権規約の尊

重という立場から国に法改正を要望すると共に、地方自治、市民の人権を守る立場から人格権の侵害として指紋押なつを拒否している人々を告発しないように要望するものであります。」

2月16日、日本キリスト教協議会在日外国人の人権委員会が法務大臣に「外国人登録法施行に関する申し入れ」と北九州市長へ「要望書」を送った。

2月21日に、2月3日京都でもたれた日本基督教団第10回教会者共同研修会参加者25名が北九州市長へ要望書を伝達した。

3月18日、北九州キリスト教協議会が去る2月12日、総会において決議された北九州市市長への要望書を手渡した。

4月1日、在日大韓基督教総会が北九州市長あてに要望書を送った。

「難民条約批准を前にして貴市及び日本政府は非人道的指紋押捺強要をすみやかに撤廃すべきである。崔善恵さんに指紋押捺を強制することが万一あるならば、本総会は、あらゆる組織と機関を通じて徹底抗議行動をおこす所存である。」

就きましては、崔善恵さんを始め指紋押捺を拒否した人々を貴市は告発しないように本総会は強く要望する。」と最後に総会決意を表明している。

(V) 結び

指紋押捺拒否斗争は国内においても、大きなうねりになりつつあるが他方国際社会においても関心をあつめるようになった。

1981年2月から3月までスイス、ジュネーブでもたれた国連人権委員会で配付した英文資料Cの中に含まれている。この資料は人権委員会の各国代表はもちろんのこと、人権グループにも配付、ドイツ、アメリカ、カナダの教会等にも配付されたのである。

特にこの問題は国際人権規約批准に伴い、国内法の改正が必要だったにもかかわらず、それを怠っているという具体的ケースとして指摘されたのである。

特に国内的には日本キリスト教団出版局が教団方針にそつて、教会学校教育においてもこの問題を「教師の友」6月号、成人科、において「在日韓国人・朝鮮人と共に」の中でとりあげ、「これは基本的人権の問題であり、人権の問題は信仰の問題である。どんな小さな事柄でも、人件に関する出来事に誠実にかかわる中で、キリストによる福音信仰は、その地に結実されることを、話しあひを通して確認したい。」と結んでいる。

小倉北区役所市民課では課長名の催告通知を拒否した一人一人に1回、4回まで送ってきており、2月、3月、5月と3回、家まで訪問、「指紋押捺して下さい」と話している。文書と訪問戦術で説得しようとしているようにみえるが、時々、「告発をせざるをえない」と高姿勢をみせることもある。これは神経戦とでもいいたい。国家権力のパワーを感じさせる。時には数日、

この問題で考えこむことがある。こんこの焦点は北九州市が市民の人権を守る心で「告発しない」という現在の状況をつづけるなかで、全国各地で指紋押捺拒否斗争に連帯し、自らの人権をたたかいたいと在日同胞が一人一人、ふえていくことである。指紋押捺を拒否した時の解放感、人間らしい人間になった、という誇り、娘、善恵の指紋は絶対に国家権力にとらせない、という決意をあらたにするものである。

このような在日韓国人・朝鮮人の人権獲得斗争に、真の民主主義社会を望みつつ、日々たたかっている日本人の連帯を期待しつつ、同化の荒波がおしよせる中で、朝鮮人としての誇り、人間のすべての諸権利をかちとり平和で平凡な日々の生活をおくりたいと願うものである。

新 聞 。 ビ ラ の 切 り 抜 き

こころ 社会部

093・531・3236

十五歳の韓国人少女は、小声だったけれども、二度、きつぱりと「指紋は押しません」と告げた。十一日夕、外国人登録法に基づき指紋捺捺（おうなつ）の「拒否宣言」をした北九州市小倉北区小文字二の八の三、西南女学院中学三年、崔善恵（チオエ・ソンヘ）さん。私は十二日午後、小倉北区役所市民課を訪れ、登録証を切り替えたが、指紋の押捺の求めについては断った。登録証の交付は受けたものの、法務省の出方次第では、同法違反として告発を受けることになるかも知れない。

するよう要望を出しますから」。

中野課長は、善恵さんに重ねて「指紋はこうされますか」、これに「押しません」と善恵さん。中野課長がタメを押すように「押しませんね」と尋ねると、善恵さんははつきり「はい。いやですか、押しません」と言い切った。

発行された善恵さんの登録証の指紋欄はぼつかりと空白。しかし、事項欄には、黒々と「指紋押捺拒否のため、指紋未押捺」と記入されていた。

その登録証を見詰めながら、善恵さんは「登録証を受け取るまでは怖かった。私のやったこと、友だちはわかってくれると信じます」と初めてはおお紅潮をせた。

この「十五歳の戦い」の二部始終を、窓口に来合わせて、近くで

見ていた福岡県中間市太賀六の一の六、日本キリスト教団協力牧師シェファー・ウリッヒさん（三九（西ドイツ国籍）は「私の祖国では、犯罪人を除いて、だれも指紋を取られない。私も、日本では押捺させられる側ですが、その

禁次・調査指導係長に見解を求めたところ小島係長は「指紋をとられることは、たしかに不愉快だろう。しかし、有害なことじゃない。ただ、現在、押捺の回数をもっと減らさないか検討中だ。この問題で、北九州市から相談があったら、明白な法律違反として直ちに告発するよう指導する」といっている。

崔さん一家の指紋拒否について、十二日、読者から次々に函が寄せられた。「指紋は、私自身、それを取るなんて、これは外国人の問題じゃなくて、日本人の問題。友人たちと国会に指紋押捺廃止の請願をする」と電話して来たのは福岡市東区箱崎七の一八の四、主婦新田範子さん四七。北九

州市小倉北区の在日韓国・朝鮮人家庭（匿名希望）からは「これまで指紋を取られるたびにイヌかネコのように扱われているようで、悔しかった。これからは一家そろって押捺には応じないことにしました」。

韓国人少女 「15歳の戦い」

善恵さんは、在日大韓基督教小倉教会牧師、崔昌華（チオエ・チャンホア）さん五〇の二女で、国籍は韓国。外国人登録法では十四歳以上になると、本人自身が出頭、申請して「おとな」用の外国人登録証（有効期間三年）を発行してもらわなければならない。その際、やはり同法一四条の規定によって、人さし指の指紋の押捺（おうなつ）が義務づけられているのだ。善恵さんにも昨年、小倉北区役所から「現行の証明書を、期限が切れる十一月十二日までに手続きを済ませるよう」という通知が届いた。

善恵さんは、姉の善愛さん（三六）が七年前、指紋をとられてからというもの、この問題にこだわり続けてきた。いつか、確実に彼女自身がその「悪き目」にあつと。

家族全員で、何度となく話し合ったのだが「なぜ、指紋をとられなければならないのか」の答えは出ない。父、昌華さんは「在日韓国人朝鮮人の人権獲得闘争連合会」の代表もしており、「人権」をタテにしてまず昌華さんが登録証を更新した昨年十一月、ついで善愛さんがさる九日、それぞれ押捺を拒否した。

外国人登録証の

外国人登録証の「指紋拒否」を決心した崔善恵さん



指紋拒む

私は犯罪者でない

日本で生まれ育ち、なぜ…

ら、私は韓国語は話せません。でも、日本人の友だちがたくさんいます。それなのに、こんどこのことで急に、自分だけ、みじめに切り離されていくような気持ちです。上の方でだれかがあざ笑っているように感じます。私だって法律に違反するのは申し訳ないと思うのですが……」と、善恵さんの気持ちは「指紋」をめぐる深く傷ついているようだ。

ところで、外国人に指紋の押捺を義務づける問題は、戦後、外国人登録令、さらに外国人登録法が二十七年に施行された直後から、とりわけ在日韓国・朝鮮人の間で「差別だ」との批判が相次ぎ、三十年ごろには、この強い抗議の声に押されて有名無実になったことがある。しかし、その後は同法の適用が厳しくなり、押捺を拒否したケースは全くとはいえないほど少ないという。

その性質から「人格の一部」ともされている指紋の押捺は登録制度上、不可欠なものなのか、どうか……。

一方、この問題を扱う中野進・小倉北区役所市民課長は「指紋の押捺拒否は崔さんの家族を除いて、市内にはいない。指紋は戸籍などがない外国人の『本人証明』として押してもらっているので、犯罪防止とか捜査には関係ない。崔さんのケースを法律違反として告発するかどうかの前に、できるだけ本人の承諾を得る努力をしなければ」と言っている。



指紋を拒否する崔善恵さん、左は父の昌華さん
(12日午後2時30分、小倉北区役所で)

善恵さんきっぱり「指紋押しません」

この日、善恵さんは青いチマ・チヨゴリ姿。韓国人としての誇りを、この民族衣装に託したのだろうか。父の在日大韓基督教小倉教会牧師、昌華(チャンホア)さん(50)と一緒に区役所の登録窓口へ。緊張のため、顔は青ざめ、ふだんの朗らかなさは消えうせていた。

善恵さんの決意を紹介した十二日付の読売新聞のコピーを手にして応対した中野進・市民課長が「指紋をお願いします」。このうながしがきつかけで、約二十分間、やりとりが続いた。「いくら法律で決められていても、侮辱を受けるのはいやです。日本人も、よその国で指紋を取られたらきつといやだと思います」と善恵さん。昌華さんが「市役所はいつも、お互いの人権を守ろうとPRしている。あなたも努力してください」と口を添える。これに、中野課長は穏やかに「国がつくっている制度なので、私たちはあなたたちに指紋をお願いします。しかし、私たちも国に法や制度を改正

15歳韓国人少女の戦い、.....

チヨゴリで登録更新

取材前線

在日韓国人少女の勇 気ある指紋登録拒否

今年一月、北九州市で十五歳の在日韓国人少女が、外国人登録証に指紋を捺すことを拒否してから十三日、四五月が過ぎた。法務省は、登録事務の窓口になっている北九州市に対し、福岡県を通じて「拒否は外国人登録法違反なので法に従って告

発されたい」と指導しているものの、北九州市は告発していない。だが、その姿勢もいつまで続くか疑問だ。法廷に持ち出されれば、日本の「外国人管理」そのものが威かれることになる。

告発足踏みの行政側

怖い世論

なる。

当の少女・崔善恵(チォエ・ソンヘ)さん(北九州市小倉北区小文字)は今、元気に西南女学院高校の一年生として通学している。

「いつも、そのこと(指紋)を考えているわけではないけど……。いつ告発されるかと思うと不安なのは事実です」

指紋拒否が報道された時は、まだ西南女学院の中学三年生。朝の礼拝の時間に自分の気持ちを書いた紙を渡した。いつもは礼拝の時に下を向いている友だちが、みんな善恵さんを真剣に見つめていた、という。一月十二日、登録の切り替えて小倉北区役所に出席した善恵さんは「法律に決められていても押しません。日本人でも、悪いこともしないのに指紋をとら

された」といって、拒否すると思います。私は侮辱を受けていると思います」と言い切った。その思いは、今も全く変わらな

職員が自宅訪問しては「押して下さい」の説得戦術。「(善恵さんの)気持ちは十分わかるんですが……。ひたすらお願いするだけで。まあ、それで押してくれれば思いま

課長は「登録課だけでは、もうどうこうするわけにはいかない。早晩、入管局全体の問題になるだろう」という。が、法務省にとって伝家の宝刀がないわけではない。地方自治法一四六条には、機関委任事務について自治体が勝手なことをしないよう職務命令することができる旨定められている。職務命令に従わなければ、県知事が市長を相手取って訴訟を起こし、代わりに職務執行したり市長を罷免することもできる、という。かつて四十五年に福岡

で委任事務とみられるかどうかを争った、というわけ。「公務員の一般的な義務としては告発すべきなんですが……」(亀井課長)

北九州市が簡単に告発に踏み切れない背景を、ある市幹部は「やはり人権尊重を大方針とし

ている以上、犯罪人扱いの指紋を拒否した少女を告発すれば世論の批判を覚悟しなければなら

善恵さんは聞かれない。「私は日本で生まれ育ち、これから住むつもりです。私の子どもや孫までが指紋をとられなければならないのでは？」

困窮の色を深めているのは北九州市。もとも外国人登録は国の委任事務だから独断で「はい、わかりました」とはいえない立場。かといって放置もできない。すでに二回、催告状を送っているが、もっぱら区役所

一方、法務省入管局登録課は福岡県総務部長に対して「告発すべき問題であり、北九州市にその旨指導してもらいたい」との登録課長名の文書を送るなど手の届かぬ自治体にイライラしているのが実情。亀井課長は

「現時点では、告発しない」という職務命令は無理なのではないか」ともみる。つまり、市の行った登録事務そのものに違法な点があれば職務命令を出せるが、指紋拒否に伴う告発ま

要 望 書

在日韓国人三世崔善恵（^{ハミソヘ}15才）さんが1981年1月12日北九州市小倉北区役所において外国人登録法第14条による指紋押なつを拒否し、これにさきがけ父崔昌華（^{ハミソフ}51才）、1980年11月18日、姉崔善愛（^{ハミソエ}21才）さんもそれぞれ指紋押なつを拒否しました。

在日韓国人、朝鮮人が日本に居住して三世、四世に至っており、日本に居住せざるをえないようになったのは日本政府による韓国の併合、植民地化それに伴う強制連行による歴史的背景によるものであります。

在日韓国人、朝鮮人はおよそ一世紀の間日本社会の炭鉱、工場において強制労働を強いられ、日本の敗戦後も社会の最底辺の労働者として働かされその労働は日本社会のため貢献し、市、県民税は勿論のこと日本人と同じどころかそれ以上の義務を負わされ今日に至っております。

在日韓国人、朝鮮人が区役所の公けの場において指に黒くインクをぬらされ係員によつて無理に指を押されながら指紋をとられるという屈辱的な経験は一回どころか三年毎の登録切替においてくりかえされてきています。在日韓国人朝鮮人の子供達が15才に達しその純真な心に日本国家権力によつて指に黒くインクをぬらされ無理矢理に指紋を押されていくこの屈辱的行為は「お前は朝鮮人だ」「いや犯罪人だ」と思われ深くきずつけられるのです。

このことは人間として生きる、そして韓民族の誇りをもつて生きようとする在日韓国人、朝鮮人の人間性を無残に破壊するものであります。日本は国際人権規約を批准し人権尊重の精神をもつて具体的政策をとることを国際社会に誓約しています。在日韓国人、朝鮮人が国際人権規約に保障されています少数民族として民族的、文化的誇りをもつような教育をうける権利と共に、日本人と全く同じように公法的私法的分野において差別されないよう保障されています。

これらのことを考えた時、指紋押なつは人格権の侵害であり、そのような在日韓国人、朝鮮人の人間性、基本的人権を奪う悪法は即刻改正されるべきであります。

北九州市のスローガンに「人権を守る心に明るい社会」とあります。新聞報道によりますとすでに県に「指紋押なつは抵抗があるので改善してほしい」と申し入れたという記事を読み人権を守ろうとする心を知りました。

このような人権を守ろうとする心を具体的に示すためにも政令都市の自治体として人権尊重、国際人権規約の尊重という立場から国に法改正を要望すると共に地方自治、市民の人権を守る立場から人格権の侵害として指紋押なつを拒否している人々を告発しないように要望するものであります。

1981年1月31日

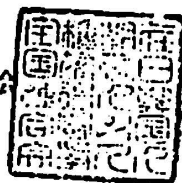
在日韓国人、朝鮮人の人権獲得斗争全国連合会

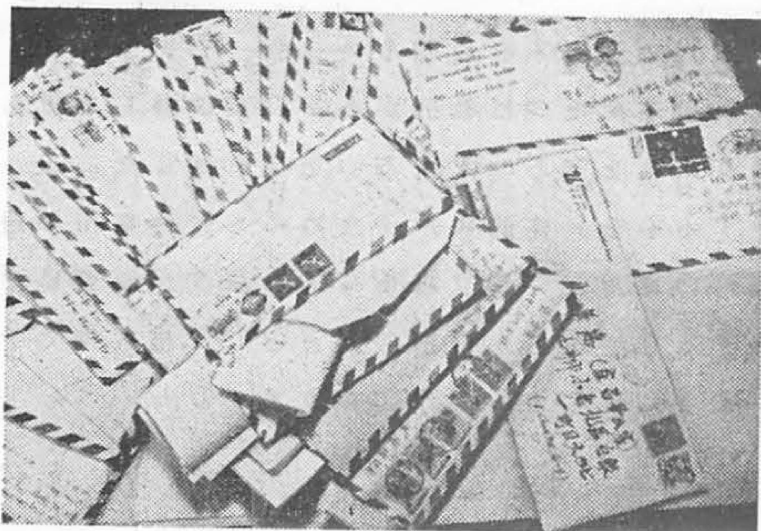
代 表

최
崔
フヒ

장
曁
フン

최
崔
フヒ





韓国からも反響続々

「勇敢に闘い通せ！」

「日本人たちの在日韓国人に対する差別待遇に抗議した、というソンヘさんのニュースを見てうれしかった。意思を曲げないで最後まで闘って下さいという思いを伝えたいのです。日本人たちの誤った態度に耐えられず自殺を試みた若い学生のニュースも聞きました（注・一昨年、埼玉県上福岡三中の林賢一君（当時十二歳）が民族差別といじめの中で自殺した事件）。彼らの誤った考えを直してあげることができれば、という心でいっばいですが、私自身どうすることもできないのがぐちゃいです。韓国にいる多くの学生たちもソンヘさんの思いと同じです」

「記事を読み、深い感動を受けました。国を愛する若い花が海を越え異国の地で咲いていることを感じました。私はソンヘさんと同じ歳です。記事を読んだ瞬間、友

だちになろう」と決心しました」

（大邱市、李洪Ⅱ15歳）

「新聞や放送で皆さん（在日同胞）の苦しみをたくさん見たり聞いたりしてきました。しかし、まだ多くの難関があると思います。それだから私はみなさんが希望に満ちた明日を迎えることができるようお祈り致します」（ソウル、バック・スンジュンⅡ）

（ソウル、呉昇勲Ⅱ高2）

「いつごろからか、在日同胞の苦しい心情を理解しようと努力するようになりました。遠い異国の地で多くの苦しみに耐えている人々に慰安をさげたいと思います。」

海を渡って激励の手紙

崔 善恵さんへ...

外人登録指紋拒否

外国人登録法に基づく登録証の指紋押捺（なつ）を拒否した崔善恵（チォエ・ソンヘ）さん（Ⅱ北九州市小倉北区小文字二の八の三Ⅱ）のことが報道されて以来、波紋は広がり続けている。すでに五十週を超す激励の手紙が善恵さんのもとに寄せられており、うち三十週余は韓国からのもの。韓国の通信社・聯合通信を通じて「指紋拒否」のニュースはすでに広く報道されており、有力紙・東亜日報、釜山日報などでも大きく扱われている。激励を寄せてきた人は高校生や大学生などが多く地域的にもソウルはもちろん慶州、光州、晋州、清州、大邱、大田など韓国全土にわたっており反響の大きさを思わせる。韓国の「日本を知らない若者たち」がこの事件をどう受けとめたか——を紹介してみよう。

「希望の明日めざし」

(大田市、宋英愛＝高2)

17歳

「新聞の記事を読み、私の身の
 即ちの中で多くの不義に抵抗する
 力がわきあがりどんなに勇気を帯
 たかわかりません。日本での私た
 ち同胞に対する差別待遇について
 詳しくは知らないけれど、新聞や
 テレビで報道されるたびに私はぐ
 っと泣きしをにぎるようになる。
 その度に、日本の人々がべっ視す
 ることができないよう、偉大なる
 韓国を建設しなければ、という思
 いになる。ソンヘリ勇気と力を持
 って。あなたの後には私たち数
 多い韓国の同胞があるのだから」
 (高州市、リ・キルソン＝高
 3)

「その日、あなたの怒りの声が
 胸の音はどんなだろうか？ 日
 本はそんなにも過酷な国なのだろ
 うか？ソンヘさん、今朝も白い雪
 が降りました。今日降ったの雪
 をソンヘにもあげたいものです。
 いつでも祖国を忘れないで熱心に
 勉強して下さい。今日を熱心に生
 きている郷土の人々は遠い所から
 ソンヘさんに拍手を送ります。ソ
 ンヘさんを多くの韓国の国民が見
 守っています」
 (慶尚北道ヨンドク郡、カン・
 ヨンキ＝高校生)

「今、あなたは大きなことをし
 なければならぬ時です。勇敢

お詫び

当組合が昨年十二月三日、姜明文殿のカー
 ド会員申込みをさいし、国籍を理由におことわ
 りしたのは在日韓国朝鮮人に対する民族差別
 でした。まことに申し訳なくご本人ならびに関係
 者にふかくお詫びいたします。こんな二度と
 かることのないようつとめます。

昭和五十六年二月二十七日

協同組合 西日本専門店会

西日本新聞 81・2・29

西日本専門店会は姜明文（カン・ミョンムン）氏のNCカード入会を拒否し、「在日韓国・朝鮮人はいつまで日本に住んでいるかわからないので、入会可否を判断する際に問題になる。」などと言っています。

在日韓国・朝鮮人の一世は好んで住居を日本の地に定めたわけではありません。日本は一九一〇年に朝鮮を植民地にして以来、山河を奪い、そこに生きる人達を抑圧の底に落しこめました。そのためになかなか種を求めて

多くの朝鮮人が日本に渡って来たのです。そして、世界戦争拡大の中で徴用や強制連行によつて多くの朝鮮人がかりたてられ、敗戦時には二〇〇万人の朝鮮人が日本に住んでいました。そのうちの一部と、その子・孫が日本に定住し、現在約七〇万人の韓国・朝鮮人が日本で暮らしているのです。

この地に住むことを強制され、あるいはこの地で生まれ、共にこの地に住み、働き、学び、語りあい、そしておそらく将来もそうし

ていくであろう人々を、民族の違いを理由に様々な社会的活動からしめだそうという行為に一片の正当性もあるはずがありません。私たちとともに、西日本専門店会に抗議する行動に参加して下さい。

西日本専門店会抗議行動

- ・ 二月四日（水）午前九時三〇分
- ・ 天神地下街ロッテリア前集合
- ・ 理事長との交渉を要求します。

理由に「国籍」も

“民族差別”と追及へ

福岡市でクレジット・カード発行を希望して専門店会に入会手続きをした在日韓国人が「国籍」を理由に断られたと十七日、支援の仲間で専門店会に説明を求めた。今後は「民族差別」として追及していく。福岡市では今年初めから在日韓国、朝鮮人も市営住宅に入居出来るように規則を改正したほか、国民金融公庫も今年度から融資の門戸を開くなど、在日韓国、朝鮮人が市民生活を営むための国策は積極的な方向にあるだけに今度の問題は波紋を呼びそう。

福岡市東区若宮二の三〇、すまみで記帳・通帳保管人の柳も（柳茶店従業員、姜明文（カン・ミョンムン）さん）は十二月十日、N専門店会（福岡市中央区天神四丁目）のクレジット・カード会員申込書を所定の書式で整え提出した。その際、日本名を使わ

るような事情があるので今回はご期待に届かないか」という文書とともに申込書が返送されてきた。柳さんは入会拒否の理由が多分、職種と勤続年数の問題（喫茶店の発行は原則として日本国籍の店に勤めて一年半）だろうと考えたが、同じような条件で日本人の内規は企業秘密だから公開できない

支払い能力は当然チェック

N専門店会営業課長の田中（カ）クサセといかないと……。ただ、発行の是非の判断は勤続年数、部下が勤続したことを申し上げ、収入の物差し。私たちは営業解を求めているのであり、返済の保証がなかったら、私たちが返済能力を当然チェックするべきです。

いーなと説明。「国籍」が一番問題であることを明言した。

その際「在日韓国人でも大学教授や公務員など社会的地位の高い人ならOK」「姜さんが日本人に同化したらカードを発行できる」とも言い、日本人と結婚して、長く日本に住むアメリカ人の入会を断った例もあった。

姜さんは、この説明に納得せず十七日朝、支援の十四人と再び、専門店会を訪れ、営業課長からさ

クレジットカード加入 在日韓国人締め出し

福岡市の専門店会

らに詳しく説明を聞いた。五時間
に及ぶやりとりの結果、課長は
「姜さんの入会拒否は国籍が一番
の問題ではない。業種、勤続年数
などを総合的に判断した結果だ」
「国籍に触れた内規はない。回答
した社員の間違った」と言いつつ
も「(入会拒否の)総合的判断の
中には国籍問題もある。在日韓
人の方は、いつ国に帰るかも分
らないから、断る理由になり得
る。うちは営業活動をしているの
であり(断ることが)別に差別だ
とは思わない」と付け加えた。
姜さんは課長の発言を文書で
確認してこの日はいったん引き揚
げたが、支援のメンバーは「在日
韓国人、朝鮮人を一般の外国人と同
一視することがまず間違い」「税
金などの義務は日本人と同様の

私は在日韓国・朝鮮人です。日本国籍は持っておりません。私の祖父達は強制的に日本に連れてこられ、私の両親が日本で生まれ、私は3世になります。私は日本語を使い、幼い頃から日本人らしくふるまうように育ってきました。自分自身をまわりの差別と偏見から守るために、自分になるべく日本人らしくふるまうことによって朝鮮人であることを隠しとうして生きてきました。それは両親から教えられたことでも、祖父から教わったことでもありません。いやがおうでもまわりの日本人から聞こえてくる『チョーセン、くさい。きたない』もし、自分が朝鮮人であることが知れたら・・・いつもこの事が胸の中にあり、どこかでビクビクしなければいけない少年時代でした。両親を恨んだこともありました。『なんで日本で生まれ日本語しか話せないこの俺が朝鮮人なのか。』

14才の時、はじめて外人登録を持つために区役所で本名をよばれ、まわり

に知り合いがいるのではとドキドキしたり、まるで犯罪をした者のように指紋を押させられたり……。なぜ俺がこんな目に合わねばいけないのか。

高校を受験するところから、どうせ俺は朝鮮人だから大学に行ってもろくな就職口もないし、工業高校に行って技術を身につけなければと思うようになった。しかし、工業高校に行くようになっても実情はあまり変化せず、次第に就職はあきらめるようになっていった。これではいけないというあせりと仕方がないというあきらめが常に心の底にある。

何も悪い事をしたわけではない。はずかしい民族ではないのに、どうして必死に隠し、常になにかにかおびえて生きていかなければいけないのか。

私はこれからも日本で生きていく。在日韓国・朝鮮人として……。なぜならば、日本で生まれ、日本で育ったのだから。

そして私は様々な差別と抑圧の中から常に民族の誇りを持って強く生きてきた祖父や両親の生き様を私のあとに続く者へ語り伝えていくために、もう私のように日本人らしくふるまおうとする者がなくなるように、在日韓国・朝鮮人として日本で生きる権利を得るために、様々の小さな差別をひとつひとつとりのぞいていく事が私に与えられた使命だと思う。

姜 明 文
カン ミョン ムン

福岡

国籍を理由に

CDを断る

庶民に広く利用されているクレジットカード・カード。普通は簡単に発行されるが、福岡市で在日韓国人であることを理由に断られるという問題が起った。断られた青年は「在日朝鮮、韓国人に対する民族差別だ」として専門店会側を追及する。市営住宅の入居許可、国民金融公庫の融資など、在日朝鮮、韓国人が市民生活を送るうえで、ネックとなっている国籍条項は撤廃の方向にあるだけに、この問題は各方面に波紋を投げかけている。

福岡市東区若宮一の在日韓国人、姜明文さん（三）は福岡で

生まれて育った在日三世。妻の李妙子さん（三）とともに、市内の喫茶店で働いている。

昨年一月中旬、姜さんはN専門店会（福岡市中央区天神四）にクレジット・カードの発行手続きを取った。その際、姜さんは数年前まで使っていた日本人名を使わず、本名を記載。連帯保証人の欄も、所定の書式の指示通り、妻の李さんが署名した。姜さんらが本名を名乗るのは在日韓国人として誇りを持つて生きようとする現れ。もちろんカード発行規則に国籍による制限事項がないことは事前に確かめていた。

在日韓国人のクレジット・カード加入を断った専門店会を追及する姜さんたち（昨年十二月十七日）福岡



ところが一月三〇日になって「カード発行については、いろいろな事情があるので今回はご期待に添いかねます」という断り状が返送されてきた。

姜さんは、断られた理由として、多分、職種と勤続年数（喫茶店で働き始めて一年半）だろうと思ったが、日本人の友人が同じような条件でカードを発行してもらっているケースを知っていたので、一二月に入ってすぐ専門店を訪れ、事情を聞いた。

明らかに差別

応対した営業課員は①カード発行は原則として日本国籍の人に限るという内部規定がある②その規定は企業秘密だから公開できない——と説明、姜さんの「国籍」に一番問題がある、と明言した。その際「在日韓国人でも（外交官や大学教授など）社会的地位の高い人ならOK」「姜さんが帰化でもしたらカードを発行できる」ともらした。

姜さんは、この説明に反発、一二月一七日、日本人の友人など一四人とともに再びN専門店会を訪れ、責任者にさらに詳しく説明を求めた。

い説明を求めた。

今度は営業課長が応対に現れ、約五時間に及ぶやりとりの結果、課長は「姜さんの国籍は、一番の支障ではない。業種、勤続年数など総合的に判断した結果だ」「国籍に触れた内規はない。部下の思い違いだ」と明言しながらも「（姜さんを断った）総合的判断の中には、国籍問題もないことはない。在日韓国人の方は、いつ帰国するか分からないし……。うちは信用で取引しているのだから（断ることが）別に差別だとは思わない」と言い添えた。

結成、街頭でビラ配りなどをし、支援を呼びかけている。二月四日には年が明けて初めてのN専門店会に対する抗議行動を行うほか、今後も粘り強い運動を続けていくことにしている。

姜さんらは「歴史的背景や経過から在日朝鮮、韓国人を一般の外国人と同一視することがまず間違い」「税金の納税義務など市民生活を送るうえでの義務は日本人と同じように果たしている。就職、入学、金融、社会保険などあらゆる面で在日朝鮮、韓国人が差別されている」と支援者らが口々に追及したが、双方の言い分はかみあわず、物別れに終わった。

姜さんと支援者らは「N専門店会の民族差別をただす会」を

在日韓国人の公営住宅入居制限、国民金融公庫の融資除外などの「制度的差別」は最近、各地で次々と撤廃されている。公営住宅については昨年二月八日付の建設省住宅局長通達で「永住許可を持つ外国人などは日本国民に準じて扱うことが望ましい」として、在日朝鮮、韓国人にほぼ全面的に開放された。この結果、全国のほとんどの自治体が従来の方針を切り替え、日本住宅公団も昨年四月一日から同様の措置に踏み切った。また、国民金融公庫は従来、融資対象に在日外国人を締め出していたが、昨年四月一日から拡大され、外国人登録をしている者はすべて対象とされることになった。だが、今なお在日朝鮮、韓国人は、制度的には児童手当、国民年金の適用対象から外されており、この面でも撤廃の声が高まっている。

西日本専門店の民族差別をただす会

昨年十一月、西日本専門店会が姜明文（カン・ミョンムン）氏のクレジットカード入会申込を国籍を理由に拒否して以来、私たちは「西日本専門店会の民族差別をただす会」を結成し、抗議の行動を続けてきました。四回にわたる交渉の結果、西専は民族差別のあったことを認めていくつかの要求を受け入れ、今回の問題については一応の決着をみる事ができました。この間の経過を報告するとともに、「西日本専門店会の民族差別をただす会」の行動に参加されたみなさん、声援を下さった多くの方々、心からお礼申し上げます。

通知を出す。

4、二月・三月の社員全体会等の機会に、専務理事が責任をもつて社内教育を徹底する。以上のような経過で一応の決着をみたことはいえ、私たちは今後も西日本専門店会を監視していかなければならないし、日本社会に根強く存在する民族差別がなくなるまで闘い続けていかねばなりません。日帝によってこの地に住むことを強制され、あるいはこの地で生まれ、学び、働き、ともに語り合い、将来もおそらくそうするであろう在日韓国・朝鮮人を、日本社会の様々な活動から排除することに、ひとかけらの道理もありません。民族差別の撤廃にむけて、共に歩み続けましょう。

※一九八〇年一月三〇日：姜明文（カン・ミョンムン）氏に、西日本専門店会からクレジットカード入会を拒否する通知が送られてきた。通知文は「……カード発行につきましては、色々な事情がありまして、今回はご期待に添いかねます……今後多分時間をかけることによってあなたのお申込みを再考する状況の変化がおこるでありまして、事情ご賢察の上、今暫くの間、ご容赦願います。」という不可解なものであった。

※二月三日：姜明文（カン・ミョンムン）氏が西日本専門店会を訪問して説明を求めた。応じた営業課員のG氏は「日本国籍保有者にしか原則的に入会を認めないという内規がある」「帰化すれば入会を認めるだろう」「日本名で申込んで入会した人はいるかもしれない」と述べた。

※二月七日：私たちは、西日本専門店会の入会拒否は在日韓国朝鮮人を民族・国籍を理由に社会的・経済的關係から排除しようとする悪質な民族差別であると考え、「西日本専門店会の民族差別をただす会」を結成し、質問書を送付して、在日韓国朝鮮人の入会を

西日本専門店会理事宛に抗議文を送付し、専門店会が在日韓国朝鮮人の日本に住むに至った経緯や実情に目を覆い、「いつ国に帰るかわからない」などと一般外国人と同列に論ずること自体が、在日朝鮮韓国人がかちとってきた生活権をないがしろにする重大な民族差別であると抗議した。

※二月四日：「ただす会」は第二回の交渉を行った。専門店会側は専務理事をはじめとする五名の幹部職員が出席し、長時間のやりとりの末「G課員が国籍を理由として入会をことわったのは民族差別だ」と認めた。しかし、専門店会としての責任については態度を留保した。

※二月九日：第三回の交渉を行い、専門店会側は「国籍を理由に入会をことわったのは民族差別であり、営業課員個人ではなく西日本専門店会として責任を負うべき問題である」と認め、「今後は入会の条件に国籍・民族は全く無関係となり、営業圏内での定住のみが問題となる」と確認した。私たちは前提となる認識についての交渉は終了したと考え、「

毎日・朝日・読売

西日本の各紙西部

本社版に掲載され

た謝罪広告。

私は昨年11月西日本専門店会にNCカード入会申込みをし、在日韓国人であることを理由に入会を拒否された。12月、「西日本専門店会の民族差別をただす会」をつくり、多くの日本人とともに4回にわたる抗議行動をおこなった。2月17日、最後の話し合いで表面上は全面的に解決したわけだが、今回の事件で我々在日韓国朝鮮人に対する日本人の差別がいかに根が深いものか痛感せずにはいられなかった。

私は日本で生まれ、日本で育った在日韓国人三世です。つい最近まで日本名を使い、韓国人ということさえ隠して、韓国朝鮮人に対する差別におびえながら生きてきました。しかし、私は日本に住む韓国人として生きること目覚め、日本名を使うことをやめ本名を名乗ることに決めたのです。今まで投げやりにし、見て見ぬふりをして怒りをおし殺してきた様々な差別を真正面から見つめていこうと思いました。だからこそ、今回韓国人であるということを理由に入会を拒否されたことに対し、体の底から怒りを感じ、許すことができなかったのです。

今回の事件については、私達が要求していたことを西日本専門店会が全面的に受け入れて決着をみたわけだが、私にはこれで終わったとは思えない。差別するのは悪い事だというのは誰でも知っている。しかしどれだけの日本人が在日韓国朝鮮人に対する差別を正面から見つめているのであろう。西専を代表して応対した人達が言った「在日韓国朝鮮人はいつ国に帰るかわからないので入会を断わる理由になる」「入会拒否の理由は言わないことになっているので担当者が追いつめられて仕方なく国籍を理由にしたのだろう」という言葉に日本社会の在日韓国朝鮮人に対する根の深い差別を感じるのは私だけだろうか。

このようなことは我々在日韓国朝鮮人の誰もが経験するか、あるいはしたはずである。そんな時もっと強い怒りを持って差別と闘っていかなければいけないのではないか。私は私の祖先が受けた痛みを覚え、在日韓国朝鮮人として日本で生きていくための権利をひとつひとつ勝ちとっていかうと思う。

カン ミョン ムン
姜 明 文

「国籍を問題にした内規はない」といいながらも「韓国人はいつ韓国に帰るかもしれないので入会を断わる理由になりうる。これは差別ではない」と発言した。

- ※一九八一年一月二七日……「ただす会」は次のとおり、
- 1、毎日・朝日・読売・西日本各紙の西部版社会面に謝罪広告を掲載する
 - 2、入会申込用紙に新規印刷分から、「国籍民族を問題としない」旨明記する。
 - 3、入会申込の取次をする加盟店・銀行に、「国籍・民族を入会の条件としない」旨の

でした。まことに申し訳なくご本人ならびに関係者におかれましては誠に申し訳ありません。この二度とかかることのないようつとめます。

昭和五十六年二月二十五日

協同組合 西日本専門店会

ムス

N TIMES

(株) K J タイムス社
大阪府八尾市竹洲59の2
代表 電話 06 (708) 5321
郵便番号 581
振替口座 大阪 318353

発行所

国連人権委で討議

人権獲得闘争連合会の訴え通る

数万の嘆願の中

日本政府 差別実態自ら報告へ

さる七九年の十月から三度わたって国連に在日同胞に対する差別の実情を訴えてきた「在日韓国人、朝鮮人の人権獲得闘争連合会」(北九州市小倉区白銀一六六七)の崔昌華(チオニ・チャンホア)代表はこのほど、ついに国連の場で在日同胞の被差別問題が取り上げられることになったことを明らかにした。在日同胞問題を討議することになったのは、国連人権委員会専門委員会(サブ・コミッション、二十六人で構成)で、その後重大な差違事項のない限り、九月十八日から開かれていた同門委で討議されている。在日同胞に対する差別撤廃闘争は、ここ数年の間、市民グループや民族団体などを中心に活動が行われてきたが、国連の場はこの問題が持ち込まれ、討議されるのは今回が初めてである。また国連には、日本政府に対して在日韓国人の被差別状況などについての報告を求める権利があり、仮りにこの問題で日本政府が回答を送った場合、その内容次第では、国連の名において「勧告」などの措置がとられることもありうる。日本社会での在日同胞に対する様々な差別に強い不満を抱いている層には、国連は超強力な援軍として登場することになる。またこれにより、在日同胞に対する差別撤廃闘争は、日本国内での下からの突き上げ、韓国政府からの働きかけ、そしてこれに国連からの「監視」が加わって、新しい局面を迎えることになった。



委員室の前で崔昌華牧師
(1980.8.25)

連合会の各専門家計五人から成り、過去一年間(今会議の場合、七九年七月一日から八〇年六月三十日まで)に世界の各地から国連のワルトハイム事務局長にあてて寄せられた人権関係の陳情書、嘆願書、約五万件をすべて吟味、検討してフルイにかけ、十五二十件を選び上部組織となる専門委員会に議題として報告するの役目。「人権獲得闘争連合会」の訴えは、この約十件の中に残ったもの

は、同実務者会議などがすべて秘密会議として行われるため、崔、康両牧師らも、今回のジュネーブ滞在中、会議の内容などをより詳細に知るために、同委員会に近い筋への接触に腐心したといふ。崔牧師はこの点について「国連におけるロビー活動の重要さと必要性を痛切に感じた」と述べてるとともに、とくに同専門委で討議さ

して知られている。そして同専門委員会からは日本政府に対して、在日韓国人に対する法制上、実態上の差別の実情についての報告が求められることになる。加えて日本政府は昨年六月に国際人権規約を批准、国内での人権の実態について今年六月までに報告する義務があるにもかかわらず、また果たせずにいるという背景もあり、日本政府からの回答次第では、国連自らが在日韓国人に対する差別の是正を、日本政府に勧告するという事態も十分考えられる——と崔牧師は見通している。

いすれにしても、在日同胞の被差別問題が初めて国連という国際舞台で議題として取り上げられた意義は大きく、日本政府としては在日韓国人・朝鮮人政策を根本的に変えなければならない、ひとつの転機となる。

KJタ

KOREA JAPAN

在日同胞差別

説得に走りまわる

差別実情まとめ紙爆弾



国連人権委員
(左)と康恩弘

国連人権委員会専門委員会にて在日同胞差別が討議されることになったという事実、さる八月九日から二十九日まで、同委員会が開かれていたジュネーブを訪問した「在日韓国人・朝鮮人の人権獲得闘争連合会」の代表、崔昌華牧師と、康恩弘(カン・ウノ)牧師の両氏が、ジュネーブで開議の信望できる所から情報を得たもの。

崔牧師がこの人権委員会専門委員会にかなり近い筋から得た情報として伝えるところによると、人権委員会専門委員会での討議対象を決める実務者会議(ワーキング・グループ)は、八月八日から十五日にかけて開かれた。この実務者会議はアメリカ、アジア、ヨーロッパ、フリカ、アジア、ヨーロッパ、共

て、八月十九日午後三時、他の議室とともに実務者会議から同専門委員会に報告された。「人権獲得闘争連合会」では、八月二十九日の締結までに以上のことがらを前出の消息筋によって確認している。

実務者会議からの議題報告を受けた同専門委員会では、九月四、五、八日の三日間で在日同胞の被差別問題を含む約二十件を討議しているはずで、その後、これらを含める何らかの動きが出ているものとみられている。

国連人権委員会専門委員会の動向は、気の遠くなるような数の中からは議論を進め、その討議もかなり突っ込んだ内容になるものと

解説

「在日韓国人・朝鮮人の人権獲得闘争連合会」は、七八年八月までに、日本の各地で行われていた反差別、権威運動の関係者らによって結成された。各地でバラバラに行われていたこの運動で共同歩調をととり、より効果的に進めるのがその目的。

構成メンバーは在日大韓基督教の牧師を中心に、在日同胞の大学教師も加わり、発足当初、全国に代表幹事として二十一人が名を連ねた。その年の九月一日、在日同胞に

とっては関東大震災時の同胞大量虐殺記念日となる日に、同連合会の代表十二人が東京・永田町の首相官邸を訪ね、当時の福田首相にあてた公開質問状を官房長官秘書官を通じて提出した。公開質問状の内容は、翌日(二)在日同胞の基本的人権に対する見解を明らかにせよ、政府レベルでの児童手当の支給実現はいつから責任者の入居を政府はいつから認めるのか、(四)国民金融公庫の融資を認めるよう行政指導するのかが在日同胞に参政権を認めるべきと考えるが、これについての見解は、一五項

目であった。同連合会はこの公開質問状提出の翌年、翌年の九月一日にかけて首相官邸側と数回交渉を持したが、その間、訪米して国連本部へこの問題を訴える計画を具体化、七九年十月には、ニューヨークの国連本部に崔昌華牧師、姜栄一(カン・ヨンイル)牧師、康恩弘牧師の三氏を派遣した。

第一回目の訪米で三氏は国連人権委員会にバンボーベン事務局長を訪ね、在日同胞が受けている差別の実態をまとめた文書をワルト・ハイム事務総長あてに提出した。この文書はA、Bの二つの資料から成り、A資料は在日同胞の差別状況として、首相あてに提出した項目に国民年金に加入できない問題、何代住んでも居住権が保障されない問題、就職の困難などを加えたもの。さらに公開質問全文、崔牧師が起草したN日と的人格権訴訟の経過と問題点なども含む三氏を派遣した。

一方、B資料は在日韓国人の歴史的背景の説明に眼をおきつつ、国籍を奪われた金甲(サム・ジヨンカフ)氏裁判、家族離散の現実を訴えた朴漢仁(パク・ホニニ)氏のケース、さらに在日韓国人の論文「朝鮮半島と在日韓国人・朝鮮人の国籍」(崔昌華氏著)などをまとめている。

第一回目の訪米ではこれらの資料をバンボーベン氏の他に国連加盟の約百五十カ国の代表に送付、アメリカを主戦力国については直接これを手渡した。連合会代表三氏の訪問に人権委員会のバンボーベン事務局長はこの時在日同胞のために長い人権闘争を続けてきたことに敬意を表するとともに、在日韓国人の問題はよく知られているが、国連の機関を信頼した正式文書が提出されてこれにこたへて議論すると述べている。にせざる限りの解決のための努力をしようと語ったという。

そして三回目の代表派遣がこの八月九日から二十九日の間。八月八日から開かれた人権委員会専門委員会の実務者会議に出席をかねての日程だったが、ここで連合会の訴えが人権委員会の専門委員会に議論として取り上げられることになったのを確認した。

在日韓国・朝鮮人の法的地位の将来

「朝鮮研究」191号に「特在が 日本国籍から在日韓国・朝鮮人の法的地位の将来」と題する加藤明子氏の小論が掲載された。この中で加藤氏は「政府は在日韓国・朝鮮人の法的地位を一定の時間の経過に従って三代目を四一―一六―三(特別在留)という不安定な地位に一本化しようとしている」とつまり「日本国籍をとりこぼすを促しつつ、なおそれに同意しない者は一般外国人と同じにすると迫っている」と問題提起しながら、民族団体の早急な対処方法を問うた。在留資格が将来どうなっていくか、在日同胞の二・三世にとってはとりわけ関心の深いことがらであり、加藤氏の一文を全文転載し、読者の参考に残したい。

在日韓国・朝鮮人の在留資格

期間は三年以内。
▽協定永住 「日韓法的地位協定」により定められたもので、戦前から申請の日まで引続き日本に居住している者と、その直系卑属

1971年1月17日以降の在日韓国・朝鮮人の結婚と子の在留資格

夫	協定永住Ⅰ	126-2-6	4-1-16-2	4-1-16-3	協定永住Ⅱ	4-1-14	日本人
協Ⅰ	協Ⅱ (16-2) (16-3)	協Ⅱ (16-2)	協Ⅱ (16-2) (16-3)	協Ⅱ (16-2) (16-3)	協Ⅱ (16-2) (16-3)	協Ⅱ (16-2) (16-3)	日
126	協Ⅱ (16-2)	16-2	16-2	16-2	16-2	16-2	日
16-2	協Ⅱ (16-2) (16-3)	16-2	16-3	16-3	16-3	16-3	日
16-3	協Ⅱ (16-2) (16-3)	16-2	16-3	16-3	16-3	16-3	日
協Ⅱ	協Ⅱ (16-2) (16-3)	16-2	16-3	16-3	16-3	16-3	日
4-1-14	協Ⅱ (16-2) (16-3)	16-2	16-3	16-3	16-3	16-3	日
日	協Ⅱ (16-2) (16-3)	16-2	16-3	16-3	16-3	16-3	日

表中 協定永住Ⅰは協定永住一代目、協定永住Ⅱは協定永住二代目
()内は協定永住を申請しなかった場合の在留資格

合がある」と言っている。協定永住を申請しようとする人には、取得させる方針のようだ。

②両親のいずれかが二六該当者であれば、子は四一―一六―二となる。但し、両親の一方が協定永住一代目である場合、申請すれば協定永住二代目となる。

④四一―一六―二の子(二六該当者の孫)は四一―一六―三となる。但し、両親の一方が二六該当者であれば、四一―一六―二となり、協定永住一代目であれば協定永住を申請できる。参事官室の語によれば、このように二六該当者の孫として生まれ四一―一六―三を付与された者は、数年前に初めて出現し、現在すでに数万名に達するといふ。また、これは二六該当者が減った数とほぼ等しい。

④四一―一六―三、協定永住二代目、四一―一四の子は全て四一―一六―三となる。但し、両親の一方が協定永住一代目であれば協定永住を申請でき、二六該当者であれば四一―一六―二となる。

以上の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

特在が日本国籍が

昨（一）は佐藤内閣「在日朝鮮人
その差別と処遇の実態」を参照さ
れたが、子が親より不安定な地
位にあることは間違いない。殊に
つては、法令でも規定が
なく、「法務大臣が特に在留を認
める者」という四一―一六三
が現在付与されている。これは親
（四一―一六二）と比較して
も、その在留が法務大臣の完全な
自由裁量下にある点、在留期間が
三年以内（現在のところ、二六
該当者の孫は全三年が付与され
ている）である点で、より不安定
であると言えよう。

深刻な退去 強制の不安

次にこの協定永住の三代目
であるが、これに当たる者はまだ
出現していない。しかし、八年を
待たずして出現するであろうこ
とは間違いない。この協定永住三代
目について、日韓協定の協定第
二条は、協定の効力発効後五年
を経るまでは協定政府の要請があ
れば協定するものと定めている。
これは、協定永住一代目の最年長
者が、理屈の上では一九七一年一
月一七日生まれ（現在八才）であ
り、この者が二〇才で子を生むと
する（今から二二年后一九九一

年一月一七日）ということになる。
それが協定発効から五年後であ
るため、このように定められたのであ
る。

これについては日韓交渉時か
ら、協定永住者の範囲を「永久に
子々孫々」とすべきであるという
韓国の主張と、範囲を限定すべ
きであるという日本側の主張が鋭
く対立し、結局協定を基本的には
二代に限りそれ以降は協定するこ
うになったものである。

しかし、現在に至るも、韓国側
からいまだ協定の要請はないよう
だ。

参事官室の語によれば、数年前
に、四一―一六二の子の四一
―一六三と、一〇年以内に出
現するであろう協定永住三代目と
を考慮に入れて、在日朝鮮・韓国
人の法的地位を検討し、永住でき
るような法改正案が内部で出たこ
ともあったが、結局沙汰止みにな
り今日に至っているという。

これら四一―一六三の者
は、いまだ若年層にあり、また協
定永住三代目はいまだ出現してい
ない。しかし、彼らがやがて成長
していく過程で、もし、刑罰法令
違反のようなことを犯した場合こ
うなつていくのか、四一―一六
二や協定永住の親或いは二六
該当者たる祖父は、刑罰法令に違

反すると特在（四一―一六
三）に資格喪失される。しかし、
もとより特在である彼らには、
そのワンクッションがないのであ
る。このようなことが生じた場
合、法務大臣はどのように自由裁
量するのであろうか。

私たちがいま四一―一
六三の不安定性とは、国際人権
規約の批准によって予測されるよ
うな、社会保障等を徐々に日本人
と同様の待遇に近づけていくこ
とによって解決されない不安定性
――基本的には退去強制の条件に
かかる――を意味する。また逆に
不安定性、あるいは性が社会保障
等の獲得をも規制していくであら
う。

事実はきわめて深刻である。私
たちは、これと同時に進行してい
る次の事実にも警目せざるを得な
い。

第一に州化者がすでに十万人に
達し、今後増加するとみられて
いる。

第二に、日本人との結婚が、全
婚姻数の約半数を占めるといわれ
ている。父系血統主義によって、
父親が日本人なら子も日本国籍を
取得する。また、母親が日本人で
ある場合は、婚姻届を提出せず
子を母の（日本籍）に入れる場合
も多いとみられる。

当局は、七十年代後は朝鮮・
韓国籍の者同士との結婚は全婚姻数
の四分の一になると推定している
といわれている。現在、韓国・朝
鮮籍の者の中にも混血者がいるこ
とを考えると（日本国籍の者の中
にも混血者と帰化者がいる）将
来、在日韓国・朝鮮人は、日本国
籍になるか、朝鮮・韓国籍を維持
して四一―一六三の在留資格
になるかのいずれかになるという
ことになる。

かつて法務省入国局参事官であ
った植上勇は在日朝鮮人について
「日本人か外国人かの何れかに決
め、その決めた方に徹底すること
であらう。自己のため或は子孫の
ため日本社会に定着しようとする
人は帰化することである。……

その反対に、外国人であること
を決めた者は、あたかもアメリカ
人・ドイツ人が日本に在留してい
るのと同じ状態で、祖国に対する
忠誠とその利益を第一に考え、外
国人としての待遇で満足し、祖国
の名譽を汚さないよう優良な生活
を送り、時が来れば帰国すること
である」（「法的地位」一〇〇の質
問）という。これは入国局の一
貫した考え方であるともいえよ
う。

政府は講和条約発効の時点で在
日朝鮮人の法的地位を二六該当

者の子(四一六二)に二分し、日韓協定地位協定に基づき、それら二六三系列と協定永住者と二分した。しかし一定の時間の経過に従って、三代目を四一六二に一本化しようとしている。

私たちは一本化には反対しない。しかしそれは、四一六二一六三という不安定な地位にはなく、少くとも協定永住と同じかそれ以上の安定を意味するものでなければならぬ。

繰り返すが、当局は、日本への定住が明らかであり、日本社会との関係が密接な人々の法的地位を四一六二一六三というようなものに、つまり、特殊な外国人としての地位から一般外国人と同様の地位へと、代が下るにつれて近づけてきた。このような処遇の仕方が、在日朝鮮・韓国人を帰化へと追い込んだのだとも言える。

言いかえるなら、日本社会に最も適度の高い三・四世の在留資格を一般外国人と同じにするということは、主眼には日本国籍をとることの帰化を促しつつ、なおそれに同意しない者は一般外国人と同一に扱って追っていることにはかならない。

それにどう対処するか、私たちも含め、当事者、とりわけ民族団

帰化か追放にどう対処

体にとつて、差し迫った最悪な隣一七八
題であるといえよう。
うなっていくのか、その問題に言
及してみたい。

在日韓国・朝鮮人の在留資格は
次のように五つに分かれている。

▽二六三協定者 平和条約の効
力発生の日に日本国籍を離脱した
者で、一九四五年九月一日以前か

ら一九五二年四月二十八日まで引
き続き日本に在留する者と、四五
年九月三日から五二年四月二十八

日まで日本で出生したその子。在
留資格、在留期間を有することな
く日本に在留できる。

▽四一六二一六三 二六三協
定者の子で一九五二年四月二十九
日以降生まれ、在留期間満三年の
在留資格を認められている。

▽四一六二一六三 特別在留
（「特在」）法務大臣が特に在留
を認める者（「資格」といって、在留
として一九四五年八月二六日から

一九七二年一月一六までに生まれ
た者のうち協定永住を申請した者
（「協定永住一代目」）、及びこ

れらの者の子として七一年以降日
本で生まれ、協定永住を申請した
者（「協定永住二代目」）。

▽四一六二一六三 一般永住
その数は次の通りである。

二六三協定者 一四万九〇七
六人
四一六二一六二 二万二二二

増えつづけ
る特別在留

現時点で見ると、協定永住者
が最も多く、続く二六三協定者、
四一六二一六二と大部分を占
める。現在最も多いこれらの人た
ちの在留資格の中身がどのような
ものであるのか、社会福祉、社会
保障、教育、退去強制等々におい
てどうか、重大な問題であるが、
ここではふれない。また、等しく
日本の朝鮮植民地支配の犠牲者で
あり、またその子孫であるにもか
かわらず、その法的地位が二六三
系列と協定永住者に大きく二分さ
れていることの問題性にもここで
ふれる余裕がない。

今ここで問題点として特に指摘
したいのは、現在二万数千しかい
ない四一六二一六三（特在）が
今後したいにふえつづけ、やがて
在日韓国・朝鮮人の大部分が特在
になっていくであろうということ
である。

四一六二一六三 二万二七〇
〇人
協定永住者 三万四千三六六
人
四一六二一六二 一七二二人
（一九七四年四月一日現在、法
務省入国管理局「出入国管理」二九
七六年版より）

民族団体は
どう対処するか

二六三協定者は今後したいに減
少していく。また四一六二一六
二と協定永住者は、現在はまだふ
えていっているが、これも一定の
時間の経過に従って減り始めるで
あろう。

このことが、どのような事態を
もたらすのか、それをどう理解
し、どう対処すべきなのか、私た
ちはもちろん、それ以上に当事者
にとつて、一つの岐路に立たされ
ていると考えるべきではなからう
か。

四一六二一六三（特在）とは
一体なんなのか。法的には、法務
大臣の恩恵による在留といふこと
であり、それを付与するかどうか
も、在留期間も、法務大臣の自由
裁量に属するものである。在留資
格の内容を特定してはいないため外
国人にとつてこれほど都合のよい
在留資格はないといっている人も
法務省にはいるが、在日朝鮮・韓
国人の在留資格として適当かどう
かは、全く別の問題であろう。

現在、四一六二一六三（特
在）が付与されている者は、旅券
を持って入国した者を除くと、
④四一六二一六二の子（二二
六三協定者の孫に当たる者）。

②二六三協定者とされたいた
が、実は戦後入国であったことが
発覚したもの。また、刑罰法令違
反で四一六二一六三（特在）に
資格変更された者。この場合、そ
の手である四一六二一六二も、
親の資格変更に伴って四一六二
一六三に資格変更される。

③協定永住を取得していたが、
実は戦後入国であったことが発覚
したもの。また刑罰法令違反で四
一六二一六三に資格変更された
者（申政氏などの例）。この場
合、その子（協定永住取得者、ま
たは四一六二一六二）も親の資
格変更に伴って四一六二一六三
に資格変更される。また孫（協定永
住一代目）も祖父の資格変更に伴
なって四一六二一六三に資格変
更される。

④「不法入国」者で特在が付与

不安定な次の世代の在留資格

中央庁前の光化門から東へ十五分ほど歩くと、ソウル三大故宮の中でも最も往時の姿を残す昌徳宮の正門に出る。それは敦化門で、さういふ戦火を免かれ、李朝初期の壮麗な木造建築を築きまわす。昌徳宮の境内には正殿をほはじめ、いくつもの樓閣があるが、樂善斎には李万王（日本宮内親王）が住んでおり、その後には、韓国一の名園として知られている松菊の深い森が続いている。

ソウル市庁前の広場に面している昌徳宮は、春はシヤクナゲ、夏は妻が不法入国、夫が特在である場合に子が生まれても、妻（女）には生活能力がないとなきられ、また、子は母と共に暮らせるという考えから、妻子ともに退去の出るケースが多いという。

次の妻を参照されたい。次の世代の在日朝鮮・韓国人の在留資格がどうなるか知るための目安として作成したものである。若干簡明しながら問題を指摘してみよう。

①協定永住については、両親のいずれかが、協定永住一代目であれば、子は協定永住を申請できる（協定永住一代目）。申請しなければ○内のように、協定永住を取得する前の親の在留資格と、もう一方の親の在留資格とに基づいて決定される。但し、入籍間資格審査の際では、「病氣、知らなかった等の期限（六〇日）切れは結構あるが、例外的に等値する場つまり、二六協当者の子（四一―一六―二）と嫁（四一―一六―三）については、代が下がるにつれて日本社会との密接になるにもかかわらず、それと反比例して地位が不安定になつていくのは問題であるとの指摘がつとにき

れ、これらの者は二六協当者と同じ地位に一本化すべきだという主張がなされてきた（一九七七年、御殿場における「在日韓国人の諸権利に関するシンポジウム」の西明彦）。

これについて入籍局参事官室は、四一―一六―二と四一―一六―三の三年は、更新手数料免除以外は実質が異なることがなく、形態を異えすとも実質が等しくなつていくと述べている。

しかし、本三にそう言えるのだろうか。社会福祉、社会保障、教育等の大部分については、確かにそう言えるかも知れない。しかし、より基本的な所で疑念を抱かざるをえないのだ。

ここで、二六系列の在日朝鮮人の在留資格の整理を見てみよう。

二六協当者は、前述したように、在留資格、在留期間の制限を受けることなく在留することができるとするが、その子は法務省令によつて四一―一六―二の特定在留という在留資格になり、在留期間も三年と限られる。つまり、在日朝鮮人の二般外国人と異なる特殊性を考慮して定められた二六協当者とは決定的に違つて、基本的には、旅券を持って入国した二般外国人と同様に、在留資格制度の枠内に入り、在留期間

が定められたわけである。この子（四一―一六―二の者）は、一生、三年ごとの期間更新を続けなければならない。期間更新は、法的には法務大臣の許可制である。

昭和54年11月16日

1979年(昭和54年)

11月16日 (金曜日)

国連で人権訴え の崔牧師ら帰国

在日韓国人・朝鮮人が人権を奪われている実態を国連人権委員会に訴えるため渡米していた「在日韓国人・朝鮮人の人権獲得全国連合会」の崔昌華(チオエ・チャンホ)牧師(北九州市小倉北区白根)らが十四日夜帰国した。

崔牧師らは十月十九日ニューヨーク、二十九日国連人権委員会のフオン・ボウエン事務局長と会談、在日韓国人・朝鮮人の歴史的背景や、公営住宅入居拒否に見られる差別、日本国籍を一方的に奪われた事実を要約した英文冊子を手渡した。

崔牧師によれば、同人権委員は、冊子のコピーを日本政府に送付、回答を求めるといふ。

『差別』を国連人権委に訴え、帰国

崔昌華さん

【北九州】在日韓国人・朝鮮人の差別問題を国連人権委員会などに訴えて帰国した北九州市小倉北区白根二丁目、在日大韓キリスト教小倉教会牧師、崔昌華(チオエ・

チャンホ)さんは十五日、同教会で記者会見し、同委員会議

務局が崔さんらの訴えについて日本政府に回答を求めたうえで対応を検討すると確認したことなどを明らかにした。在日韓国人が人権問題で国連にアピールしたのは今回が初めて。

崔さんは「在日韓国人・朝鮮人の人権獲得全国連合会」の代表として十月二十九日、国連人権委員会のフオン・ボウエン事務局長と会い、約百頁にわたってまとめた要領書を提出。その中で「われわれは在日韓国人・朝鮮人は、納税など日本の住民に課せられたすべての義務を負っているのに権利は一つ与えられておらず、行政上の差別だけで約二百件のぼろ」と主張した。

具体的な差別内容として①居住権、参政権がない②児童手当がもらえず、東京都、北九州市などを除く大部分の都市で公営住宅に入居できない③国民年金、銀行ローンなどが受けられない④雇用が保障されていないなどを指摘した。

崔さんは「これで国連と米國に私たちの問題を直接訴えるパイプが出来た。双方とも今後より強い関心を持つてくれると思う。私たちの訴えに対する日本政府の反応と国連人権委員の動きに期待している」と語った。

東月

日

新

聞

1979年(昭和54年)10月30日

日本での差別 国連委へ訴え

崔昌華さん

【ニューヨーク二十九日】為田特派員「在日韓国人朝鮮人の人権獲得全国連合会」代表のチオエ・チャンホ(崔昌華)さんは二十九日、ニューヨークの国連本部を訪れて、国連人権委員事務局幹部らに「日本における韓国人・朝鮮人」と題する国連争論委員会編纂の報告書を手渡した。日本に住む韓国人、朝鮮人六十六万が法的

地位の面でさまざまな差別を受けているとの告発の文章だが、チオエさんは「こんどの国連訪問で人権委員との間にパイプが出来上がった意味は大きい。今後とも居住権の侵害の事実などを国際世論に訴えていく」と語っている。

チオエさんが国連人権委に提出したのは排他的な日本の入籍行政、強制送還の送り出し地点である大村収容所の非人道的なことを上げた文書だが、一方では祖父、父子、孫と四代百年以上にわ

たつて日本に住みながら「帰化」という同化政策を受け入れなかった者にはけつして選挙権を与えようというという「政治差別」の指摘も報告書の重要な部分。

北九州市在住のチオエさんは在日大韓基督教小倉教会牧師。四年前「韓国人、朝鮮人の名前を日本籍証にするのは人権侵害である」とNHKを訴えたが、福岡地裁小倉支部は五十二年七月、一審判決でチオエさんの訴えを却下している。

1979年(昭和54年)

10月30日 (火曜日)

在日韓国・朝鮮人の抑圧で 崔牧師ら国連 委に助力要請

【ニューヨーク二十九日】

朝鮮人の人権獲得全国連合会の崔昌華(チオエ・チャンホ)牧師ら代表三人が二十九日国連人権委員会のフオン・ボウエン事務局長と会い、約百頁にわたってまとめた要領書を提出。その中で「われわれは在日韓国人・朝鮮人は、納税など日本の住民に課せられたすべての義務を負っているのに権利は一つ与えられておらず、行政上の差別だけで約二百件のぼろ」と主張した。

東月

日

新

聞

1979年(昭和54年)

10月20日

在日韓国人・朝鮮人の人権獲得訴え 崔牧師らが訪米

在日韓国人・朝鮮人は若しく基本的人権を備約されている——と訴えを起ける。

して、在日韓国人医師、牧師らで結成している「在日韓国人・朝鮮人の人権獲得全国連合会」は実情を国連人権委員会へ訴えることになり、十九日夜、同連合会代表崔昌華(チオエ・チャンホ)牧師ら三人が米國へ向かった。崔牧師らは二十五、六日(三十一)ニューヨークにある同人権委員の窓口に訴

「UN人權委員會」參加報告書

「在日同胞는 이제 외롭지 않다」

在日韓國人人權獲得鬭爭連合會長·牧師

崔 昌 華

在日韓國人의 人權問題가 드디어 國際社會의 公場에서 討議가 되었다. 앞으로 日本은 在日同胞의 人權問題를 「國內問題」로서만 다루고 간담히 處理하지 못하겠단다. 國際社會



의 注目을 받게 되었다. 筆者는 日本政府의 「在日同胞에 대한 不當한 差別待遇」를 지난 8월 2월 2일부터 3월 13일까지 「제네바」에서開催된 「유엔」人權委員會에 參席하여 日

本의 人權問題에 대한 20개의 正式提議의 議題를 採択하게 된 것을 千萬幸으로 생각하면서 在日同胞의 人權問題가 世界各國의 人權問題中에서도 가장 重

要한 日本이 在日同胞의 人權問題를 「國內問題」로만 處理하는 態度를 糾正하고 國際社會의 監視를 받게 하자는 것이다. 筆者는 3월 13일 「유엔」人權委員會에 參席하여 日

本의 人權問題에 대한 20개의 正式提議의 議題를 採択하게 된 것을 千萬幸으로 생각하면서 在日同胞의 人權問題가 世界各國의 人權問題中에서도 가장 重

要한 日本이 在日同胞의 人權問題를 「國內問題」로만 處理하는 態度를 糾正하고 國際社會의 監視를 받게 하자는 것이다. 筆者는 3월 13일 「유엔」人權委員會에 參席하여 日

本의 人權問題에 대한 20개의 正式提議의 議題를 採択하게 된 것을 千萬幸으로 생각하면서 在日同胞의 人權問題가 世界各國의 人權問題中에서도 가장 重

要한 日本이 在日同胞의 人權問題를 「國內問題」로만 處理하는 態度를 糾正하고 國際社會의 監視를 받게 하자는 것이다. 筆者는 3월 13일 「유엔」人權委員會에 參席하여 日

要한 日本이 在日同胞의 人權問題를 「國內問題」로만 處理하는 態度를 糾正하고 國際社會의 監視를 받게 하자는 것이다. 筆者는 3월 13일 「유엔」人權委員會에 參席하여 日

要한 日本이 在日同胞의 人權問題를 「國內問題」로만 處理하는 態度를 糾正하고 國際社會의 監視를 받게 하자는 것이다. 筆者는 3월 13일 「유엔」人權委員會에 參席하여 日

要한 日本이 在日同胞의 人權問題를 「國內問題」로만 處理하는 態度를 糾正하고 國際社會의 監視를 받게 하자는 것이다. 筆者는 3월 13일 「유엔」人權委員會에 參席하여 日

要한 日本이 在日同胞의 人權問題를 「國內問題」로만 處理하는 態度를 糾正하고 國際社會의 監視를 받게 하자는 것이다. 筆者는 3월 13일 「유엔」人權委員會에 參席하여 日

要한 日本이 在日同胞의 人權問題를 「國內問題」로만 處理하는 態度를 糾正하고 國際社會의 監視를 받게 하자는 것이다. 筆者는 3월 13일 「유엔」人權委員會에 參席하여 日

要한 日本이 在日同胞의 人權問題를 「國內問題」로만 處理하는 態度를 糾正하고 國際社會의 監視를 받게 하자는 것이다. 筆者는 3월 13일 「유엔」人權委員會에 參席하여 日

人權委 日을人權侵害國으로斷定

在日同胞의人權、國內문제로處理못해 日의差別政策、國際社會의監視받게돼

要한 日本이 在日同胞의 人權問題를 「國內問題」로만 處理하는 態度를 糾正하고 國際社會의 監視를 받게 하자는 것이다. 筆者는 3월 13일 「유엔」人權委員會에 參席하여 日

要한 日本이 在日同胞의 人權問題를 「國內問題」로만 處理하는 態度를 糾正하고 國際社會의 監視를 받게 하자는 것이다. 筆者는 3월 13일 「유엔」人權委員會에 參席하여 日

要한 日本이 在日同胞의 人權問題를 「國內問題」로만 處理하는 態度를 糾正하고 國際社會의 監視를 받게 하자는 것이다. 筆者는 3월 13일 「유엔」人權委員會에 參席하여 日

要한 日本이 在日同胞의 人權問題를 「國內問題」로만 處理하는 態度를 糾正하고 國際社會의 監視를 받게 하자는 것이다. 筆者는 3월 13일 「유엔」人權委員會에 參席하여 日

要한 日本이 在日同胞의 人權問題를 「國內問題」로만 處理하는 態度를 糾正하고 國際社會의 監視를 받게 하자는 것이다. 筆者는 3월 13일 「유엔」人權委員會에 參席하여 日

要한 日本이 在日同胞의 人權問題를 「國內問題」로만 處理하는 態度를 糾正하고 國際社會의 監視를 받게 하자는 것이다. 筆者는 3월 13일 「유엔」人權委員會에 參席하여 日

要한 日本이 在日同胞의 人權問題를 「國內問題」로만 處理하는 態度를 糾正하고 國際社會의 監視를 받게 하자는 것이다. 筆者는 3월 13일 「유엔」人權委員會에 參席하여 日

要한 日本이 在日同胞의 人權問題를 「國內問題」로만 處理하는 態度를 糾正하고 國際社會의 監視를 받게 하자는 것이다. 筆者는 3월 13일 「유엔」人權委員會에 參席하여 日

要한 日本이 在日同胞의 人權問題를 「國內問題」로만 處理하는 態度를 糾正하고 國際社會의 監視를 받게 하자는 것이다. 筆者는 3월 13일 「유엔」人權委員會에 參席하여 日

要한 日本이 在日同胞의 人權問題를 「國內問題」로만 處理하는 態度를 糾正하고 國際社會의 監視를 받게 하자는 것이다. 筆者는 3월 13일 「유엔」人權委員會에 參席하여 日

UN人權委지적後 入管令 改正등 差別을 完化

N人權委의 討議經過呈報
아 在日同胞의 人權問題
를「國內問題」로서 處理
할수 있을것이며 나아가
國際社會의 監視를 받게
될것이 예상된다.
또한 日本의 入管令改
正(3월1일)은 UN人權
委에서 行한 管轄으로
이루어진것으로 본다.
아 물론 在日同胞의 人
權問題는 僑胞들 自身을
이 擁護를 통해 적극적이
어야 한다고 생각한다.
當事者들의 執拗한 努
력이 있었으므로 해서 UN
과도 紐帶하여 人權問題
를 개원해갈수가 있었다는
것은 當然한것이라 생각
한다.
入管令改正안에도 強制
退去令이 撤回되지 않았
아직도 미흡한점이 많다.
우리는 그동안 ①兒童
手當의 排除 ②就職差別
③非人道的인 大村收容所
問題등에 관한 告發書를 U
N人權委 및 關係機關에提
출한바 있다.

あとがき

- (1) この会報 No.5を出してから2年ぶりの No.6 になってしまった。ときどき、「あの裁判はどうなりました?」などと聞かれて、赤面の到りだったのですが、提訴以来、6年になろうとしています。が、「まだ、やってます」ということを、この No.6を通じて返事しておきます。
- (2) 裁判の方は、現在、原告側証人調べに入っており、今年の4月20日は大養牧師の証人取問があり、7月27日はシェファー牧師の証言となっています。この分では、まだ二年は続くかな、と思っています。
- (3) この「裁判をすすめる会」も会とは名ばかりで、裁判の打合せなども、やっと複数を保ってやっていますが、それでも、昔、学生だったころの会員が、ふらっと子供づれや、新婚のカップルとなって金さんを病院に見舞ったりすると、金さんはその日はなんだかうれしそうだ。とくに、子供がやってきて、「おじいちゃん」など呼ばれると、とっても、うれしそうだ。ただ、まだ金さんは61才で、ちょっと「おじいちゃん」と呼ばれるには早いのだが。

この裁判をやってよかったなあと思うことは、古い会員や初めての人や、それに牧師さん達などいろんな人が、時々、病院の金さんに会いに来てくれることだ。強制挿行されてきて、すでに40年、金さんの身よりは、日本には誰もいないし、金さんは左半身不随で自分では外にでることもたいへんなのだから。

誰かが来たあとの、なんとなくごやかな金さんの顔をみると日本国籍確認訴訟の私たちにとっての意味は、強制連行されて今や身よりもなく病院にいる金さんのことを、私たちが思い出して病院へ足を運ぶ、そんな一歩の中に、あるのかもしれないなとふと思う。

一九八一年七月八日

(K)

(5)

会の連絡場所は以下のとおり。

